

平成 23 年度 大学機関別認証評価  
自己評価報告書・本編  
[日本高等教育評価機構]

平成 23(2011)年 6 月  
西九州大学

## 目次

|   |    |
|---|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色 . . . . . | 1  |
| II. 沿革と現況 . . . . .                       | 3  |
| III. 「基準」ごとの自己評価 . . . . .                | 7  |
| 基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 . . . . .        | 7  |
| 基準2 教育研究組織 . . . . .                      | 10 |
| 基準3 教育課程 . . . . .                        | 17 |
| 基準4 学生 . . . . .                          | 38 |
| 基準5 教員 . . . . .                          | 51 |
| 基準6 職員 . . . . .                          | 63 |
| 基準7 管理運営 . . . . .                        | 68 |
| 基準8 財務 . . . . .                          | 75 |
| 基準9 教育研究環境 . . . . .                      | 79 |
| 基準10 社会連携 . . . . .                       | 86 |
| 基準11 社会的責務 . . . . .                      | 92 |
| IV. 特記事項 . . . . .                        | 96 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 西九州大学の建学の精神、教育理念

本学は昭和43年の開学以来、一貫して「高度の知識を受け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人材を養成する」という学園創設者永原マツヨの掲げた建学の精神のもとに、心を一つにして教育研究と人材養成を実施してきた。戦後間もない昭和21年に学園を開いた創設者は、その当時弱い立場にあった女性が生きていくためには、高度な専門知識を学び、手に職をつけ、優しい心と学び続ける強い意志の必要性を説き、女性の解放を訴えた。このような考えに基づきその当時開設した栄養士養成施設が、さらに高度な管理栄養士の育成へと発展し本学の開学、すなわち管理栄養士養成課程の開設に結びついた。

また、本学には建学の精神に基づいた教育理念として「あすなろう精神」が引き継がれている。「あすなろう」（「あすなろ」ともいう）とはヒノキ科に属する九州に生えている常緑樹で、長い年月を経てヒノキに似た巨木になることから、あす（明日、翌日の翌）はひのき（檜）のような大木になるうという意味合いがある。漢字では、「翌檜」と表現される。つまり、今は未完の若者であっても、いずれは逞しい巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になってほしい、高い志を掲げて生涯学び続ける努力をする人物になってほしいという強い願いが込められている。

### 2. 西九州大学が目指す大学像

本学が目標とする人間像は、建学の精神と教育理念に基づき

- (1) 大地にしっかりと根を張り、少々の風では挫けないような信念と根性
- (2) 未来という天空に向かって真っすぐに伸びていくような意欲と行動力
- (3) 周囲を見下ろす大木のような高い志と広い視野

を持ち合せた人物である。すなわち、本学は教養と人間性を兼ね備えた高度の専門職業人の養成を目指している。これからの時代に最も重要な課題とされている人間の健康、福祉および教育・保育が、本学の教育研究の中心であり、接する対象者の多くは弱い立場の人間である。求めるものは人間の幸せな生活であり、またそれらを可能とする社会の実現にある。従って、これらの分野において職業人として、また指導者として働く人材には、専門的な知識のみならず、周囲への配慮や思いやりのある心優しい人間性や、薫り高い教養が要求される。

本学が目指す大学像は次のようにまとめられる。

- (1) 健康、福祉、教育・保育に関する地域の「知の創造拠点」として頼りにされる大学
  - ・地域社会と密接に連携し、地域のニーズに柔軟に対応できる教育研究
  - 「地域と共に生き、地域と共に学び、地域に優しい大学」を目指す
  - ・大学院では、より深い理論や専門技術に関する教育研究を実施
- (2) 新しい社会人としての人間的資質を養成できる大学
  - ・「あすなろう」の精神に基づく人間教育の実施
  - ・ボランティア活動、インターンシップ等体験的な学習を通じた人間教育の実施
- (3) 人間の健康、福祉、教育・保育に寄与する専門職業人を養成する大学

- ・質の高い実践的な教育研究を実施して、各種資格や免許等を修得させる
  - ・一人一人の学生を大切に、それぞれの能力を引き出す教育を実施する
  - ・キャリア教育、就職活動支援等の学生の就業力支援を格段に充実させる
  - ・大学院では、より高度化した高度専門職業人の養成をする
- (4) 地域の生涯学習の拠点となれる大学
- ・大学・短期大学部のすべての授業を原則として市民に開放
  - ・地域の老若男女が昼夜を問わず闊歩できる大学
  - ・学生と地域住民がお互いに学び合えるような大学
- (5) 産官学連携がスムーズに実践できている大学
- (6) アジアとの国際交流を実践している大学

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|              |  |
|--------------|--|
| 昭和 21 年 9 月  | 佐賀栄養専門学院創立   |
| 昭和 29 年 2 月  | 学校法人永原学園設立認可   |
| 昭和 43 年 3 月  | 佐賀家政大学家政学部家政学科設置認可（入学定員 100 名）   |
| 昭和 43 年 3 月  | 栄養士養成施設として指定を受ける   |
| 昭和 43 年 4 月  | 佐賀家政大学開学（校地 83,091 m <sup>2</sup> ・校舎 1・2 号館 5,201.04 m <sup>2</sup> ）           |
| 昭和 44 年 1 月  | 家政学部家政学科を専攻分離し「家政学専攻 50 名・管理栄養士専攻 50 名」として届出                                     |
| 昭和 44 年 1 月  | 管理栄養士養成施設として指定を受ける   |
| 昭和 45 年 9 月  | 佐賀家政大学 3 号館新築（570.56 m <sup>2</sup> ）  |
| 昭和 49 年 1 月  | 佐賀家政大学家政学部社会福祉学科設置認可（入学定員 30 名）<br>家政学部家政学科家政学専攻入学定員減（50 名→20 名）                 |
| 昭和 49 年 6 月  | 佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更  |
| 昭和 50 年 12 月 | 西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（30 名→50 名）  |
| 昭和 52 年 3 月  | 家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に名称変更し「家政学専攻」を「食物栄養学専攻」に改称                                    |
| 昭和 52 年 11 月 | 西九州大学 3 号館増築（269.68 m <sup>2</sup> ）   |
| 昭和 52 年 11 月 | 西九州大学創立 10 周年記念式典挙行  |
| 昭和 54 年 8 月  | 西九州大学雨天体操場（現第 2 体育館）新築（504.00 m <sup>2</sup> ）                                   |
| 昭和 57 年 1 月  | 西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（50 名→80 名）  |
| 昭和 57 年 1 月  | 西九州大学 3 号館増築（272.17 m <sup>2</sup> ）   |
| 昭和 59 年 3 月  | 運動場造成（約 12,000 m <sup>2</sup> ）  |
| 昭和 61 年 12 月 | 西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（80 名→100 名）   |
| 昭和 63 年 12 月 | 西九州大学 4 号館（記念センター）新築（2,577.53 m <sup>2</sup> ）およびサークル室増築（181.39 m <sup>2</sup> ） |
| 昭和 63 年 12 月 | 西九州大学創立 20 周年記念式典挙行  |
| 平成 3 年 12 月  | 西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（100 名→120 名）  |
| 平成 6 年 9 月   | 健康福祉実践センター新築（214.82 m <sup>2</sup> ）   |
| 平成 7 年 2 月   | 福祉レクリエーション・ワーカー養成課程およびレクリエーション・インストラクター養成課程認定校として認可（日レク協会）                       |
| 平成 7 年 2 月   | 校地拡張（駐車場用地）（1,370 m <sup>2</sup> ）   |
| 平成 8 年 3 月   | 西九州大学 5 号館新築（2,611.69 m <sup>2</sup> ）   |
| 平成 8 年 11 月  | 学校法人永原学園創立 50 周年記念式典挙行   |
| 平成 9 年 12 月  | 西九州大学家政学部社会福祉学科 3 年次編入学定員 20 名に係る収容定員増認可   |
| 平成 10 年 9 月  | 西九州大学創立 30 周年記念特別講演  |
| 平成 10 年 12 月 | 西九州大学大学院設置認可「健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士   |

- 課程」(入学定員8名)
- 平成11年4月 西九州大学大学院開設
- 平成11年12月 西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増(70名→90名)並びに社会福祉学科入学定員増認可(120名→140名)および臨時定員既認可40名の恒常化を図る
- 平成12年6月 校地拡張(駐車場用地等) 10,156.00 m<sup>2</sup>
- 平成12年10月 西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可および入学定員増認可(90名→130名)  
「家政学部食物栄養学科は平成13年度から募集停止」
- 平成13年4月 西九州大学家政学部を西九州大学健康福祉学部に変更
- 平成13年10月 西九州大学介護教育棟新築(762.37 m<sup>2</sup>)および学生ホール新築(274.80 m<sup>2</sup>)
- 平成14年3月 介護福祉士養成施設として指定を受ける
- 平成14年3月 西九州大学6号館(1,612.19 m<sup>2</sup>)完成
- 平成15年3月 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格(2種)の指定を受ける(日本臨床心理士資格認定協会)
- 平成16年3月 トレーニングセンター(242.26 m<sup>2</sup>)完成
- 平成17年3月 弓道場(5人立)、部室棟(2階建・311.96 m<sup>2</sup>)完成、テニスコート(全天候型・照明設備)改修
- 平成18年11月 リハビリテーション学部設置認可  
「リハビリテーション学科 理学療法学専攻 入学定員40名 作業療法学専攻 入学定員40名」
- 平成18年11月 理学療法士、作業療法士校として指定を受ける
- 平成19年3月 調理室 エアコンの設置(第2調理実習室、給食経営管理実習室)
- 平成19年3月 リハビリテーション学部校舎(7号館4,394.28 m<sup>2</sup>)完成
- 平成19年4月 リハビリテーション学部開設
- 平成20年4月 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格(1種)の指定を受ける(日本臨床心理士資格認定協会)
- 平成20年10月 子ども学部子ども学科設置認可「入学定員80名 編入生10名」
- 平成20年11月 西九州大学40周年リスタート宣言
- 平成21年1月 子ども学部校舎(神園キャンパス3号館4,268.19 m<sup>2</sup>)完成
- 平成21年4月 子ども学部子ども学科開設

## 2. 本学の現況(平成23(2011)年5月1日現在)

- (1) 大学名 西九州大学
- (2) 所在地 佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9
- (3) 学部・大学院の構成

表Ⅱ－３－１ 学部・大学院の構成

| 大学院・学部      | 専攻・学科                             | 設置年度等    |
|-------------|-----------------------------------|----------|
| 健康福祉学部      | 健康栄養学科                            | 昭和 43 年度 |
|             | 社会福祉学科                            | 昭和 49 年度 |
| リハビリテーション学部 | リハビリテーション学科<br>理学療法学専攻<br>作業療法学専攻 | 平成 19 年度 |
| 子ども学部       | 子ども学科                             | 平成 21 年度 |
| 大学院（修士課程）   | 健康福祉学研究科<br>健康福祉学専攻               | 平成 11 年度 |

表Ⅱ－３－２ 学部の学生数

| 学部          | 学科                     | 入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |     |     |     |      |
|-------------|------------------------|------|------|-------|-----|-----|-----|------|
|             |                        |      |      | 1年次   | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 合計   |
| 健康福祉学部      | 健康栄養学科                 | 130  | 520  | 116   | 117 | 97  | 117 | 447  |
|             | 社会福祉学科                 | 120  | 540  | 106   | 76  | 107 | 143 | 432  |
| リハビリテーション学部 | リハビリテーション学科<br>理学療法学専攻 | 40   | 160  | 51    | 41  | 37  | 55  | 184  |
|             | リハビリテーション学科<br>作業療法学専攻 | 40   | 160  | 33    | 39  | 31  | 44  | 147  |
| 子ども学部       | 子ども学科                  | 80   | 250  | 95    | 92  | 66  | —   | 253  |
| 合計          |                        | 410  | 1630 | 401   | 365 | 338 | 359 | 1463 |

表Ⅱ－３－３ 大学院の学生数

| 研究科            | 専攻    | 入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |     |    |
|----------------|-------|------|------|-------|-----|----|
|                |       |      |      | 1年次   | 2年次 | 合計 |
| 健康福祉学研究科（修士課程） | 健康福祉学 | 12   | 24   | 16    | 15  | 31 |

表Ⅱ－３－４ 教員数

| 学部・研究科      | 学科                     | 専任教員数 |     |    |    | 助手 | 合計   |
|-------------|------------------------|-------|-----|----|----|----|------|
|             |                        | 教授    | 准教授 | 講師 | 助教 |    |      |
| 健康福祉学部      | 健康栄養学科                 | 13    | 8   | 2  | 1  | 6  | 30   |
|             | 社会福祉学科                 | 8     | 10  | 5  | 1  | 3  | 27   |
| リハビリテーション学部 | リハビリテーション学科<br>理学療法学専攻 | 6     | 0   | 2  | 4  | 1  | 13   |
|             | リハビリテーション学科<br>作業療法学専攻 | 4     | 2   | 3  | 2  | 1  | 12   |
| 子ども学部       | 子ども学科                  | 6     | 5   | 2  | 1  | 1  | 15   |
| 大学院         | 健康福祉学研究科               | (25)  | (9) | —  | —  | —  | (34) |
| 合計          |                        | 37    | 25  | 14 | 9  | 12 | 97   |

表. Ⅱ－３－５ 職員数

| 法人事務局 | 大学・短期大学部<br>(神埼キャンパス) | 大学・短期大学部<br>(神園キャンパス) | 合計 |
|-------|-----------------------|-----------------------|----|
| 5     | 27                    | 15                    | 47 |



### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

##### (1) 1-1の事実の説明(現状)

##### 1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

###### 1) 学生、保護者に向けた方策

学生には、入学式、卒業式、学内外行事等で、必ず学長式辞、学長講話の中で、建学の精神、教育理念を分かりやすく説明している。また、入学直後に、共通教育科目「基礎演習あすなろう」の中で自校教育として学長が一コマを担当して創設者の業績や建学の精神、教育理念等を分かりやすく講義している。

本年度からは共通教育に「あすなろう体験Ⅰ(基礎)」、「あすなろう体験Ⅱ(実践)」が開講され、これらの授業の中で更に理解が進む。また、学生便覧や学内外の新聞、パンフレット等で、できるだけこれらを紹介するように努力している。また、教育理念の「あすなろう」という言葉はあすなろう広場、あすなろう祭、あすなロードなどいろいろな所で使用されており、教育理念を周知することに役立っている。建学の精神も同様に額に入れて各所に掲示されている。

保護者に向けても、後援会の集会等において学長から、大学が目指すことの中で建学の精神や教育理念を説明し、理解を求めている。

###### 2) 教職員に向けた方策

教職員に対して、上記以外では、教授会を始め各種会議において、学長が自ら事あるごとに建学の精神、教育理念を強調するとともに、学生に対して教育の中でこれらを授業に生かしていくことを依頼している。新規採用者に対しても、研修会において学長自ら講話をする。

###### 3) 学外に向けた方策

学外に向けては、広報誌等にできる限り執筆し、ホームページ等にも建学の精神、教育理念に関する記事を頻繁に掲載するようにしている。高校生へのガイダンスや学外での集会等においても多くの教職員が広く市民の方々に紹介するように指導している。

##### (2) 1-1の自己評価

建学の精神・大学の基本理念を学内外へ提示することについては、長年、他の大学等も参考にしながら種々の方法を用いて実施してきたので、十分に周知されている。

教職員がどの程度意識して授業や学生指導を実施し、学生達がどれくらい理解しているか或いは学外者がこれらをどの程度理解しているかについてはこれまで検証したことはない。

##### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

平成23年度より就業力支援GP事業により、全学的に共通教育科目に「あすなろう」の名前がついたものが3科目設定された。これらの授業の中で、建学の精神、教育理念がどのように学生達に伝えられ、それが学生の就業力アップにどの程度活用されるかを検証し

ていく。また、FD/SD 研修会においても教職員が、これらを掘り下げて創設者の想いを共有し、学生にいかに分かりやすく伝承していくかの議論を深めていく。

## **1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。**

### **(1) 1-2の事実の説明（現状）**

#### **1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。**

建学の精神、大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的は西九州大学学則第1条に定められている。また、各学部の目的、各学科の目的もそれぞれ学則に定められている。西九州大学大学院についても、大学院学則に研究科の目的が定められており、学生便覧にも理念・目的が掲載されている。大学の使命・目的に従って第1次中期目標・中期計画を平成16年に策定し6年間の計画を実施してきた。また平成22年度には4年計画の第2次中期目標・中期計画を策定し、現在進行中である。

#### **1-2-② 大学の使命・目的が学生および教職員に周知されているか。**

「人類の福祉に寄与する人物の育成」という目的等は、学則をはじめ中期目標・中期計画などあらゆるところに記述しており、教職員に周知されている。また、学生には教職員を通じて普段の授業、生活指導の中で周知をはかっている。

#### **1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

大学案内や広報誌、ホームページ等、様々な広報媒体を通じて、本学の使命、目的を積極的に公表している。

### **(2) 1-2の自己評価**

大学の使命、目的は明確に定められており学則に明記されている。また、中期目標・中期計画も教職員全員が関わり策定しており、大学のホームページ上に常に掲示し、周知をはかっている。

### **(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）**

平成23年度より動き出した就業力支援GP事業のポートフォリオは本学学生の科目内・外での様々な活動に関して「振返り」を必須としている。その中には本学の使命・目的を理解させる「基礎演習あすなろう」という科目設定も行っている。この科目の「振返り」から学生は日々の学生生活の指針として本学の使命・目的を知ることができる。共通教育の中の実践教養科目「あすなろう体験」関連科目の内容を充実することによりさらに理解度を深めていく。学外への公表については、まだ改善の余地があり、ホームページや広報誌等を通じた、積極的な広報を企画する。

### **[基準1の自己評価]**

建学の精神・大学の基本理念および使命・目的は明確に定められており、教職員を始め学生、保護者および学外者へもあらゆる手段を用いて公表され、周知のための努力

を重ねている。しかし、学生や学外者にどの程度周知されているかを調査したことはないので、これについては今後実施しなければならない。また、これらの基本理念等が学生の教育研究或いは大学の運営にどのように生かされているのかについては、さらなる検証が必要である。

**【基準1の改善・向上方策（将来計画）】**

建学の精神、教育理念についてはこれまでに印刷物やホームページを通じて十分な周知がなされてきたが使命・目的は、学外者への周知がまだ不十分であるので各種媒体での公表に尽力する。また、中期目標・中期計画についても、現在は学内関係者のみへの公表であるが外部公表も検討する。平成23年度より実質的に動き出した就業力支援GP事業が、これらの公表による効果の測定に極めて有効な手段となるので活用法を検討する。

**基準2. 教育研究組織**

**2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。**

(1) 2-1の事実の説明（現状）

**2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**

本学では、教育研究上の目的を達成するために、健康福祉学部（健康栄養学科、社会福祉学科）、リハビリテーション学部（リハビリテーション学科）、子ども学部（子ども学科）3学部5学科および、大学院健康福祉学研究科を設け、附属施設として図書館、健康福祉実践センター、臨床心理相談室、食育サポートセンター、健康福祉研究センター、あすなろうセンター、健康福祉・生涯学習センターからなる教育研究組織を構成している。

本学の学部学科および研究科の構成、入学定員、在籍学生数、専任教員数は、p4-5に示した、表Ⅱ-3-2、表Ⅱ-3-3、表Ⅱ-3-4のとおりである。

施設の設置目的、業務内容は表2-1-1に示す。

表2-1-1 附属施設の設置目的、業務内容

| 附属機関       | 設置目的と内容   |
|------------|---|
| 附属図書館      | 図書、雑誌、視聴覚等の資料を収集、整理、保存し大学における教職員や学生の教育、研究に必要な情報、快適な学修環境を提供する。   |
| 健康福祉実践センター | 健康と福祉、心理臨床、リハビリテーション、教育保育に関わる理論、技術の実践的な研究を行うとともに、実際の相談、援助活動を通して、学生の生きた実践教育の場を提供する。授業の一環として地域の高齢者、障がいのある人と学生との交流、相談活動を実施している。                        |
| 臨床心理相談室    | 臨床心理学的理論および技術の研究を行うとともに、援助活動を通して、教育研究を行うことを目的とする。大学院の学内実習施設としての位置づけを持つ。学外者に対する心理相談、心理査定、スーパービジョンを実施するとともに、臨床心理学に関わる実践的研究を行う。（上記健康福祉実践センターの一部門として独立） |
| 食育サポートセンター | 本学がこれまで培ってきた栄養・健康・福祉に関するノウハウを活かし地域社会と協力して積極的に食育を推進し、食の実践教育を通して学生の人間力、社会貢献力の向上をはかる。食育推進の相談活動、学生が主体となった食育支援のための「あすなろ隊」の派遣、食育プログラムの開発、食育指導者の研修等を行う。    |
| 健康福祉研究センター | 人間の健康と福祉を迫及するという建学の理念を実現するために、地域連携・地域貢献を前提としたテーマで、学部学科を超えた共同研究を推進する拠点。毎年、学内公募で研究課題を募集、審査を行い研究費を配分する。  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>あすなろうセンター</p>     | <p>「真の就職率ナンバーワンプロジェクト」の取り組みを推進するために設置。幅広い職業人養成に関する教育的指導・支援を担当する学内組織。「あすなろう体験」関連科目の運営、インターンシップ、ボランティア活動のコーディネート、在学生・卒業生のワークライフバランス相談、卒後支援等を行う。</p> |
| <p>健康福祉・生涯学習センター</p> | <p>地域住民に対して、健康と福祉にかかわるテーマで生涯学習の場を提供。「エルダーカレッジ」「公開講座」等を開催している。</p>   |

**2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

学部、学科、研究科は定期的に教授会、学科会議、研究科委員会を開催するとともに、図2-1-1に示す各種委員会において、関連する教育研究事項を審議している。教育研究を含め全学的な取り組みに関わる事案については学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、附属機関長、各学科から推薦された委員、事務局管理職から構成される「企画委員会」で討論、審議され、各組織間の相互関連性を強めている。

さらに、全学的な観点から整合性を持って教育研究を推進する役割は、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、事務局長で構成する「大学協議会」が担っている。

附属機関についてはそれぞれ各学科から推薦された教員から構成される「運営委員会」を定期的に開催し、当該機関の円滑な運営をはかっている。

**(2) 2-1の自己評価**

本学では、人間の健康と福祉に寄与する専門的職業人を養成するために、小規模校として適切な規模、構成を有しており、学部、学科、研究科、附属機関が相互に連携しながら、関連性を保っていると評価できる。しかし、昨今、受験生のニーズの変化により学科間に在学生数の偏りが生じてきている点に関しては課題がある。

**(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）**

収容定員未充足の学科の中で、社会福祉学科については平成21年度入学生から定員140名を120名に減じたが、人材育成に関する社会的なニーズと受験生のニーズ間にはいまだ隔たりがある。企画委員会のもとに将来構想委員会を設置し、継続的に検討していく。

学部学科間の連携をさらに深め、教育研究の質的向上をはかるために、FD活動を含め学科を越えた研修会や共同研究への取り組みを推進する。

**2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。**

**(1) 2-2の事実の説明（現状）**

**2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。**

教養教育のあり方や理念、21世紀型市民の育成を視野に入れた初年次教育、就業力の養成を含めた教養教育に関する新たなカリキュラムの編成や教育方法などの基本構想と具体的計画については、「教務委員会」の下部組織である「共通教育運営委員会」で審議される。

本学では教養教育を担当する教員は各学科に所属しているが、委員会規程により、委員長は教務部長であり、各学科より教養教育科目を担当する専任教員各1名、語学、健康運動学、情報処理を担当する専任教員で委員会を構成しており、各学科の意見を集約できる体制をとっている。さらにこの委員の内から2名を教務委員会委員に選出し、委員会の審議結果は教務委員会の議を経て、各教授会で承認される。

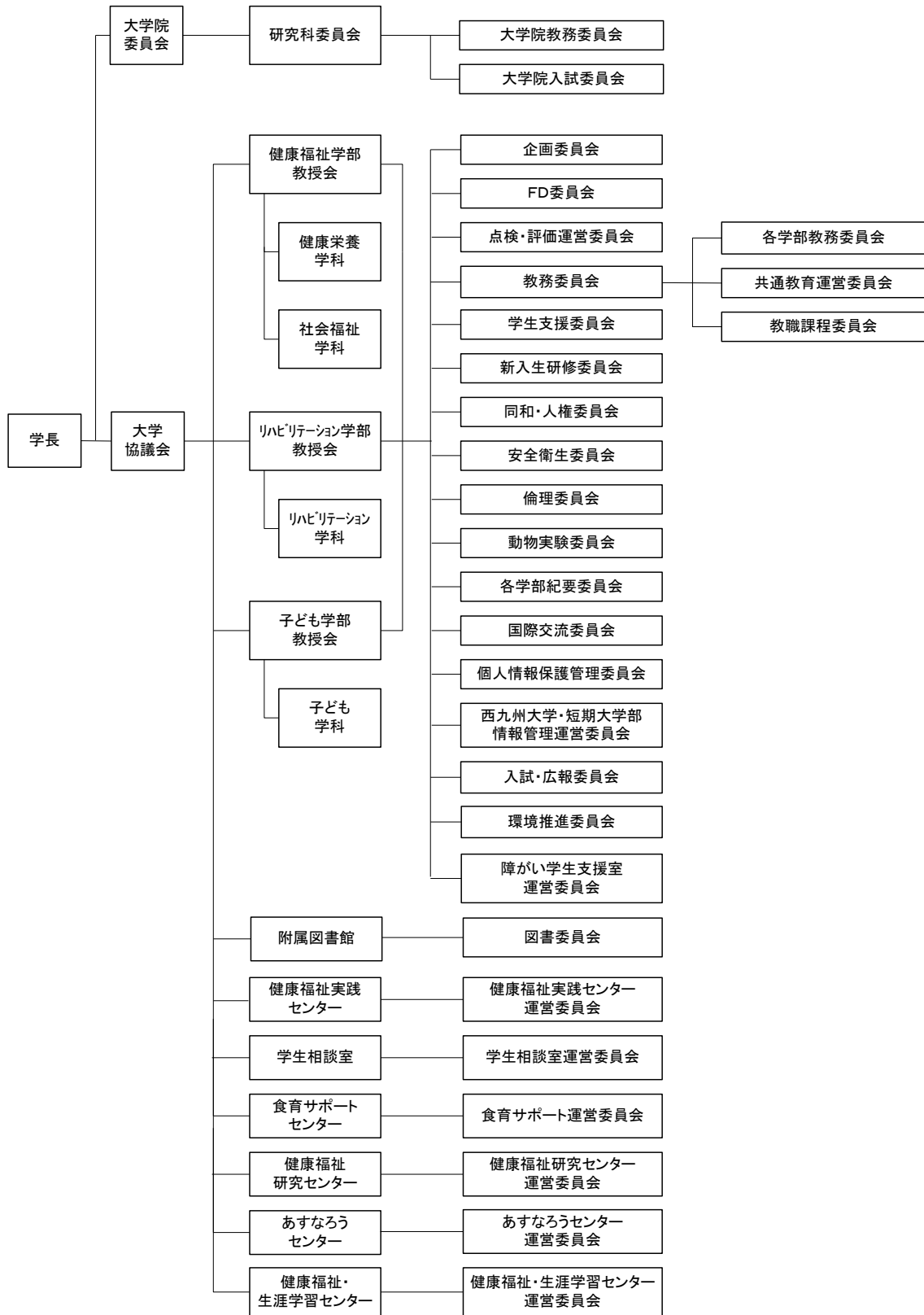


図 2-1-1 西九州大学教育研究組織 (各種委員会)

## 2-2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養教育の運営上の責任は、教務部長を委員長とする「共通教育運営委員会」にある。2-2-1-①の委員構成によって学科の意見集約、学科間の意思疎通が可能であり、全学共通教育の運営を円滑にしている。また、同委員会で審議されたことは、教務委員会、教授会で諮られ承認される仕組みが確立しており教養教育の運営上の責任体制が確立している。

### (2) 2-2の自己評価

教養教育の充実をはかるためのカリキュラムの改善、実施運営方法については「共通教育運営委員会」において協議、決定され、全学的な意思疎通をはかっている。人間形成のための教養教育を実施していく組織上の措置は機能している。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究目的である、「あすなろう」の精神に基づく人間教育、人間の健康と福祉に寄与する専門的職業人の育成を実現するために、本学の教養教育のさらなる充実を目指す。そのための具体策として、平成23年度からの初年次教育の全学的実施における、具体的内容、実施方法に関する学科間の共通理解をはかるため「あすなろうセンター」を核とした組織化を行う。この「あすなろうセンター」は平成22年度の大学改革推進等補助金（大学生の就業力支援事業）の採択に伴い新設されたもので、この取り組みにより初年次教育の段階から社会人としての人間的資質、就業力の育成をはかる。

## 2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

### (1) 2-3の事実の説明（現状）

#### 2-3-1-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学の教育研究に関する最終的な意思決定機関は「大学協議会」である。さらに各学部  
に教授会、研究科に大学院委員会、研究科委員会を設置している。

#### 【大学協議会】

学長を委員長とし、副学長、各学部長、各学科から選出された教授各2名から構成され、学則および大学諸規程の制定、改廃、大学の将来構想、将来計画、教育研究の組織・体制、教育研究環境の整備について審議決定する。毎月1回開催される。

#### 【教授会】

専任の教授、准教授、講師および助教によって構成され、教育研究の基本方針、教育課程および履修方法、学生の試験および単位修得など学則43条に規定される事項について審議、決定する。

教授会の下部組織のなかで教育研究に関わる委員会は、図2-1-1に示す「全学教務委員会」「各学部教務委員会」「共通教育運営委員会」「FD委員会」である。各委員会は規定に則って大学協議会の審議に関わるものについては委員会の審議結果を上位の委員会に諮った後、関係学部の教授会に報告し、承認を得なければならない。

各学部ともに、毎月1回開催。



【学科会議】

3 学科において、教育研究の重要事項を含め学科運営上の諸問題を協議する。月 2～4 回開催。

【教務委員会】

学生教育における重要事項を審議し、その適正かつ円滑な実施を図るため、教務部長、各学部教務委員会ならびに共通教育運営委員会から選出された委員と事務局長によって構成する。学位授与方針、教育課程編成・実施の方針の策定を含め、教育課程の編成、改廃、授業計画の立案、試験、卒業および学位の授与、教育施設および備品など教育に関わる重要事項を審議する。大学協議会の審議事項に関わるものについては、関係学部の教授会に報告、承認を得る。

【大学院委員会】

研究科に関わる最終意思決定機関であり、学長が委員長を兼ねる。委員は、学長、研究科長および研究科において選出された委員で構成される。大学院学則および諸規則の改廃、大学院担当教員の資格審査の承認、学位授与の承認などについて審議する。その結果は理事会に報告し特に重要な事項については理事会の承認を得なければならない。

【研究科委員会】

研究科に所属する専任の教員で構成され、議長は研究科長である。教育課程、学位授与の審査、学生の入学、休学、退学、除籍および課程の修了、学生の生活指導および懲罰、そのほか研究科における教育研究の重要事項について審議する。

**2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。**

上記の組織は、大学の使命・目的を実現するために規則に則って活動し相互に補完しながら適切に機能している。学習者の要求に対応できるように、FD委員会により「学生による授業アンケート」（年2回）、学生支援委員会より「学生生活アンケート」および「卒業生による大学満足度調査」（各年1回）、学内の「意見箱」の設置、「学生相談室」さらに各学科では少人数ゼミの担任（チューター）による学生への意見聴取など様々な機会を設けており、そこで提起された課題は、「教務委員会」、「FD委員会」、「学生支援委員会」「学科会議」において組織的に対応、検討し、各関係部署との連携しつつ改善をはかっている。

**(2) 2-3の自己評価**

本学における教育研究に関わる意思決定機関の組織とその過程については、大学の使命・目的を具現化し、種々のアンケートや直接的な聞き取りによる学習者の要求に対応できるように整備されており、各委員会、学科、学部で審議されたものが最終決定機関の「大学協議会」へと繋がるように機能している。

**(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

社会情勢や大学を取り巻く状況の激変に伴い、大学教育に期待されるものも変化しつつあるなかで、学習者の要求に的確に対応できているかについて、諸機関内でより明確化し全学的に掌握していくように組織間の連携を強化する。将来計画の具体例として、以下

の3点をあげる。

- ① 現在FD委員会で実施している授業評価を、さらなる授業改善へと結びつける仕組みを確立する。
- ② 平成23年度よりあすなろうセンターが中心となって導入したポートフォリオシステムをさらに活用し、学生ニーズを集約する。
- ③ これらの集約した情報分析に基づいたIR活動をFD委員会、あすなろうセンター、全学教務委員会が協働で実施する。

### **【基準2の自己評価】**

大学の使命・目的を達成するために、学部、学科、研究科、附属機関は適切な規模で構成されており、各組織相互の関連性は適切に保たれている。

教養教育については「教務委員会」の下部組織である「共通教育運営委員会」が担っており、21世紀型市民の育成を視野に入れた人間形成のための教養教育を運営していく体制は確立している。

本学における教育研究に関わる意思決定機関の組織とその過程については、各委員会、学科、学部で審議されたものが最終決定機関の「大学協議会」へと繋がるように組織化され、大学の使命・目的および学習者の要求に適切に対応している。

### **【基準2の改善・向上方策（将来計画）】**

本学は開学以来38年間、1学部の大学であったが、平成19(2007)年度のリハビリテーション学部、21(2009)年度の子ども学部新設に伴い、新たに3学部4学科体制に移行し2年が経過した。そのために教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が従来に比べ複雑化した。今後は中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」で提起されている3つの方針を各学部、学科および大学院研究科で定め、本学ホームページおよび学生便覧で公開したので、これによって学内の教職員が共通理解をもって教育実践に取り組めるような組織間のさらなる機能的連携を強化していく。具体的には、①全教員に対して3つの方針の認識を徹底する ②各教員の教育実践において学位授与方針、教育課程の編成方針をどのように具現化しているかを意識付けできるようなFD活動を継続的に実施し、授業改善を図る、などをFD委員会主導のもと各学科FD委員および教務委員を通して各学科との連携を強化する。

**基準3. 教育課程**

**3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。**

**(1) 3-1の事実の説明（現状）**

**3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。**

本学の建学の精神については、すでに述べたが、その教育目的に基づき、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部の教育目的は西九州大学学則第3条の2第1～3項に明記されている。さらに健康栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科、子ども学科の目的は第3条の3第1～3項に定められている。大学院の目的は、西九州大学大学院学則第2条に明記されている。表3-1-1はこれらをまとめて示したものである。

以上の学則は学生便覧に記載し、毎年学部および大学院入学生に配付し、募集要項を通して学内外に公表している。

さらに、これらの教育目的を達成するために、学科ごとに学位授与方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針を「3つの方針」として定め、学生便覧、募集要項、大学ホームページ上で公表している。学科別の学位授与方針は表3-1-2に示すとおりである。

表3-1-1 学部・学科・大学院の教育目的

|   |
|---|
| 健康福祉学部  |
| 人間の健康や栄養と福祉に関連する諸科学を総合的に教育研究し、人間福祉と健康に寄与する人間性豊かな人物を育成することを目的とする。  |
| 健康栄養学科  |
| 保健・医療・福祉の各分野にわたり、人間栄養学を基礎とした教育研究を行い、時代のニーズに対応した人間性豊かな専門職業人を育てることを目的とする。   |
| 社会福祉学科  |
| よりよき福祉社会の実現に向け、人間および社会に関する諸科学を総合的に教育研究し、人間性豊かな福祉の専門家を育成することを目的とする。  |
| リハビリテーション学部   |
| 保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育の充実と研究、実践の発展に寄与することを目標とし、深く人を理解し、高度な専門知識と技術を持って、チームの一員として地域住民や社会の多様なニーズに応えて、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。 |
| リハビリテーション学科   |
| 障害の予防と治療を目的とした理学療法、作業療法の基礎および臨床応用の教育研究、また、地域特性を考慮した地域リハビリテーション重視の教育研究を行うことを目的とする。   |

|   |
|---|
| 子ども学部   |
| 子どもと子育てに関する専門的知識と技術の修得を基礎に、豊かな人間性と実践力をもって、子どもの心身の成長と幸福に寄与する人材を育成することを目的とする。   |
| 子ども学科   |
| 子どもに関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的かつ実践的な教育を行い、子どもへの科学的な理解と愛情を基礎に、豊かな人間性と高度な知識技能をもって、子どもの健全な発達を支援する教育・保育の専門職業人および広範な領域で活躍する人材の育成を目的とする。 |
| 健康福祉学研究科  |
| 建学の精神に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会に貢献し、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。  |

表3-1-2 学科の学位授与方針

|   |
|---|
| 健康栄養学科  |
| <p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士・栄養士としての専門分野の学問内容の知識を修得している。</li> <li>・豊かな人間性と社会性を兼ね備えた幅広い教養を身につけている。</li> </ul> <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食や健康に関わる問題に対して、科学的根拠に基づき問題を発見し、解決策を提案できる思考力と問題解決に向けた行動をとることができる。</li> </ul> <p>[関心・意欲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学の進歩および保健・医療・福祉などの社会ニーズの変化に対応し、生涯を通して知識・技能を高めることができる。</li> </ul> <p>[態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の専門家としての意識、責任感やコミュニケーション能力を備えている。</li> </ul> <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりよい健康状態の実現を目指し、個人または集団に対し、教育することができる。</li> <li>・地域住民や患者・家族、保健・医療・福祉に関わる多領域の人々と連携し、協働することができる。</li> </ul> |
| 社会福祉学科  |
| <p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸科学を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を習得している。</li> </ul> <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人や地域社会で生じる課題について、人と環境の関係に着目した中で理解しその課題を解決する方策を考えることができる。</li> </ul> <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人や地域社会で生じる課題に対して、さまざまな資源を活用して解決する方法を提案し、また実行することができる。</li> </ul> <p>[態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の様々な人々に関心を持ち、コミュニケーションをとることができる。</li> </ul> <p>[関心・意欲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人や地域社会で生じる出来事や課題に対して関心を持ち、生涯を通して人々の福祉増進のために貢献するという意欲を持つことができる</li> </ul>  |

| リハビリテーション学科  |
|--|
| <p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人体の構造と機能および疾病と障害について理解し、理学療法或いは作業療法における専門職としての必要な評価・治療などに関する基礎知識を身に付けている。</li> </ul> <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践を通じて自己の課題を明確に、対象者の身になって他者を理解して、全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画立案ができる。</li> </ul> <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション技法をもって他職種と協業できる。</li> <li>・対象者をより健康な状態へ導くために必要な専門的な対処行動が取れ、支援ができる。</li> </ul> <p>[態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者らと共感性をもって真摯な態度で接することができる。</li> <li>・専門職業人として、人間性豊かで責任ある行動がとれる。</li> </ul> <p>[関心・意欲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様な文化や価値観に関心を持ち、人間の生活と人権を考慮し、理学療法或いは作業療法の発展や向上をめざすことができる。</li> </ul> |
| 子ども学科  |
| <p>[知識・理解]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育学、保育学を中核に、心理学、福祉学、健康学、環境学の隣接諸科学を応用した子どもに関する学際的、総合的知識を習得している。</li> </ul> <p>[思考・判断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の現場で生じているさまざまな課題について、複眼的な視点から子どもおよび子どもの育つ環境を理解し、子どもとその親への支援を考えることができる。</li> </ul> <p>[技能・表現]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育環境の構成、教材・教具の工夫をし、子どもの発達に応じた指導をすることができる。</li> </ul> <p>[態度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職に対する使命感や責任感を身につけ、教育的愛情をもって子どもに接することができる。</li> </ul> <p>[関心・意欲]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践を省察し、自己の学習課題を明確にすることができる。</li> </ul>  |

### 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学の教育課程は、専攻分野の違いを超えた幅広い教養および豊かな人間性の涵養を目指す「共通基礎科目」と専門的な知識と技術を習得するための「専門科目」とで構成されている。「共通基礎科目」は、学部新設に伴い少しずつ異なった部分を有していたが、平成23年度から全学共通教育として改編した。

全学共通教育では、表3-1-3に示す教育目的を設定し、学生便覧に明示している。

表3-1-3 本学の共通教育の目的

- ・ 文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができる。
- ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を獲得している。
- ・ 社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。
- ・ 知的活動や社会生活に必要な技能(コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー)を獲得している。
- ・ 課題解決に必要な情報を収集・分析・整理して表現することができる。
- ・ 人間と社会、自然と環境について主体的に関心を持ち、自主的・自律的に学習を続けることができる。
- ・ 学習の成果を自らの生活や社会に還元しようとする態度を身につけている。
- ・ 高い倫理観と責任感を持って他者と協調・協働して行動することができる。

このような共通教育の目的に基づき、共通教育の科目編成の方針を以下のように設定している。

- ・ 大学生として自主的・自律的に学習を進めていくことができるように初年次教育として少人数の演習科目を配置する。
- ・ 文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができるような科目を配置する。
- ・ コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシーを獲得するために演習科目と体験学習科目を配置する。
- ・ 社会学習の場を通して問題解決能力を培い、他者と協調・協働して行動し、キャリア意識の醸成をはかるような実習・演習科目を配置する。
- ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を獲得できるような講義・実技科目を配置する。

共通教育に加え、学科別の専門教育課程の編成方針は、表3-1-4のとおりである。

表3-1-4 学科別専門教育科目の編成方針

|             |  |
|-------------|--|
| 健康栄養学科      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門教育への導入科目として、「健康栄養学概論」、「化学」、「有機化学」などの学部・学科基幹科目を設置する。</li> <li>・管理栄養士に必要な専門基礎分野と専門分野の専門科目を系統的、段階的に配置して、理解しやすい授業を展開する。</li> <li>・管理栄養士として必要な専門知識と技術を深めるため、実験・実習を効果的に配置する。</li> <li>・専門的な知識や技術を総合し、論理的思考能力、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力を養うため、「総合演習」「臨地実習」「卒業研究・演習」を配置する。</li> </ul>   |
| 社会福祉学科      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸科学を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を習得するための科目を配置する。</li> <li>・社会福祉にかかわる就労に向けて要求される専門的な資格（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高校福祉科教員免許、認定心理士など）に関する科目を配置する。</li> <li>・社会福祉の実践現場で適用し、応用できる実践的能力を習得するために社会福祉実践にかかわる演習科目と実習科目を配置する。</li> <li>・人や地域社会で生じる課題に対する意識を高め、理論的な思考力やコミュニケーション能力を養うための少人数単位のゼミナール形式の演習科目を配置する。</li> </ul>  |
| リハビリテーション学科 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人体の構造と機能および疾病と障害を理解するため、解剖学、生理学、運動学、内科学、整形外科、精神医学、老年医学などを配置する。</li> <li>・専門職として必要な評価と治療に関する基礎知識を習得するために、それぞれ理学療法または作業療法の評価学と治療学を配置する。</li> <li>・全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画を立案するため、領域別・疾患別理学療法学または作業療法学などを配置する。</li> <li>・他職種と協働できるコミュニケーション技能や専門的対処行動や支援技能を習得するため、人間関係論、領域別・疾患別理学療法学実習・演習または作業療法学演習、臨床実習などを配置する。</li> <li>・人間の生活と人権を考慮し、多種多様な文化や価値観に関心を持つため、健康福祉概論、人間関係論、作業と生活などを配置する。</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 子ども学科 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の発達と教育のあり方を考究する教育学と幼児期の子どもの発達と支援のあり方を考究する保育学を中核に据えつつ、心理学、福祉学、健康学、環境学など隣接諸科学の知見を応用することにより、子どもに関する学際的総合的な科目を配置する。</li> <li>・実践的指導力を育成するための応用的知識および技術を習得するため、演習科目と体験学習科目を配置する。・自律的学習態度と問題解決力を育成するための少人数のゼミナール形式の演習科目を配置する。</li> <li>・子どもに関わる専門職業人としての資質・能力を育成するために、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の資格・免許の取得が可能な教育課程を編成する。</li> </ul> |
|-------|---|

### 【大学院】

本研究科は、建学の精神に基づき教育目的の達成のために、「健康栄養」「社会福祉」「臨床心理」「リハビリテーション」の4コースを設け、基幹科目とコース別の科目を配置している。

基幹科目として、健康、福祉、医療に関する全体的・包括的な視点を獲得できるように「健康福祉特論」を必修科目とし、情報化社会に対応するために共通科目として「情報処理演習」を設けている。コース別教育目的を達成するために「健康・福祉系科目」「臨床心理系科目」「リハビリテーション系科目」において講義、演習、実習を開講している。

なお、臨床心理コースは臨床心理士養成指定大学院第1種として認定されている。「臨床心理系科目」には修了と同時に臨床心理士受験資格を得ることが出来るような科目を配置している。また、中学校教諭専修免許状（社会、家庭科）高等学校教諭専修免許状（公民、家庭科）の取得が可能となる教育課程を設けている。

### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

#### 【健康栄養学科】

本学科の教育目的を達成するために、1年次では食・人間・社会に対する理解を深めるための教養教育科目を設置している。特に、「あすなろう体験」では現場での体験学習を取り入れている。これは、管理栄養士像を具体的にイメージできる体験学習で、更なるステップへの学習のモチベーションを高めることを目指している。2年次では専門知識・技術を習得するために必要な専門基礎分野科目を、3、4年次には現場の管理栄養士として求められる知識と技能を修得するための専門分野科目を設置している。高学年次に行くに従って、臨床分野、福祉分野、公衆栄養分野における実践力を養成するための選択科目を設置し、講義に加え実験・実習や演習の中で問題を発見し、課題を設定して、課題解決法を見出す能力を有する、人間、社会、食に対する深い理解をもった管理栄養士の養成に努めている。

#### 【社会福祉学科】

まず、人間理解を深め、対人援助を行う者にとって要求される資質を涵養するための「基幹科目」として、「健康福祉概論」「社会福祉原論Ⅰ」「同Ⅱ」「生涯発達心理学」を1年次に配置し、必修科目（8単位）とする。次に、社会福祉の価値観や理念と実践上に具現化するためのソーシャルワークの基盤となる「専門科目」として1年次から4年次にわ



たり配置し、80単位以上を選択して履修する。そして、専門科目のなかにおいても社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、臨床心理、特別支援教育、キャリア開発などの専門性を高める「コース別専門科目」として各コースの専門性を有する科目を、コースを選択する2年次以降4年次までに配置し、履修する。なお、社会福祉の理論と実践の統合を目指し、2年次から3年次にわたり社会福祉実践現場での実習にむけての事前、事中、事後学習を図る「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」を配置し、現場実習そのものの「社会福祉援助技術実習」に連動させ学習できるようにしている。また、「総合演習」では10名程度の少人数ゼミにおいて能動的学習を通して、課題発見、ディスカッション、レポート作成、プレゼンテーション能力を培っている。

#### 【リハビリテーション学科】

教育目的を達成するため、下記の教育方法を実施している。

- ① 学生が入学時から目的意識を明確に持つことができるように、教育課程の編成も専攻ごとに設定している。
- ② 専任教員は専攻ごとに配置しているが、専門基礎科目など授業内容が同じ科目については専攻分野の境界を越えた協力体制を組み、教員は専攻学生の教育だけでなく、全学科的な教育に携わる。
- ③ 健康栄養学科、社会福祉学科と連携し、管理栄養士、社会福祉士受験資格および介護福祉士養成の実績に携わっている教員のノウハウとマンパワーを最大限に活用した教育を実践し、関連職種の専門性と文化を理解させる教育方法を実施している。

臨床実習については5科目21単位が必修である。1年次後期には関連実習施設へ1週間の見学実習を実施し、早期に体験実習を行っている。特に4年次前期は全て総合臨床実習16単位の履修に充てており、医療従事者としての資質向上に積極的に取り組んでいる。

#### 【子ども学科】

子どもについて複眼的視点から理解し、教育・保育の現場で必要とされる知識と技術を備え、応用力と実践力をもった専門職業人の育成のために、講義による系統的学習に加えて、少人数のゼミナール、実技を中心とする演習、幼稚園、保育所、小学校での保育・教育実習を開設している。とくに1年次より子どもと触れ合う機会を設け、子どもに対するコミュニケーション力を養うため、保育現場の見学実習や子ども学部主催の子育て支援地域開放事業にも参加させている。2年次以降は「学校インターンシップ」、「子どもボランティア」等で、小学校や青少年教育施設での体験的学習を行う。「子ども学演習」や「卒業研究」では、学生の自主的能動的な学習を通して、課題探求の力やプレゼンテーション能力、保育・教育を構想する力の育成をめざしている。

#### 【大学院】

「健康と福祉」に関わる分野を俯瞰できるように、4つのコースの教員によるオムニバス方式で「健康福祉特論」を開講している。それぞれの専門分野を究めると同時に各分野を縦断する学際的な視野を深めるために、他のコースの科目も履修することができるように設定している。福祉・医療・保健の現場で働く社会人の再教育を行うことをも目的としているので、勤務しながら勉学できるように、昼夜開講制をとり、サテライト・キャンパスでの開講を行っている。論文審査は主査1名、副査2名によって行い、最終試験として

は4コース合同で全コースの教員、院生が参加する発表会形式で実施している。

### **(2) 3-1の自己評価**

本学の学部学則には、大学の目的、学部の目的、学科の目的を定めている。また、大学院学則に大学院の目的を定めている。これらの学則は、学生便覧に記載し、ガイダンス時に全ての新生に配付し、入試要項に記載することにより公開している。各学科および大学院はこれらの教育目的を達成するために、学位授与の方針、教育課程の編成方針を定め、これに基づき体系的に教育課程を編成し教育方法に反映させている。

### **(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）**

健康、福祉、教育という現代的課題に関わる人材を輩出する大学として、社会情勢の変化を踏まえた教育目的の検討を不断に継続していく。教育目的、教育課程の編成方針については、FD委員会、点検・評価運営委員会、教務委員会などにおいて随時点検評価していく。さらに、学生便覧、募集要項、本学ホームページ等によって公表していく。

## **3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。**

### **(1) 3-2の事実の説明（現状）**

#### **3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。**

本学の教育課程は、健康と福祉・教育に関わる専門的職業人として必要な教養や倫理観を学ぶ共通教育科目と学科ごとの専門教育科目に大別される。

#### **<共通教育科目>**

共通教育の課程編成の方針に基づき、図3-2に示すように、共通教育科目を共通基礎科目(基礎演習あすなろう)、教養教育科目、語学、健康運動学、情報処理に区分した体系をとっている。平成21年度までは学部間で異なる共通教育科目が設定されていたが、平成23年度より全学共通教育として統一化し、特に初年次教育、キャリア教育の充実を図っている。

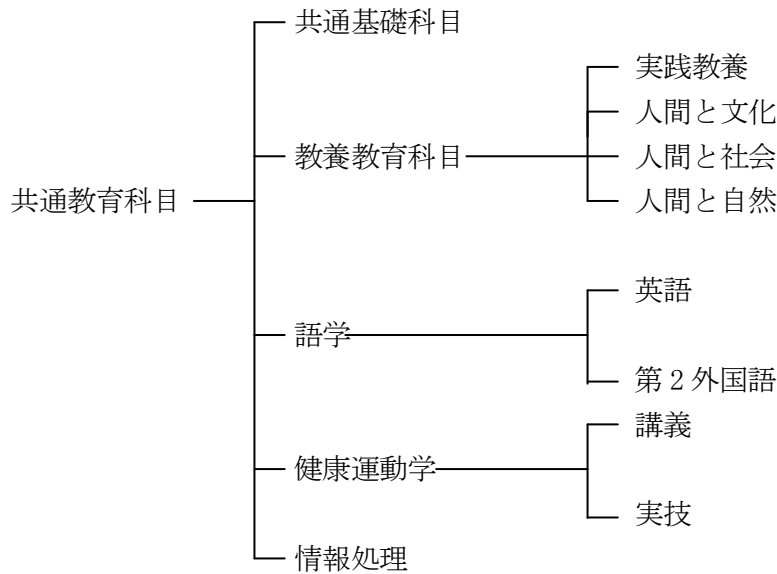


図3-2 共通教育科目の構成

## ① 共通基礎科目

共通基礎科目としての「基礎演習あすなろう」は初年次教育に該当するものである。10名程度の少人数ゼミで、スタディー・スキル、仲間作り、自校教育、図書館利用を含む大学施設の利用法、コミュニケーション・スキルの修得を目指す。

## ② 教養教育科目

4つの科目群から構成される。実践教養には科目として「あすなろう体験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」があり、入学時からのキャリア教育を実施するためにボランティアやインターンシップ、プレゼンテーション・スキルの修得を含んでいる。

文化、社会、自然に対する知識と倫理観を身につけ、多文化、異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができるように人間と文化(科目名:「心理学入門」、「現代社会と倫理」、「異文化理解」など)、人間と社会(「法学」、「社会学入門」、「少子高齢化社会と人間」など)、人間と自然(「生命のしくみ」、「化学入門」、「地球環境科学」)という科目群を設定している。

## ③ 語学

異文化理解に加えてコミュニケーション・スキルを獲得するために英語(「総合英語」、「英語表現」、「英語会話」)と第2外国語(「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」)を開講している。

## ④ 健康運動学

健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身につけるために、「健康スポーツ科学」、「フィットネス・スポーツ」、「ウェルネス・スポーツ」を開講している。

## ⑤ 情報処理

知的活動、社会生活に必要な技能としての情報リテラシーを修得するために「情報処理基礎」を設定している。

< 専門教育科目 >

1) 健康栄養学科

専門科目は11の分野から構成される。「社会・環境と健康」では、保健・医療・福祉の仕組みについて学び、「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」では、解剖・生理学や疾病の知識を身につける。「食べ物と健康」、「基礎栄養学」、「応用栄養学」分野では、健康における栄養の役割について学び、「臨床栄養学」では、栄養と疾病との関係、栄養が治療に及ぼす効果について理解する。「栄養教育論」では、行動科学に基づく栄養教育を、「公衆栄養学」では、人々のQOL向上に向けた理論と実践を修得する。「給食経営管理論」では、給食の独自性と効率的な経営についての方法を学び、「総合演習Ⅰ」では、臨地実習を効果的に実施するための基本的事項について概説し、「総合演習Ⅱ」では、シミュレーションを通じて実践力を養う。「臨地実習」では、医療機関、福祉施設、保健所などで臨床実習を行う科目を配置し、管理栄養士の実践を実践・体験するようにしている。

2) 社会福祉学科

ソーシャルワーカーとしての知識と技術を修得させ、思いやりと実践力が備わった人材を養成するために、「基幹科目」、「専門科目」、「コース別専門科目」ごとに科目を配置し、2年次において6つコースのなかから将来の職場を意識したなかで学生の希望に応じていずれかのコースを選択し、より専門的な学習が可能な教育課程を編成している。そして、各コースを修了し、卒業する際にはその専門性が具現化された資格・免許が取得できるようになっており、同資格・免許を活かした就職先が確保されるようになっている。

また、学年があがるにしたがって、教養的な科目から専門的科目、理論的な科目から実践的な科目、共通的な科目から細分化された科目などに段階的に移行し、多様な科目を系統的に履修できるよう工夫している。

3) リハビリテーション学科

専門教育科目は、主要な4つの柱「人の理解」「専門知識と技術」「協業と地域リハビリテーション」「研究」と8つの下位項目を特色とし、各教科は4つの柱と学年ごとの教育達成目標とが合致するように配置している。「人の理解」の下位項目は①全人的理解、②人体の機能と構造、「専門知識と技能」の下位項目は③疾病の理解、④知識と技能、⑤評価・治療計画立案、模擬実習、⑥実践力（臨床実習）、「協業と地域リハビリテーション」の下位項目は⑦協業と地域リハビリテーション、「研究」の下位項目は⑧基礎教育・研究である。

理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに最終教育目標の達成を目指し、学年ごとに教育達成目標を設定している。1年次：理学（作業）療法への導入と人の生物学的および全人的理解、2年次：医学的思考法と理学（作業）療法の基礎能力獲得、3年次：理学（作業）療法の思考過程と疾患に応じた技術を養う、4年次：臨床応用能力（実践力）の獲得、教育・研究の基礎能力の獲得。

4) 子ども学科

本学科の教育課程は、教育学、保育学を中心に、隣接諸科学を応用した本学独自の

科目群、免許・資格の取得に必要な科目で構成されている。専門教育科目は、「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「ゼミナール」「卒業研究」の五つに区分される。まず「専門基礎科目」として、子どもに関する基礎科学「子ども学総論」と保育、教育の基礎理論に関する科目を配置し、一年次の必修科目としている。「専門基幹科目」には、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の資格取得に必要な科目を配置し、「専門展開科目」は「心理・福祉」「健康・環境」「創作・表現」の3領域で、現代社会の子育てニーズに対応した応用的科目を開設している。「ゼミナール」には「子ども学演習」等が含まれ、課題を探究し調査研究する力やプレゼンテーション力を養う。「卒業研究」では総合的な研究活動を通して、教育・保育を自ら構想する力を培う。

#### <大学院>

大学院の教育課程は、基幹科目（必修）、共通科目および専門科目として、健康・福祉系科目、臨床心理系科目、リハビリテーション系科目で構成されている。基幹科目としては健康福祉特論、特別研究があり、共通科目としては情報処理演習がある。「臨床心理コース」は臨床心理士の受験資格を取得するために、特化した必修科目の単位を修得しなければならない。

各コースの専門性を活かした履修モデルを設定し、教育課程を編成するとともに、コース間の相互の連携を図り、希望に応じて他コースで開設されている選択科目についても履修可能としている。これによって、より包括的な研究を可能とする人材の育成を担保している。

### 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

#### 1) 健康栄養学科

共通教育科目の「あすなろう体験」では、食育ボランティア活動などを通して、管理栄養士の業務内容、他の職種との人間関係などを実際に体験できる機会を設けている。また、健康と福祉に関わる関連領域を含む基礎的知識の学習のために学部基幹科目「健康福祉概論」を設定している。学科基幹科目である「健康栄養学概論」では、社会における管理栄養士の役割や使命および活動分野について教授する。専門科目での「臨床栄養学」では、「解剖生理学」「生化学Ⅰ・Ⅱ」「栄養内科学」「疾病論Ⅰ・Ⅱ」などの基礎医学的知識に基づいた栄養と病態との関連などを学び、これらの知識を「栄養教育論」や「公衆栄養学Ⅰ・Ⅱ」などに生かすようにしている。また、高学年次にいくに従って、臨床分野、福祉分野、公衆栄養分野における実践力を養成するための選択専門教育科目を設置し、職業意識を確かなものとすることを目指している。

社会的視野をもって公衆や患者に対して円滑な対応ができる、“即戦力”と“向学心”をもった管理栄養士を育成する上で、医療、福祉、行政等の現場を経験することは不可欠である。このことから、「臨地実習」では、問題点を見出し、その中から解決すべき課題を設定し、その課題を解決する方法を策定する能力を養うようにしている。

## 2) 社会福祉学科

本学科の教育課程は共通教育科目、学部基幹科目、学科基幹科目、学科専門科目から編成されている。学科専門科目は社会福祉の多様性に応じた6つのコースから編成される教育課程となっており、各コースで同コースの専門性が具現化された資格・免許が取得できる授業科目を配置している。

編成される6コースにおいては、①社会福祉コースでは、人と社会を深く学び、ソーシャルワークを極めるために、②精神保健福祉コースでは、精神保健福祉領域に詳しいソーシャルワーカーになるために、③介護福祉コースでは、ソーシャルワークを身につけた介護福祉士をめざすために、④臨床心理コースでは、人間理解を深め、カウンセリング技術を身につけたソーシャルワーカーをめざすために、⑤特別支援教育コースでは、福祉のわかる教師、教育のわかるソーシャルワーカーをめざすために、⑥キャリア開発コースでは、福祉の人間力を備えた社会人基礎力を習得するためになど、コースごとに将来像を想定し、実現を図るコース別専門科目を配置している。

また、1年次より4年次に至るまでの間、10名程度の少人数のクラスからなる「総合ゼミナールⅠ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」「同Ⅳ(含卒業研究)」を配置し、必修科目として履修することになっている。これらの科目はいずれも複数の教員(各科目10名程度)で担当することとなっており、6つのコースに所属する教員すべてを配置している。学生は就職先を念頭に希望に応じて、これらのゼミナールを選択して履修することになっている。

## 3) リハビリテーション学科

1年次:「リハビリテーション概論」、「理学(作業)療法概論」および見学実習を通して各専門の基礎的理解を深め、「解剖学」、「生理学」、「人間発達学」を通して医学的基礎知識を学習、「生命倫理」を通して、生命の尊厳について考察する。2年次:臨床医学を通して疾病と障害の成り立ちおよび治療法を学習する。「運動学」、「運動生理学」「理学(作業)療法評価学」等を通して、専門職としての基礎的能力を養う。3年次:講義と模擬実習を通して、臨床的専門領域ごとの理論、評価・治療計画立案の思考過程を習得し、専門能力を高める。4年次:総合臨床実習において、様々な障害を持った人々への関わりを通して、人間的資質と最終教育到達目標である臨床応用能力を習得する。少人数の研究セミナーや「卒業研究」の作成を通して、指導者、教育者および研究者としての基礎的能力を養う。

## 4) 子ども学科

「専門基礎科目」の「子ども学総論」は学際的なアプローチにより子どもを多面的に理解する授業内容となっており、「教育原論」「保育原理」等は、教育学・保育学の基礎理論を学習する科目である。「専門基幹科目」は、「保育内容総論」「保育内容指導法」等の幼児教育系科目、「国語」「国語科指導法」などの初等教育系科目、「養護原理」「小児保健」等の保育系科目、教育実習、保育実習等で構成され、免許資格に必要な知識・技能や指導法を習得する。「専門展開科目」は現代社会でニーズの高い授業科目群からなり、「心理・福祉」領域では「障害児の理解と支援」「学校ソーシャルワーク」、「食育・環境」領域では「子どもの食育」「地域環境演習」、「創作・表現」領域では「子どもの文化」「リズム表現指導法」などを開講している。「学校インターンシップ」のように体験的学習を含む科目や少人数ゼ

ミは、主体的能動的な学習態度、課題解決力、応用力実践力が身につくような授業内容となっている。

#### 5) 大学院

基幹科目（必修）の健康福祉特論は、前述したように4つのコースの教員によるオムニバス方式の授業で健康福祉学全般について教授している。健康・福祉系科目、臨床心理系科目、リハビリテーション系科目から構成される専門科目があり、いずれかの系科目の履修を中心にしつつ、他の系の科目履修も可能としている。

指導教員は「特別研究」を通して修士論文の作成指導を行うとともに院生の支援と教育を行っている。

本研究科では、修士論文の審査のための最終論文発表会以外に、1年次は11月に、2年次は6月に中間発表会を行っている。この2回の発表会は各コースに分かれて行われ、院生と教員間はもちろん、教員間でも活発な討議が行われ、院生は自分の研究目的の理解度、方法の適切性などを認識することができ、教員は自分の教育・研究指導の改善点を見出すことができ、双方ともに研究活動の活性化に繋がっている。

### 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定および授業期間については、予め教授会の議を経て、大学協議会で決定される。「学年暦」として「学生便覧」、「授業計画(シラバス)」「大学院授業概要」に明示し、ガイダンス時に配付し、変更が生じた際には随時掲示板で学生に周知をはかっている。

各科目の授業回数については、前期、後期を通じて15回を確保し、16回目に授業予備日として試験日を設けている。祝祭日や学校行事等と重なり、授業回数が不足する曜日については、代替授業を実施する日付を定めて、「学年暦」に明示している。休講する場合には補講実施を義務づけている。

### 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

#### 1) 単位の認定および卒業・修了要件

##### 【学士課程】

単位の認定については学則第9条ならびに第13条に基づいて行われている。

学則第15条に定めるように本学に4年以上在学し所定の単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。

卒業要件の単位数は、学則第7条第2項の別表1~5に定められるように、各学科で異なるが、124~128単位となっている。

卒業に関しては学科会議、学部教務委員会、全学教務委員会で検討した後、教授会の議を経て認定している。

##### 【大学院】

大学院の単位認定については、大学院学則第14条および「西九州大学大学院健康福祉学研究科規程」の第3条に明記され、適正に行われている。

課程修了の認定は、修士課程に2年以上在籍して、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上に、修士論文を在学期間中に提出して、修士論文の審査および最終試験に合格したもの（大学院学則18条）としている。すなわち修士論文は主査1名、副査2名による審査および最終試験としての修士論文発表会の結果をもって研究科委員会において合否の判定を行う。

## 2)進級要件

本学では進級要件は定めていないが、学科ごとに「卒業研究の履修等に関する内規」を設けている。3年次修了までに共通教育科目および専門教育科目にわたって履修すべき単位数を学科ごとに設定している。

すべての学科で国家資格、教員免許等の資格取得を軸としているので、資格に関わる実習科目に関して履修要件を定めている。健康栄養学科では、GPA (Grade Point Average) を活用した臨地実習を履修するための基準を定め、社会福祉学科では、「社会福祉援助技術実習に関する履修内規」と「介護実習に関する履修内規」、子ども学科が中心となる教育実習について「教職課程履修における教育実習に関する規程」に修得すべき単位を定め、それらは学生に配布される「学生便覧」に明示している。

### 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

#### 【履修登録単位数の上限】

適切な学習量を確保し、単位制度の実質化をはかるために、本学では履修登録単位数の上限を「授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」で設定している。1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は30単位とし、1年間で52単位としている。このことは全学生に配布される「学生便覧」に明記し、各学期のガイダンス時においても学生に周知している。

なお、大学院研究科においては履修登録単位数の上限を設定していない。

#### 【シラバス】

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を受けて、シラバスの内容、書式を平成21年度から大幅に改訂し、FD研修を通して授業計画（シラバス）の書き方の統一を図った。シラバスでは、「授業における達成目標」「授業の方法・内容」「各回の授業計画」、「準備学習の内容」「成績評価基準」を明示し、年度初めに学生に配布され、ホームページ上でも公開している。なお、大学院研究科のシラバスは、ほぼ学部準じた形式をとっており、修士論文の評価基準についてはコースごとに作成したものをシラバスに明示している。

#### 【成績評価の方法】

成績評価の方法は、定期試験およびレポートなどによりなされ、各教員によって科目ごとにシラバスに記載している。出席が授業時間数の3分の2に満たない者（介護実習については出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者）はその授業科目の試験を受け



ることができない。

成績評価の表示は、100～80点をA、79点～70点をB、69～60点をC、59点～40点をD、39点以下をEの5段階とし、A・B・Cを合格、D・Eを不合格とする。なお、大学院研究科では、成績評価の表示について、優、良、可、不可とし、優、良、可、を合格、不可を不合格として4段階評価を行っている。

加えて、GPA（Grade Point Average）制度を導入し、学期ごとに出される成績表にGPAを表示し、学修状況の目安として修学指導、学外実習指導、就職指導、奨学金の参考資料として用い、成績優秀者には表彰制度を設け、学習者自らの動機づけを高めるような工夫をしている。なお、健康栄養学科では平成21年度からGPAに基づく修学指導の基準を作成し、学生便覧に明示し、修学指導に組織的に活用している。

### 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

本学では、健康と福祉に関わる高度の専門職業人の養成を目指す教育目的を達成するために、専門的知識の修得とともに人に対して共感性を持った態度で専門的なかかわりができるように、講義形式の教育方法を工夫し地域との交流を含めた体験教育を数多く取り入れている。以下、表3-2に例示する。

表3-2 教育内容・方法に特色ある工夫がなされている授業科目

| 科目名                      | 年次       | 特色ある工夫  |
|--------------------------|----------|---|
| 健康福祉学部 基幹科目              |          |   |
| 健康福祉概論                   | 1年       | 健康と福祉の2つの領域を統合した科目として設定されたもので、健康栄養領域と社会福祉領域それぞれの専門教員が5名で、オムニバス形式で担当している。関連職種相互の連携を視野に入れたなかで、必要な知識と技術の習得を目的としている。                                |
| 健康栄養学科                   |          |   |
| 生命のしくみ<br>生物と環境<br>環境保健学 | 1年<br>2年 | すべてパワーポイントを使用し、画面を印刷したプリントを配布する。ただし、重要なキーワード等は印刷せず、画面にアニメーションで登場させて注意喚起している。講義終了前に、必ず、質問用紙を配布し、質問および授業に対する要望等を書かせ、次回に解説をし、要望等にはできる限り応えるようにしている。 |
| 公衆栄養学                    | 2年       | 公衆栄養活動は、根拠に基づきPDCAサイクルによって人々の健康と食をめぐる問題を公衆・地域ぐるみで解決していくマネジメントが求められる。特に食育に関連した学外活動を取り入れ、地域での体験を通じた教育を重視している。                                     |
| 調理科学実験                   | 2年       | 佐賀県の農畜産物を通して、野外での体験を取り入れた教育活動を行う。例えば、特産の緑茶について、茶畑   |

|               |    |   |
|---------------|----|---|
|               |    | にて茶摘みを行い、お茶を作り、その中のポリフェノール含量を測定するといった体験を交えた授業である。さらに、生産現場の方々との交流・連携を推進し、地域貢献にも寄与している。これは、平成18～20年度私学補助金（高等教育研究改革推進経費）に採択された。                    |
| 基礎臨床実習        | 2年 | この実習では、事例や症例だけではなく、自らの体で起こる変化（血圧や心拍数の変化など）や動物実験を通して、生体から得られる情報を正確に読み取り、さらに生体内でどのような代謝変動が起きているのかを考える力を身につけさせている。                                 |
| 栄養教育論実習Ⅰ      | 3年 | 栄養教育論実習Ⅰの集団栄養教育において、地元神埼市の小学校、保育園に出向いて「食育講座」を行っている。学生は対象者の理解や教育の難しさ、楽しさをより深めることができ、異世代との交流によりコミュニケーション力を身につけている。                                |
| 栄養カウンセリング論    | 3年 | 行動科学理論の対象への適用を理解するために、対象者との会話文を通して、状況の把握や支援・対応法について考えさせている。また、カウンセリング技法の理解・活用のため、2人組みでの対話形式を多く取り入れている。  |
| 福祉栄養学実習Ⅰ      | 3年 | 全学的な取り組みである「チャレンジ幸齢セミナー」に参加し、高齢者とともに調理実習を行っている。献立の立案、共同での調理作業を通して高齢者との接し方や加齢にともなう嗜好の変化などを実践的に学ぶことができる。また、準備や当日の運営を通して、イベントの企画・運営の進め方についても経験できる。 |
| 社会福祉学科        |    |   |
| 社会人基礎力養成講座Ⅰ・Ⅱ | 2年 | 社会人としての適応力を体験的に学習するもので、社会人として求められる、発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール、課題発見力、創造力、働きかける力、実行力など12項目の習得を目指す。  |
| ソーシャルワーク特講    | 2年 | ソーシャルワークへの関心を高めるため外部実践者の講話を基にソーシャルワークの活動内容や必要な視点（価値・倫理）について学習する。オムニバス形式にて4名の専任教員および4名の非常勤講師にて担当する。  |

|                    |    |  |
|--------------------|----|--|
| 社会福祉援助技術<br>現場実習 I | 2年 | 社会福祉の実践力を身につけるための体験的学習を行う。社会福祉実践現場個々についての目的、利用者、制度、援助についてグループごとに学習するとともに社会福祉施設・機関の見学を行う。また、ボランティア体験学習を課し、単位認定を行う。              |
| 社会福祉援助技術<br>演習 I   | 3年 | 社会福祉援助の対象者である高齢者を大学内（健康福祉実践センター）に来てもらい、援助プログラムに基づきレクリエーションなどを通じたグループワークを行い、体験的な学習を行う。  |
| リハビリテーション学科        |    |  |
| 理学療法評価学Ⅱ           | 2年 | 授業点検の目的で Minute Paper を毎回の授業で活用している。それにより、学生がどの程度講義内容を理解できたか、どのような点に関心を持ち、疑問を持っているのかを把握することができる。                               |
| 作業と生活              | 2年 | 人類学、作業科学の知識を用いて、健康でより良い生活を営み、次世代へと命をつなぐために必要な「環境」と「作業」について考える力を養う。大学周辺の「作業」探索にも出かけ、歴史的な作業、作業の場、作業の意味について発表する機会を提供している。         |
| 基礎作業学演習 I<br>(陶芸)  | 2年 | 作業療法は手工芸や日常生活活動の作業を治療手段として用いる専門職である。本演習では高度な専門技術習得の一環として、地元有田焼のプロの陶芸家からその歴史と文化を学び、直接指導を通して陶芸の技法を習得して、作業療法での治療的応用を議論する演習を行っている。 |
| 物理療法学実習            | 3年 | 症例のVTRを導入し問題解決型の授業を展開する。授業終了時に学生の反応をアンケート調査したが、VTRの活用については、全ての学生が肯定的にとらえていた。   |
| 老年期障害作業療法学演習       | 3年 | 学生は、地元在住の健康高齢者との世代間直接交流を通し高齢者の生きがいや健康増進、心身機能の特徴等への理解を深め、作業療法支援を学ぶと共に対人交流技能の向上を図る。  |
| 子ども学科              |    |  |
| 子ども学総論             | 1年 | 保育学や教育学を基礎としながらも固定的な枠組みに捉われず、人類学、生理学、医学、福祉学、歴史学などの知見や方法に基づく講義をオムニバス方式で展開し、子どもに関する多面的な理解を促す。                                    |

|            |    |   |
|------------|----|---|
| 学校インターンシップ | 2年 | 小学校の現場で1週間、見学体験を主とした活動を展開する。学生は「インターンシップ生」として小学校各学年の学級に配属され、担任による授業の補助や、学級活動、学校給食などを体験する。                               |
| 子どもボランティア  | 4年 | 社会教育施設や公民館等で、子どもにかかわるボランティアを体験する。実施前にボランティアの心得や技法、訪問する施設について学習し、実施後はレポート等を作成する。学校以外の子どもの活動の場を体験することで、教師としての応用力、実践力を高める。 |
| 子育て支援      | 4年 | 「子育て支援」の現状や課題を理論上で学習するとともに、本学科が実施する「子育て支援事業」に参画させる。乳幼児に遊びを提供し、保護者と直接接する機会をもつことで、子どもの実態や保護者の心理を学び、子育て支援の方法について実践的理解を深める。 |

**3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

本学では上記にあたる通信教育を実施していない。

**(2) 3-2の自己評価**

各学部学科および大学院の教育課程は、その教育目的が達成できるように体系的に組み立てられている。授業科目は教育課程の考え方および編成方針にしたがって設置されており、特色のある工夫された教育内容になっている。

授業期間や年間行事は学生便覧等で明示されており、厳格に運用されている。単位の認定、進級、卒業要件および修了要件は、「学則」に定められており、厳正に適用されている。履修登録単位数の上限の設定、シラバスの改訂によって到達目標、成績評価基準の明確化を図り、GPAを修学指導に活用し単位制度の実質を保つように努めている。

平成19年度にリハビリテーション学部、平成21年度に子ども学部が開設され、それまでの1学部2学科体制から大きく変化する中で、平成23年度より全学共通教育として初年次教育、キャリア教育を強化した新カリキュラムを編成し、専門教育においても教育目的を遂行するための教育内容の改善がはかられている。

**(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）**

入学後、学科での教育への導入を円滑にするため、入学前教育や入学前セミナーを実施しているが、その内容を吟味・工夫し初年次教育との連動を図っていく。入学する学生の進路やニーズ、科目受講の動向を注視し、開設科目や学年配当を適宜見直していく。

即戦力をもった人材の養成を図るうえで、教育（授業）の場を大学内だけに設定する

のではなく、地域社会をフィールドとする教育方法が必要である。そのためには、校内での授業時間だけではなく、学外での地域活動やボランティア活動などの単位化などを検討し、教育方法の改善を継続して実施する。

大学院では独自の授業評価を考案、実施して、教育・研究指導方法の改善に取り組む。各職業領域における専門性を高めるために、各コースにおいて実習やフィールドワーク演習の導入を検討する。

### **3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。**

#### **(1) 3-3の事実の説明（現状）**

#### **3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。**

本学では教育目的の達成状況を点検・評価するために、以下のような取り組みを行っている。

##### **【授業改善のためのアンケート】**

年2回、授業改善のためのアンケート調査を実施し、学生の授業の理解度、関心、態度などを含めた学習状況を把握し、教育目的の達成状況を学生側の視点から検討する。

##### **【担任制および履修カルテ／ポートフォリオの導入】**

本学では入学時より少人数担任制度をとっており、平成22年度からは学生一人ひとりに履修カルテを作成し、担任が学生と個別面談を行って、学生の学修状況、就職活動の状況などを把握、記載している。学年進行とともにカルテは上位学年の担任に引き継がれ、継続的な指導ができるように工夫されている。さらに、平成23年度からはウェブによるポートフォリオシステムを導入し、一人ひとりの学生の修学・学生生活・就職状況の把握が今まで以上に簡便になることで、一層手厚い支援ができると期待される。

学生の修学状況については、各学科会議で担任および科目担当者から適宜報告されるほかに、欠席の多い学生については平成22年度までは学期のはじめと終わりに教務課から各学科へ学生名と授業科目名が通知されてきた。さらに、前期と後期の成績評価が出た時点で、担任から保護者宛に成績表に担任からのコメントを記したものを送付し、保護者の理解をと協力を得られるように努めている。

以上のように教員が学生の修学状況について共通理解し教育目的の達成をはかるように努めている。

##### **【就職状況・資格取得状況】**

就職状況の調査は学生支援課においてなされ、毎月教授会で報告される。資格取得については、現在健康福祉学部のみで卒業生を輩出しており、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の受験者数と合格者数は各学科で把握し、教授会で報告を行っている。

##### **【大学院における資格取得状況】**

大学院では福祉施設、病院、食品会社、大学など種々の実践の場で活躍する多数の社会人修了生を輩出している。「臨床心理コース」では臨床心理士養成を目的としており、その成果として財団法人日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士」の受験資格が得られ

る第2種指定大学院に認可された平成15(2003)年度から2年後の平成17(2005)年度には、「臨床心理士」に2人の合格者を出し、その後も毎年、2から8人の合格者を出している。これらの合格者数は毎年研究科委員会で報告される。なお、平成20(2008)年度には、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院に認可された。

**【学生の生活調査および満足度調査】**

学生支援課において年度初めに学生の生活調査を実施し、その結果は教授会に報告され、学生の修学状況を含む生活実態を把握している。さらに4年次対象に満足度調査を年度末に行い、教育目的の達成状況の点検の一助としている。

**(2) 3-3の自己評価**

学生の学習状況、資格取得、就職状況の調査は実施されており、状況の把握と学内での共通理解ははかられている。しかし、就職先のアンケートは実施しておらず、教育目的が充分達成しえたかの検証はこの点においては不足している。

**(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)**

種々のアンケート調査や資格取得の状況を総合的に検討し、教育目的の達成状況を客観的な指標をもとに点検・評価していく。さらに、卒業後の就職先からのアンケート調査を実施して、学内だけの評価でなく学外、社会からの評価を受けて改善をはかる。

**【基準3の自己評価】**

大学の教育目的に基づいた大学院、学部、学科の教育目的は学則の中に定められ、公開されている。教育目的達成のための教育課程の編成方針は、学科ごとに設定され、これらの方針に基づき教育課程が編成され、特色のある授業科目を配置し教育内容および方法を工夫している。大学院では社会人の再教育を行うために昼夜開講制を実施している。

授業期間、年間行事は公表され適切に運営されている。単位認定、進級および卒業・修了の要件は学則等に定められ、厳正に適用されている。単位制度の実質を保つために履修登録単位の上限設定、シラバスの改善、GPAの活用を積極的に行っている。

教育目的の達成状況を点検・評価するために学生の学習状況、資格取得、就職状況の調査を実施しているが、就職先のアンケートは一部実施しているのみであり、この点の検証は不足している。大学院においては、社会人の再教育という目的を達成し、臨床心理コースでは臨床心理士養成「第1種指定大学院」として臨床心理士資格試験合格者数を増やしているが、根拠となる調査が充分ではない。

**【基準3の改善・向上方策(将来計画)】**

教育目的の更なる周知をはかり、委員会のなかで教育目的達成のための教育課程の改善、充実を行う。

入学前教育と初年次教育の連動を図り、基礎学力の低い学生へのリメディアル教育の全学的組織的実施体制を確立する。平成23年度から導入されるポートフォリオの活用を促進し、学生の修学指導に役立てる。教育方法の改善策として、学外での地域活動、ボラン

ティア活動などは、平成 23 年度より全学共通教育必修科目として新設した「あすなろう体験Ⅰ」で単位化をしているが、さらに多くの学外体験を上位学年で単位化できるように「あすなろう体験Ⅱ・Ⅲ」の実施内容・方法を充実する。

教育目的の達成状況を点検・評価するために就職先のアンケートを実施する。大学院については修了後の動向の把握が不十分であり、調査を実施する。

#### **基準4. 学生**

**4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。**

**(1) 4-1の事実の説明（現状）**

**4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。**

1) 学部

建学当初より本学では、「新しい社会人としての人間的資質の養成、あすなろうの精神に基づく人間教育」と「人間の健康と福祉に寄与する専門職業人の養成」の2点を人材養成の目的としてきており、それは本学の「基本構想」の中にも明記されている。大学の機能別分化の視点からいえば、本学の人材養成の目的は、「幅広い職業人養成」、「高度専門職業人養成」の2点に特化しているといえる。健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部の3学部は、それぞれの人材養成の目的の観点から、以下のアドミッションポリシーを設定している。

① 健康福祉学部

＜健康栄養学科の学生受け入れ方針＞

健康栄養学科では食を通じた健康づくりと疾病の予防や治療に情熱をもった管理栄養士の育成を目的とし、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ・健康や栄養に興味があり、食を通して、人々の健康づくりに寄与することを目指している人
- ・大学教育の習得に必要な基礎学力を備えている人
- ・人が好きで、相手の立場を思いやることができ、協調性のある人
- ・向上心を持って行動できる人

以上のような基本方針に基づき、健康栄養学科では管理栄養士国家試験受験資格や栄養教諭免許、その他の資格が取得できる基礎から応用まで様々な専門科目群を準備している。これらには単なる知識や技術の習得だけに終わらぬよう、現場を知るための臨地実習等が組み込まれている。これらを通して、生物としての人間を理解し、健康や疾病と食事の関係を知り、その人に必要な料理をおいしく提供したいという思いを持っている学生を受け入れたいと考えている。

本学科への入学を希望する学生は、高等学校において基本とされる教科について高等学校卒業相当の知識を有していること、理科では「化学Ⅰ・生物Ⅰ・理科総合A・理科総合B」のうち一科目以上を履修していることが望ましい。また、課外活動やボランティアなどに積極的に取り組む姿勢も大切である。

＜社会福祉学科の学生受け入れ方針＞

社会福祉学科では、将来、社会福祉施設や医療機関等で活躍できる専門職や、社会の幅広い分野で働く福祉的人間力を備えた人材の育成を目的とし、次のような能力、意欲、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ・自分を成長させ、人の役に立ちたいという意欲のある人
- ・人や地域社会に興味を持っている人



- ・世の中の出来事に関心を持っている人
- ・社会福祉の仕組みやあり方を学習するために必要となる基礎学力がある人

以上のような基本方針に基づき、本学科では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員等を養成するための専門科目群を準備している。多様な専門性に開かれている本学科への入学を希望するも人は、高等学校におけるさまざまな学習に積極的に取り組んでおくことを望む。教科の中では特に、心情豊かに伝えあうコミュニケーション力を養う「国語」、現代の社会について主体的に考え、人間としての在り方や生き方について学ぶ「公民」、思考力を伸ばし、日常生活に必要な知識と技術を習得させる「家庭（福祉領域）」の内容に興味を持って学習していることを期待する。また、保健体育、芸術や課外活動などにも積極的に取り組み、協調性や自主性を培おうとする姿勢も大切である。

## ②リハビリテーション学部

### <リハビリテーション学科の学生受け入れ方針>

リハビリテーション学科では、保健・医療・福祉チームの一員として対象者や地域・社会の多様なニーズに応じて活躍できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とし、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ・理学療法士・作業療法士を目指す動機と意欲がある人
- ・大学教育の習得に必要な基礎学力を備えている人
- ・相手の立場に立ったコミュニケーションがとれる人
- ・物事を順序立てて論理的に考えることができる人

以上のような基本方針に基づき、人間の生命と人権を尊重し、人の身になって他者を理解しようとする豊かな共感性とコミュニケーション能力をもち、保健医療福祉の専門職として、地域に暮らしている人々の豊かな生活実現に向けて貢献しようとする目的意識と情熱を持つ学生を積極的に受け入れたいと考えている。

本学科への入学を希望する学生は、高等学校において基本とされる教科を幅広くしっかりと勉強することが必要となり、中でも理科の科目を履修していることが望ましいと考えている。

## ③子ども学部

### <子ども学科の学生受け入れ方針>

子ども学科では、将来、保育所、幼稚園、小学校の教員等、子どもに関わる職業に就く人材を養成することを目標としており、次のような能力、意欲、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ・子どもが好きで、将来何らかの形で子どもと接する職業に就きたいと考えている人
- ・知的好奇心が旺盛で、大学での学習や教員・保育士の採用試験に向けての学習に必要な基礎学力がある人
- ・教育・保育の仕事を理解し、将来の目標に向かって自らを向上させようと努力する人
- ・子どもの教育・保育が将来の日本の発展に寄与することを自覚し、使命感、責任感がある人

以上のような基本方針に基づき、子ども学科で保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、

小学校教諭一種免許状が取得できる専門科目群を準備している。また、単なる知識や技術の習得に終わらないよう、必要な保育実習、教育実習を4年間のカリキュラムの中に配置している。入学後は、理論と体験をともに重視する学習活動を通して、しっかりした保育指導や教科指導ができ、豊かな子ども観や人間観を身につけるための専門教育をしていくが、そのためには高等学校において基本とされる教科を幅広く勉強し、確かな学力として習得しておくことが重要である。

1) 大学院健康福祉学研究科

本研究科は、専門分野の学理を深く探求したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本研究科は、入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れている。

- ・栄養系、社会福祉系、心理系、リハビリテーション系の学部、学科、専門学校等において専門教育を受け、さらに研究を継続・深化させたいと希望する者。
- ・栄養系、社会福祉系、心理系、リハビリテーション系の資格をもとに各実践現場で活躍し、現場から醸成された実際的な問題意識をもつ者。
- ・高等学校等の教育機関や生涯教育にかかわる者。

上記のほかに受験時に要求する事項を挙げる。

- ・健康栄養コースでは、入学前に栄養学に関する学部レベルの知識と技術が取得されていることを求める。
- ・臨床心理コースでは、願書提出時に学部卒業論文とその趣旨、あるいはそれに代わるものの提出を求める。また、入学希望者は大学学部等において、心理系科目の履修を終えると同時に、心理学全般に関する基礎知識の習得がなされていることが望まれる。臨床心理士としての可能性を確認するための面接評価を重視する。

上記の設置の趣旨は、資料請求者に大学院設置の趣旨として送付している。

**4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。**

1) 学部

大学の理念と学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、学生募集要項、学生便覧をはじめ各種パンフレットに記載するとともに、本学ホームページ上でも公開し、受験希望者のみならず広く一般に周知している。

本学の学部入学試験は推薦入試から一般、センター入試に至るまで多岐にわたっている。

推薦入試、AO入試、3年次編入学入試においては、面接・面談を課し、本学アドミッションポリシーに沿う学生確保のための選抜を行っている。一般入試、センター入試においては、科目選択肢にアドミッションポリシーに適う科目を設定して選抜を行っている。

2) 大学院健康福祉学研究科

本研究科の理念・目的および入学者選抜方針（アドミッションポリシー）については、

募集要項、学生便覧をはじめ各種パンフレットに記載すると共に、ホームページでも公開し、受験希望者や一般人に広く周知している。

本研究科の入学試験は、学内推薦、一般入試（Ⅰ期、Ⅱ期）、社会人（Ⅰ期、Ⅱ期）、AO方式で実施する。

#### 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員および在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

##### 1) 学部

過去5年間にわたる定員充足率は、全学部で82.4%~100.9%で推移しており、定員に対する入学生の割合は概ね適性値に収まっている。学部別にみると、リハビリテーション学部で定員を5~6%、および子ども学科で定員を20%程度上回る年もあるが、学修のためのインフラは十分に確保されており、修学上の困難は生じていない。

##### 2) 大学院健康福祉学研究科

大学院健康福祉学研究科の入学者の内訳（過去3年間）は、データ編の表4-4に示すとおりである。

「リハビリテーションコース」が、平成21（2009）年度に新設されたので、定員8人から12人に、収容定員16人から24人となった。平成11（1999）年度の大学院開設以来、定員は充足している。平成23（2011）年度は、収容定員24人に対して在籍者数31人で、収容定員充足率は129%である。

## （2）4-1の自己評価

##### 1) 学部

入学定員と入学者数の割合については、先述したとおり概ね定員数程度で推移しており、学生の修学環境は適正に保たれている。むしろ、近年の課題は入学者数をどのようにして確保するのかに移っている。特に、健康福祉学部の定員割れが顕著である。大学が健全に運営されるためにも、適正な定員確保に向けた方策が計られねばならない。

また、志願者の減少による定員割れは、入学者の学力や将来に向けた意欲などにも影響を及ぼしている。ほぼ全入状態の入試形態は、学力に不安を抱え、将来展望を明確にできないままにとりあえずの入学をする者の増加をもたらした。このような学生には従来の本学の教育では充分に対応することが難しくなっている。学生の質の変化に対応した教育改革が喫緊の課題となっている。

##### 2) 大学院健康福祉学研究科

大学院の目的のひとつである社会人の再教育に関しては、社会人院生数が全院生数に対する割合が高いことから、目的を果たしている。

本研究科の門戸開放状況に関して、本研究科への他大学からの入学者の割合は、5年間平均60.5%であり、他大学に対する門戸開放は十二分にできている。むしろ今後は、本学学部卒業生の志願者を多くするように努める。

「臨床心理コース」では、毎年志願者が多く、常に、5～6 人の入学者がいるが、「健康栄養コース」では、1～2 人の入学者しかいない。その原因のひとつとしては、「臨床心理コース」では、臨床心理士の受験資格が得られる利点があるが、「健康栄養コース」では、管理栄養士よりも高い資格がえられないことが原因である。しかしながら、「社会福祉コース」では、社会福祉士よりも高い資格が得られなくても入学者が多いことから、「健康栄養コース」では、平成 21 (2009) 年度に、管理栄養士よりも一段と高い能力が得られるように、病院の管理栄養士向けに、より実践的な臨床系の科目を新設したので、今後は、学内外からの院生の確保をするための広報活動を行う。

### **(3) 4-1の改善・向上方策 (将来計画)**

#### 1) 学部

入学生の適正確保に関しては、特に健康福祉学部で問題となっており、学部教授会等で学部改組までを含めた将来構想を検討している段階である。今後は 23 年度の入試動向をにらみながら、本学の未来像を中期計画戦略会議で検討する。

入学者の質の変化に対応する方策として、23 年度より、初年次教育、就業力育成カリキュラム (あすなろう体験 I) を全学的に必修科目として展開することとなった。この取組は、現行の「あすなろう体験」を解体し、その内容を就業力育成に向けさらに強化した上で、全学部学生の職業人としての資質能力の向上を可能とする新しい教育プロセスとして再生・運用することを目的としている。この取組の中核には様々な体験型学習と、学生が自らの成長を確認できる各種ポートフォリオシステムがある。これらを有効に活用することで学生の当事者意識、将来展望の明確化をはかる計画である。

#### 2) 大学院健康福祉学研究科

4-1 の自己評価において指摘した問題点は、研究科委員会および入試広報委員会で更なる検討を重ね改善を図る。

### **4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。**

#### **(1) 4-2の事実の説明 (現状)**

##### **4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。**

##### **【入学前教育】**

入学予定者に対し、「入学前セミナー」を実施し、大学における学び方をコーチすると共に、在学生との交流をはかり、大学生活への準備状態を形成する。さらに入学予定者には国語、数学、解剖学に関する「入学前ドリル」もしくはレポート課題を各学科別に課し、入学後の学習がより円滑に進むようにしている。

##### **【オリエンテーション】**

入学式後の 3 日間をオリエンテーションの期間とし、履修の方法、大学生活全般について、学科、教務課、学生支援課等が説明し、3 日目には担任ごとに少人数のクラスに分かれ、新入生研修会を実施し、時間割の組み方を含めた学習支援をしている。

##### **【導入教育】**

全学科において、導入教育科目として「基礎演習あすなろう」を 1 年次前期に開講し、

大学における学習方法を習得し、図書室、情報処理室の活用方法を身につけるようにしている。

**【リメディアル教育】**

2009年度より、健康栄養学科では、数学と国語、社会福祉学科では国語の補習授業を正規授業時間外に行い、学力の低い学生に対する学習支援を実施している。

**【担任制度】**

本学では、全学年で担任制度を取り入れ、学生個々への履修指導、学習支援、就職支援、資格取得支援などを行っている。少人数担当で学生の個別指導に当たっている。具体的には、出席状況が思わしくない学生には随時個別面談を実施、また、成績不良者に対しては、保護者に対しても連絡を取り、必要に応じて保護者との面談も実施している。

精神的な悩みを持つ学生に対しては、学生相談室に配置された臨床心理士資格を有したカウンセラーと担任が連携してサポートを行っている。

**【学生カルテ】**

2010年度からは在学学生すべての学生カルテ（取得単位、成績、取得希望の資格免許、希望する就職先、その他の情報を整備）を担当が作成し、教員が学生ひとりひとりを正確に理解し、支援体制を強化している。

**【オフィスアワー】**

全教員がオフィスアワーとして毎週3時間を設定し、曜日と時間を明示し、研究室ドアに掲示したうえ研究室を開放している。学生の個別支援は担任が中心になっているが、教員それぞれの専門性や特性の相違などから、担任以外の教員のもとにもオフィスアワーを活用して学生が訪問し、支援を受けるシステムを確立している。

**【資格取得支援】**

健康栄養学科では、3、4年次に業者主催の国家試験対策模擬試験を実施している。さらに、2～4年次対象に受験対策講座を開講している。

社会福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士取得にむけての支援、教員採用試験にむけての支援、公務員合格にむけての支援を行っている。このうち社会福祉学科在学生の多くが資格取得を希望する社会福祉士取得にむけては、①授業以外に受験対策講座を、1年間を通して受験科目別に設け、教員および合格者としての卒業生が担当、②合格体験談の開催・合格体験記の発行、③各教員の研究室に個別の受験指導を受け入れる掲示をし、オフィスアワーなどを活用しての個別受験指導の実施、④有資格者から組織化される社会福祉士会（佐賀県）と共同開催による受験対策講座の開催、⑤教員や合格者を配置した社会福祉士受験指導室を設置し、個別の支援を定期的に行っている。その結果、第1回（平成元年）の社会福祉士国家試験から第22回（平成22年）まで連続して合格者を出し、合計1,112名の九州で最も多い結果となっている。

リハビリテーション学科では、ホームルームの時間を設け、生活面の指導のみならず、各学年履修科目に応じた国家試験対策を実施している。

子ども学科では、現在、正規の教育課程外で、学生の職業選択や進路対策に関する勉強会（あすなるタイム）を週に1～2回実施している。内容は、将来教員となるための基礎学力の強化、採用試験過去問の演習、採用試験模擬試験の実施等である。

**【学習支援のための設備】**

本学では、授業が行われていない土曜日や放課後においても、学生の自主的学習を支援するために、図書館、情報処理室、ピアノレッスン室(12室)と音楽室(2室)を開室している。情報処理室では、学生に操作のアドバイスが出来るように職員が常駐している。

#### 【卒後教育】

社会福祉学科においてはこれまでに卒業生が4,000名を超え、地元佐賀県を中心に九州一円の社会福祉実践現場に従事している。多くの卒業生を対象に卒後教育の一環として毎年1回「西九州大学社会福祉研究会」を開催し、卒業生、在学生、教職員を含めて実践現場での状況報告、直面している課題などについて議論するとともに情報交換、交流を深める取り組みをおこなっている。さらに、2008年度からは医療ソーシャルワーカーとして従事している卒業生を対象とした「西九州大学医療福祉研究会」を、2009年度からは、介護施設に勤務している卒業後1年以内の卒業生向けの「卒後研修会」を開催している。

#### 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

通信教育については、本学では実施していない。

#### 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

全学科において担任制度およびオフィスアワーを設定しているなかで、学生からの意見を担任によって聴き取り、学科会議で報告している。この中で、全学にかかわる課題については、教務委員会、学生支援委員会、FD委員会等で改善策を検討し、具体化していく。加えて、教員と学生が対面したなかで学生からの意見が示しにくい場合もあることから「意見箱」を校内の複数個所に設置し、いつでも、だれでも投函できるようにしている。改善策および回答は学生支援課が所轄する中で検討され、学生に公表する。

また、「学生生活調査」「学生満足度調査」によって学習環境に関する意見を聴取し、授業に関する評価や意見については「学生による授業評価」が導入されており、各学期末に、受講学生が評価、意見を示し、その結果が公表され、図書館で閲覧できるようになっている。

#### (2) 4-2の自己評価

学生への学習支援体制については、全学で担任制度が確立しており、入学前教育から入学時のオリエンテーション、研修会、初年次教育において大学での学習を円滑に行うための体制が構築されている。また図書館や情報処理室などにおいては学生の自主的な学習を支援できるようなサービスを提供している。従って、学生への学習支援体制は整備され、ほぼ適切に運営されている。ただし、各学生の学習支援は基本的には担当教員が中心となるため、支援の時期や内容が異なっている現状がある。上記の支援体制があるにもかかわらず、精神的な悩みを持つ学生は年々増加しているのに加え、学生の目的意識や学習成果に個人差が目立ち、学習意欲が高い学生とそうでない学生との差が拡大する傾向にあるので、このような学生に対する支援が完全に機能しているとは言えない。また今後、学習意欲が低下している学生の意欲を喚起し、持続的な学習へと導くことが必要である。

学生の意見をくみ上げる方法としては、担任の個別面談による聴き取り、学生生活調査、学生満足度調査、学生による授業評価、意見箱の5つである。意見をくみ上げる手段は複数整備されている。学生による授業評価の結果は公表されているものの、授業改善にどのようにつなげるかについて、学生にフィードバックするようなシステムはなく、この点に関しては今後の課題である。

### **(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）**

学力面だけでなく、動機づけが低い学生や精神的な悩みをもつ学生が年々増加する傾向にあるので、学生個々への学習支援策の充実をはかる。今後の取り組みとして以下のものを予定している。①入学当初は不安や悩み・ストレスが大きくなり、その後の生活に大きな影響を及ぼす場合があることから1年次早期からの支援体制を充実させる、②早期に学生にアプローチして問題点を把握するとともにその学生の保護者へもアプローチを行い、家庭、家族とともに支援する体制をつくる、③専門的なアプローチを強化していくため相談室に配置されている臨床心理士との連携を強化する、④学生カルテのシステムをさらに充実させ有効に活用する。

授業評価に関しては、結果を授業改善につなげる体制を早期に構築する。さらに学習支援の在り方について学友会、同窓会、後援会（保護者会）と積極的に意見交換する場を設ける。

## **4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。**

### **(1) 4-3の事実の説明（現状）**

#### **4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援部学生支援課を設置し、ここで全般的な業務を行っている。また各学部学科には指導教員がおり学生生活の全般にわたって指導できる体制をとっている。

〈学生支援委員会〉

学生支援全般にわたる組織として学生支援部長のもと、各学部学科から選出された学生支援委員からなる学生支援委員会が定期的に学生生活および就職にかかわる諸問題について協議、審議している。

〈スクールバス〉

学生の通学の利便を考え、大学の最寄りの駅である「JR 神埼駅」と神埼キャンパス間を無料のスクールバス（大型バス）で毎日7時台から21時台まで平均19往復運行している。また神埼キャンパスと佐賀駅、神園キャンパスとの間に、大型バスを毎日9往復させている。こちらは有料となっている。さらに、神埼キャンパスと佐賀調理製菓専門学校との間に夜間1往復（無料）させている。

〈学生食堂〉

学生食堂は業者に運営を委託しており、午前11時45分から午後4時まで一般学生の昼食を提供している。

〈学生ホール〉

食堂の近くに学生ホールがあり、午前8時から午後7時まで解放している。ここには

テーブル 22 台、椅子 127 脚、自動販売機 3 台、無料の給水・給茶機 1 台が設置されている。また、一部のテーブルには学内 LAN コンセントを設置しており、学生が自由にパソコンを接続して利用できるようにしている。

〈売店〉

売店は学生ホールの一角にあり、業者に運営委託を行っており、教科書、文房具、弁当、ドリンクなどの販売を行っている。

#### 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学独自の奨学金制度として、以下の奨学金制度がある。

- ① 入学時に奨学生対象試験受験者から各学科とも成績上位者 2 名に「永原学園奨学金」として授業料の 1/2 相当額を支給している。
- ② 2 年次以上の在学学生に対しては成績優秀でありかつ生活困窮学生に対して「永原学園奨学金」として授業料の 1/2 相当額を毎年約 40～50 名の学生に支給している。
- ③ 同一世帯から西九州大学および短期大学部に 2 名以上在学する場合、2 人目以上の者に「兄弟姉妹在籍奨学金」として入学金半額免除、授業料半額免除、施設設備費半額免除、教育充実費半額免除を行っている。
- ④ 西九州大学および短期大学部の同窓生の子女、兄弟、姉妹で指定校推薦、一般推薦において学校長が推薦した評定平均値 3.0 以上かつ欠席日数が 14 日以内の者に対しては「同窓生特別奨学金」として入学金の全額免除を行っている。
- ⑤ 授業料納期前 6 ヶ月（新入生の 1 年次前期の場合は入学前 1 年以内）において、学費負担者が死亡し、または学生もしくは学費負担者が風水害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合は、当該事由発生の日の属する学期又はその翌学期分授業料のうち、学則の定める学の 2 分の 1 の額を免除する。

その他、西九州大学同窓会「ひのくま会」の奨学金が成績優秀でありかつ生活困窮学生 2 名に対して支給されている。

学外奨学金としては日本学生支援機構奨学金への積極的に応募するよう指導している。また、その他地方自治体や種々奨学金についても学生支援課で掲示して募集を行っている。

さらに、授業料の延納制度や分納制度も整備している。

#### 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学の課外活動は学生によって組織・運営される「学友会」の下で運営されている。学友会は本学に在籍する全学生からなる組織であり、各学科代表、体育系サークル代表、文科系サークル代表から選出された代議員会議が運営を行い、各種サークル活動等に助成を行っている。

#### 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

〈定期健康診断〉

学生の健康問題については毎年 4 月に全学生を対象に定期健康診断(胸部レントゲン間接撮影、身体計測、血圧測定、尿検査、視力、聴力、内科検診)を行っている。

〈健康相談〉



保健管理センターでは、学生個人の身体の健康や疾病等について毎週月曜日の午後に保健管理センター長による相談を行っている。

〈UPI 調査〉

毎年4月に全学生にUPIテストを行い、テスト結果でカウンセリングを受けた方が良いと判断された学生にはカウンセリングを受けるように指導を行っている。

〈学生相談室〉

個人的な悩みで、誰と相談していいかわからない時、カウンセラーが相談に応じるようにしている。カウンセラーは非常勤の臨床心理士2名が週3回面談等の相談に当たっている(表4-8)。平成22(2010)年度の相談件数は総計855件であった。

〈オフィスアワー〉

修学に係る学習の仕方、成績、資格、免許の取得および学生生活、進路、就職等についての懇談又は相談に応じるため、全教員が各々の研究室で毎週3時間の「オフィスアワー」を設けて相談に応じている。

〈パワー・ハラスメントの防止〉

本学では学生が個人として尊重され、差別の無い健全で快適なキャンパス環境を作るために、平成11年(1999)に西九州大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程を制定しセクハラ防止に努めて来た。しかし、その後、平成22年(2010)にアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントも含めたハラスメント防止規程に改訂を行い、ハラスメント防止に力を入れることにした。学生などからのハラスメントの相談を受ける窓口として、ハラスメント相談員を置いている。相談員の氏名は、年度はじめに学生掲示板に公表するとともに、ガイダンスの際に学生に伝えている。

**4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。**

学生からの各種意見に関しては下記に示すような方法で汲み上げ、適宜対応している。

〈生活実態調査〉

毎年4月に全学生に対して学生の通学状況並びに生活実態の一部を知ることにより、学生支援の基礎的資料とする目的で生活実態調査アンケートを行っている。

〈卒業生に対する満足度調査〉

卒業時期に卒業対象学生に対して満足度調査を行い、結果を教授会で報告し改善に努めるようにしている。

〈提案箱〉

気づいた時にはいつでも大学側に要望が出せるように学内数ヶ所に提案箱を設置している。この提案箱は定期的を開いて、寄せられた提案や意見については学長、副学長、学生支援部で検討し、学生支援委員会や教授会で対処している。

**(2) 4-3の自己評価**

学生サービスは担任制度や学生支援部により学生の意見や要望をくみ上げる支援体制が整備されており、十分に機能している。またスクールバスの運行については学生数の増加に対応してきたが、まだ不十分である。本学独自の奨学金制度を拡張し、授業料分納

制度や授業料延納制度を適切に機能させている。

### **(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)**

3 学部体制となったため、在学生が増加してきている。しかもキャンパスが神埼と神園の2か所になったことにより、従来行ってきた学生サービスで対応できているかを検証するとともに見直しを行う。

#### **4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。**

##### **(1) 4-4の事実の説明(現状)**

##### **4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。**

就職・進学に対する相談・助言は主として学生支援課の就職相談室が行う体制をとっている。

〈就職相談(資料)室〉

学生支援課の隣に就職相談(資料)室を設置しており、4人の専任スタッフを配置し、就職希望者に面談し、就職・進学相談や履歴書の書き方、エントリーシートの書き方等の指導を随時行っている。また学生が自由に閲覧できるように求人情報ファイルや就職対策書籍を備え、また就職情報収集ができるように、パソコンも2台設置している。また、学生ホールの就職専用掲示板や各学科の就職専用掲示板に常に最新情報を掲示している。

平成22(2010)年度は約2,500件の相談件数があった。

〈UniCareer システム〉

平成21年度に文科省の「大学教育・学生支援推進事業」学生支援プログラムに採択され、学生と大学がともに就職を考える「就職活動カウンセリングシステム(UniCareer)」を導入した。このシステムは求人票をWeb上で配信し、インターネットを通じ学生に公開するシステムで4年生全員にパスワードを付与し、学内あるいは家庭のパソコンから随時求人情報を見ることができるようにした。このシステムにより各企業の求人検索が容易にできることはもちろん、インターンシップ検索やエントリー、セミナーの応募なども簡単にできるほか、PCだけでなく携帯電話でもサービスを受けることができる。

また、求人が出た場合は4年生に対し携帯電話やパソコンへのメール配信および4年次の卒業研究・演習担当教員やそれ以外の各学科の教員にもメール配信して、各教員からも学生に対して素早い就職指導ができるようにした。

##### **4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。**

キャリア教育支援のため、2年次には「就職活動プレ講座」(①就職活動の準備、②ネット活用Ⅰ、③ネット活用Ⅱ)を、3年次には「就職活動入門講座」(表4-4-1)に示したような講座を開設し、早い時期から就職対策を行っている。

また、全学年を対象に夏休みおよび春休み期間中に「MOS Specialist 試験対策講座」を開設した。

表 4-4-1 就職活動入門講座

|   | 講座名      | 内容                              |
|---|----------|---------------------------------|
| 1 | 就職活動について | 学生支援課から今後の就職活動の流れおよび提出書類等の説明    |
| 2 | 就職活動の流れⅠ | 就職活動の進め方、自己分析など                 |
| 3 | 就職活動の流れⅡ | エントリーシート、履歴書、志望動機の書き方および解説      |
| 4 | マナー講座Ⅰ   | 入室から退室までの基本的なマナー（礼、歩行、着席、姿勢、挨拶） |
| 5 | マナー講座Ⅱ   | 面接、面談応答の内容。発声、言葉遣い、身だしなみ、態度、表情  |
| 6 | 就職文章講座   | 採用試験に向けてのプレテスト                  |

### (2) 4-4の自己評価

子ども学部は完成年度を迎えておらず、卒業生がいないため、これまでの就職結果は健康福祉学部とリハビリテーション学部のみである。過去3年間の就職率は健康栄養学科が平均96.6%、社会福祉学科が平均97.3%、リハビリテーション学科が平均95.6%と非常に高い就職率を維持している。また、前年度の就職先を見てみると、多くの学生が医療・福祉分野に就職しており、本学の教育目的に合致した専門職への就職率が高いことが特徴である。

表 4-4-2 就職状況

|         | 平成 20 年 (2008) 度 |            | 平成 21 年 (2009) 度 |            | 平成 22 年 (2010) 度 |            |                 |
|---------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|-----------------|
|         | 健康栄養<br>学科       | 社会福祉<br>学科 | 健康栄養<br>学科       | 社会福祉<br>学科 | 健康栄養<br>学科       | 社会福祉<br>学科 | リハビリテーション学<br>科 |
| 卒業者数(人) | 139              | 183        | 133              | 148        | 131              | 125        | 46              |
| 就職希望者数  | 134              | 174        | 125              | 141        | 121              | 112        | 45              |
| 就職者数    | 128              | 168        | 120              | 138        | 119              | 110        | 43              |
| 就職率(%)  | 95.5%            | 96.6%      | 96.0%            | 97.9%      | 98.3%            | 97.3%      | 95.6%           |
| 求人社数    | 102              | 459        | 103              | 455        | 109              | 510        | 389             |

### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

就職率および専門職への進路は高い水準で推移しているが、現在の経済状況の低迷により今後は就職率が下がってくることが予想される。また、平成 24 年度には子ども学部の卒業生にも対応していく必要があり、現在の就職希望者約 280 名から数年後には約 340 名となってくるので、なお一層の就職対策が必要となってくる。また、近年、専門職ではなく一般職への就職を希望する学生も出て来ており、今後はこれら学生の希望を実現化していくために、各種資格取得講座の開設や一般企業への就職先開拓活動がさらに必要となってくる。以上のような状況から今後はさらに学生支援部を中心に、各学部学科の教員とも連携を取って支援体制を充実させ改善を続けていく。

**[基準4の自己評価]**

明確なアドミッションポリシーに基づいた入学生選抜については、概ね実施できている。また、入学定員と入学者数の割合についても概ね定員数程度で推移しており、学生の修学環境は適正に保たれている。むしろ、入学生確保が喫緊の課題である。大学院に関しても一部コースの学生確保に関して同様の課題を抱えている。大学全入時代を迎え、入学生の質の変化に対応した教育改革が求められる。

学生への学習支援体制については、全学で担任制度が確立しており（大学院では研修指導教員）、入学前から初年次教育までをつなぐ支援体制が構築されている。また、自主的な学習環境もある程度提供されており、概ね適切に運営されている。課題は学習支援が担任主導のため、支援内容に濃淡が生じていることである。また、近年の学生の質の変化も見逃せない。精神的な悩みを抱えた者の増加や、学習意欲の格差が広がる傾向が顕著である。このような学生たちに対する支援の在り方を充実させる必要がある。学生による授業評価に関しても教員の授業改善に役立つものへと実質化する必要がある。

学生サービスについては、担任制度や学生支援部窓口対応、投書箱等により学生の意見や要望をくみ上げている。しかし、投書箱以外は対面方式の対応であり、より容易に意見要望をくみ上げるしくみが必要とされている。

就職支援については、就職率としては非常に高い数値を上げることができており、概ね順調に運営できている。しかし、就職支援についての学生満足度等を調べることは未だ行っていない。今後は就職率だけではなく、学生の満足度も視野に入れた就職支援を行う必要がある。

**[基準4の改善・向上方策（将来計画）]**

入学生の適正確保については、学部改組までを含めた本学の未来像を検討する中期戦略会議で検討する。入学生の質の変化に対する方策としては、就業力育成カリキュラムを中心として学生の自律能力育成をはかるプログラムを準備し、順次実行する。

学生への学習支援については、精神的な悩みなどに対する支援を低学年次から開始すると同時に、保護者など学生をとりまくメンバーも支援の枠組みに加えていく取組を行う。また、専門的なアプローチを行う臨床心理との連携を強化する。学生の修学を支援するポートフォリオシステムの構築も行う。学生による授業評価を通じた授業改善については実効ある仕組みづくりを行う。

学生サービスについては、学生からの要望をより迅速に把握できるようウェブシステムを介した電子投書箱を設置する予定である。また、学生の要望を迅速に具現化できる部局間連携のしくみ（23年度に連携部局として「あすなろうセンター」設置する）を明確なものにする。

就職支援については、就職率のみならず、学生の就職活動等を実質的に支援し、満足度の高いものとするためのしくみづくりを目指す。具体的には、本学の就業力育成事業（真の就職率ナンバーワンプロジェクト）と実際の就職活動との連携を密なものとし、学生の進路決定に積極的に関与し、学生が納得できる・満足できる就職活動・進学活動を実現する。

## 基準5. 教員

### 5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

#### (1) 5-1の事実の説明(現状)

##### 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の専任教員は「表Ⅱ-3-4」のように配置されている。いずれの学部・学科においても教員数は大学設置基準を満たしている。ただし、各職位に対する教員数は学部ごとにややバランスを欠いている現状がある。

#### 1) 健康福祉学部健康栄養学科

健康栄養学科においては、定員130名の学生数に対して24名の専任教員と6名の助手が配置されている。本学は厚生労働省より管理栄養士養成施設校に指定されているため、本学科の専任教員数は栄養士法施行規則に定められた専任教員数を満たしていなければならない。この規則によれば専任教員数は定員100名に対して17名、定員200名に対しては22名と定めているので、その基準を満たしている。さらに、同規則で定められた管理栄養士国家試験受験資格取得のために必要な専門基礎分野および専門分野はすべて専任教員が担当し、その専門性においても適正に配置されている。また、本学科で助手の人数が多いのは、同規則の「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は管理栄養士であること」という法令上の規定に従っているためである。なお、助手6名中4名が管理栄養士である。

#### 2) 健康福祉学部社会福祉学科

社会福祉学科においては、定員120名の学生数に対して24名の専任教員と3名の助手が配置されている。これらの専任教員および非常勤教員は同学科で取得可能な資格・免許ごとに配置されている。同学科において取得可能な主要な資格・免許は、①社会福祉士国家試験受験資格、②精神保健福祉士国家試験受験資格、③介護福祉士国家資格の社会福祉関係資格、④中学(社会)および高校(公民・福祉)教諭1種免許、特別支援学校教諭1種免許である。

このうち①社会福祉士国家試験受験資格を取得させるために、厚生労働省で指定している22科目については平成21年度から指定基準を満たす教員を配置した。

②精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるために、厚生労働省で指定された18科目を開講し、各科目の専門性を満たす適正な教員配置をしている。

③介護福祉士国家資格を取得させるために、厚生労働省で指定された3領域14分野の科目を開講している。本学は介護福祉士養成施設校として厚生労働省の認可を受けているため、学生定員40名に対して基準の専任教員数は3名であるが、5名の専任教員を配置している。平成21年度からは指定科目のうち介護実習関係科目担当教員は原則として介護教員講習会を受講することになったため、同講習会修了者(5名)を担当教員として配置した。

なお、本学は、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会、日本介護福祉士養成施設校協会に加盟している。

## 3) リハビリテーション学部リハビリテーション学科

入学定員 80 名（理学療法学専攻 40 名、作業療法学専攻 40 名）に対し、教員 23 名と助手 2 名が配置されており、設置基準上の専任教員数（14 名）を満たしている。しかし、表 5-1 に示した通り、教授 10 名、准教授 2 名、講師 5 名、助教 6 名、助手 2 名と、現状では職位ごとの人数についてややバランスを欠いている。なお、本学は、全国理学療法士・作業療法士学校連絡協議会、日本リハビリテーション学校協会に加盟しているため、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた理学療法士数と作業療法士数を満たしていなければならない。それらの人数は理学療法士養成課程では学生定員 40 名に対し理学療法士 6 名、作業療法士養成課程では学生定員 40 名に対し作業療法士 6 名と定められている。これに対し、本学科の専任教員のうち理学療法士は 10 名、作業療法士は 9 名であるのでこの規則の基準を満たしている。

## (4) 子ども学部子ども学科

子ども学科では、入学定員 80 名（収容定員 340 名）に対して、14 名の教員（教授 6 名、准教授 5 名、講師 2 名、助教 1 名）と助手 1 名が配置されており、設置基準上の専任教員数を上回っている。専門教育科目のなかでも、学科の理念や目的を具現化する「専門基礎科目」（6 科目、すべて必修）は、その大半を専任教員が担当している（述べ 13 名の担当者のうち 10 名が専任）。主として資格免許に必要な科目群から構成される「専門基幹科目」は、幼児教育、小学校教育、保育学、教科・基礎技能、実習の 5 つに区分されているが、各区分中の必修科目はすべて専任教員が担当している。また保育実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習および各実習指導は、いずれも現場での教員歴 30 年を超えるベテラン教員が担当し、学生の実践力を高めるための指導を充実させている。本学子ども学科独自の科目群から構成される「専門展開科目」では、既設学部、あるいは本学園のグループ校である短期大学部から、心理・福祉、健康・環境、創作・表現の各区分における専門分野の教員に担当を依頼し、学園の理念に基づく特色ある教育活動を展開している。子ども学科では、以上のような考え方に基づいて、教育課程を適切に運営するために必要な教員を確保し、適切な配置を行っている。

## 5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

大学全体では、410 名の学生定員に対して、専任教員 85 名、兼任教員 208 名を配置しているため、専任教員比率は 29.0%と兼任教員の割合は比較的高い。また、専任教員の年齢構成は、70 歳代 1 名、60 歳代 21 名、50 歳代 18 名、40 歳代 19 名、30 歳代 24 名、20 歳代 2 名と、全学的には、ほぼバランスは取れているが、バランスを欠く学部もある。また、専任教員のうち、男性は 50 名、女性は 35 名で、女性教員の割合は較的高いといえるが、その比率は学部によって偏りがあるのが現状である。

## 1) 健康福祉学部健康栄養学科

本学科では、専任教員 24 名に対して兼任教員は 40 名で、専任教員比率は 37.5%と他学科よりは専任教員の比率は高くなっている。しかし、上述の通り、管理栄養士国家試験

受験資格取得のために必要な専門基礎分野および専門分野はすべて専任教員が担当している。一方で、本学科では、栄養教諭1種免許および健康運動実践指導者受験資格が取得できるカリキュラムを組んでいるため、それらに必要な科目の多くを兼任教員が担当していることが、兼任教員の比率を高めている要因である。専任教員の年齢構成は、70歳代1名、60歳代8名、50歳代6名、40歳代3名、30歳代6名で、高齢化傾向が高い。専任教員のうち、男性は12名、女性は12名で男女半々の構成となっている。

## 2) 健康福祉学部社会福祉学科

本学科では、専任教員24名に対して兼任教員は65名で、専任教員比率は27.0%と兼任教員の比率が比較的高い。これは、上述の通り、本学科で取得可能な資格が多岐にわたっているため、それらを担当する教員として兼任教員を依頼しているためである。専任教員の年齢構成は、60歳代3名、50歳代6名、40歳代8名、30歳代7名で、比較的若い年齢層で構成されている。専任教員のうち、男性は14名、女性は10名で比較的バランスがとれた構成となっている。

## 3) リハビリテーション学部ハビリテーション学科

本学科では、専任教員が23名に対して、兼任教員が48名と専任教員比率は32.4%であるが、これは専門基礎分野のうち特に医学系科目の多くを兼任教員に依頼しているためである。しかし、専門分野の科目はほぼ専任教員が担当しており、全コマ数から見れば専任教員の担当比率が上回っている。また、教員の専門領域にも偏りはない。専任教員の年齢構成は60歳代3名、50歳代3名、40歳代6名、30歳代9名、20歳代2名で、30歳代がやや多い構成となっている。また、専任教員のうち、男性は16名、女性は7名で女性専任教員数がやや少ない。

## 4) 子ども学部子ども学科

本学科では、専任教員が14名であるのに対し、兼任教員が55名で、専任教員比率は20.3%と兼任教員の比率が高い。しかし、「5-1-①の(4)」で示したように、学科の主要科目、必修科目は、専任教員が担当するように配慮している。年齢構成は、60歳代7名、50歳代3名、40歳代2名、30歳代2名とややバランスを欠き、高齢教員が多い。専任教員のうち、男性は8名、女性は6名で、バランスがとれた男女比の構成となっている。専門分野からみると、教育学・保育学、教科教育、実習指導関係と、バランスのとれた配置となっている。教科教育を細かく見れば、理科教育担当教員が3名と多い。これは、環境・理科教育を充実させることによって、自然科学や環境科学に強い小学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成することが本学科のねらいであるからである。

## 5) 共通教育

共通教育科目を担当する専任教員は、いずれかの学部学科に所属しており、全学出動の形をとっている。そのため、ここで示す人数は、二重に数えたことになるが、専任教員19名で、兼任教員23名で、専任教員比率は45.2%である。これは、語学や幅広い教養を身につけさせるために開講している科目のうち、約40%の科目を兼任教員に依頼している

ためである。専任教員のうち、男性は14名、女性は5名で男性教員が多い構成となっている。

## **(2) 5-1の自己評価**

上述の通り、専任教員の専門性にかかわる人数は適正に配置されているが、年齢構成、男女比ともに学部ごとにバランスを欠いている部分がある。また、各学科とも、各種の資格取得や共通教育の幅を広げ、学生のニーズに応えることを目的に多くの兼任教員を依頼しているため、大学全体としての専任教員比率が29.0%と兼任教員の割合が高い現状がある。教育の質を上げるためには、専任教員比率を少しでも高くする努力が必要であり、今後どのような方策があるか検討しなければならない。その一つとして、各種の資格について見直しを行う必要がある。また、子ども学部では、算数をはじめとした小学校教員に必要な各種教科指導担当の専任教員が不足している。

## **(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）**

教育の質を高め、責任を持って学生を教育するためには、専任教員比率を高める必要がある。しかし、昨今の少子化という社会情勢の中で、学生定員を確保するのが難しくなってきた現状から考えると、専任教員数を増やすことは極めて難しい状況にある。そのため、今後、様々な工夫をして、この現状に対処しなければならない。

上述の通り、本学では様々な資格が取得できるカリキュラムを組んでいる。それらの資格取得のために必要な科目のうち、主要な資格を除けば、その大部分を兼任教員が担当している。これに関わる問題点を解決するために、今後は、それらの主要な資格以外の資格を活用して就職できている学生がどのくらいいるのかという点を再度慎重に見直し、活用できていない資格を廃止し、カリキュラムのスリム化を図る。さらに、共通教育科目（教養科目）については、大学コンソーシアム佐賀と連携した単位互換制度が締結されているので、同期型や非同期型の遠隔授業を活用することにより、兼任教員に依頼していた授業科目を、それらで置き換えられないか検討する。その第一段階として、大学コンソーシアム佐賀に加盟している各大学の授業開講時間を午前中だけであるが、平成22年度から同一にしている。今後は、それらの科目を学生がより受講し易くするために各大学の共通教育科目の開講曜日を同一にする計画が進行中である。

## **5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。**

### **(1) 5-2の事実の説明（現状）**

#### **5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。**

本学における教員採用・昇任の方針は、建学の精神（あすなろう精神）に基づいて、大学、学部・学科の理念・目標・将来構想に沿って行うことが後述の「西九州大学教員選考規程」に明確に定められている。その場合、教員の選考は公募を原則とし、社会人および外国人の任用に配慮するとともに、女性教員の積極的な雇用を図り、同一教育研究分野に同一大学出身者が偏らないよう努力することになっている。



**5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。**

西九州大学教員選考規程は、上述の教員採用・昇任の方針にしたがって定められており、これに付随した専任教員資格審査基準も定められている。さらに、当該審査基準を適正に運用するために、専任教員資格審査基準運用要綱も定め、教育研究上の業績（各職階に対して明確な判断基準を示している）に加えて、大学以外の機関に所属していた者を教員として採用するときには、職務上の実績を重視して総合的に判断できるよう、その基準を明確化している。また、昇任に関しても、教育研究上の業績のほか、大学の管理運営に関する貢献度および教員としての人格・資質を総合的に判断することとしている。

教員の選考は、当該学部の教授のみをもって組織する教授会の議に基づき設置する教員候補者選考委員会（委員数5名）において厳正な審査・選考が行われる。教員の選考は、原則として、公募であるが、必要があるときは、教授会の承認を得て、公募以外の方法により選考ができる。教員候補者選考委員会は、委員全員の出席がなければ会議を開き、議決することができないこととし、委員会が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができるほか、学長並びに当該学部の学部長は委員会に出席し、意見を述べることができるようにしている。委員会における審査結果は委員長が教授会に報告し、教授会はその報告に基づいて審議し、教員の候補者を決定する。当該学部長は、教員の候補者の氏名とその選考経過について資料を添えて学長に報告し、学長は、その報告に基づき、大学協議会に諮り、その結果を理事長に上申し協議することになっている。

**(2) 5-2の自己評価**

教員の採用・昇任の方針は「西九州大学教員選考規程」で明確に定めており、この方針に基づく「専任教員資格審査基準」も定められている。これまで、この基準に基づき教員の採用・昇任を行ってきたが、教育研究上の支障は生じておらず、規程に基づいた採用・昇任は適切に行われている。

**(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

現在のところ、採用・昇任については、前述の通り適切に運用されているが、現在、教員の教育力が厳しく問われているという社会的背景があるだけでなく、本学ではどの学部においても専門性の高い資格取得を学生が目指していることから、教員には高い教育力と学生一人一人を大切にせる教育態度が求められている。そのため、採用時の審査・選考において模擬授業の導入や、シラバスの提出など、幅広く多様な審査・選考方法の導入が必要であるためこれらの問題点について検討していく。

**5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

**(1) 5-3の事実の説明（現状）**

**5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

本学では、1コマの授業時間は90分であるが、講義科目1単位15時間、2単位で30

時間、実験、実習、演習は、1単位45時間として、教員の教育担当時間を算出している。子ども学部は現在学年進行中のため担当時間数が少ないので除くと、教員の平均担当時間は381時間でおおむね適切な担当時間と考えられる。この場合、講師以上で最も担当時間が長い教員は年間530時間であるのに対して、最も少ない教員では195時間と大きな開きがあり、教員間に負担の違いがあるのも事実である。また学部学科別にみた場合、健康栄養学科では平均436.8時間、社会福祉学科では432.6時間、リハビリテーション学科では260.2時間、子ども学科では191.8時間と学部・学科間で担当時間に大きな違いがあり、特に健康福祉学部の教員の負担が大きいといえる。さらに、ここに示した教育担当時間には校外実習にかかわる担当時間を含めていないため、校外実習担当教員の担当時間はさらに長時間である。校外実習では、事前指導、実習中の巡回指導、実習後の事後指導があり、それらの時間数をどのように算定すべきか、難しい問題があるため、今後の検討課題となっている。さらに、これらの正規担当時間のほかに、本学の学生は、健康栄養学科では管理栄養士の、社会福祉学科では社会福祉士および精神保健福祉士の、リハビリテーション学科では理学療法士および作業療法士の国家資格を、子供学科においては小学校教諭および幼稚園教諭、保育士の資格取得を目指しているため、それらの資格取得のための国家試験や教員採用試験対策のための特別授業も数多く開講されている。そのため、講義等に対する教員の担当時間はさらに長時間となっている。

### 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA( Teaching Assistant)・RA( Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

本学では、大学院生の人数が多くないため、TAとして活動できる院生も限られている。しかし、少ない人数とはいえ適正に配置して、教員の教育研究活動を支援させるだけでなく、院生の教育力向上にも役立てている。

平成22年度TA活用実績(H23.1.17現在)によると、健康栄養学科には、TA1名が配置され、前期は「生化学実験」、後期は「調理科学実験」、「調理実習Ⅲ」の補助業務を担当し、社会福祉学科では、TA6名が配置され、前期は「国家試験対策等の授業」(社会福祉学科各学年)、「地域福祉論Ⅱ」、後期は「レクリエーション実技」、「臨床心理学専門演習」の補助業務を担当した。

### 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

教育研究費および旅費は「表5-3-1」に示した通り、職位に従って一定配分比率で配分されており、大学院担当教員については、それぞれ表に示す通り配分額を増額している。ここでいう教育研究費は消耗品費および消耗用品費であり、教育研究上必要な備品は、各学科で取りまとめて順位を付けて予算請求し、予算に関するヒアリングののち、各学科に配分された予算内で予算執行し購入することになっている。

このほかに、本学では教員の研究活動を活性化することを目的に、人間の健康や福祉および教育・保育に関する地域と連携したプロジェクト型の教育研究を助成することを趣旨とした、健康福祉研究センターが設置されている。1件当たりの助成額は原則として年間100万円以下とし、健康福祉研究センターとしての助成総額は年間約1千万円としてい

る。

表 5-3-1

(単位：千円)

| 年 度        | 区 分          | 教 授               | 准教授               | 講 師 | 助 教 | 助手 1 | 助手 2 |
|------------|--------------|-------------------|-------------------|-----|-----|------|------|
| 平成<br>22年度 | 個人教育<br>研究費  | 120<br>(145)<br>* | 100<br>(120)<br>* | 90  | 80  | 60   | 40   |
|            | 個人教育<br>研究旅費 | 120<br>(145)<br>* | 100<br>(120)<br>* | 90  | 80  | 60   | 40   |

\* ( ) 内は、大学院担当教員の場合を示す。

さらに、外部資金獲得の意欲を高めるために、研究代表者として、科研費等の外部資金に応募した場合には、個人研究費を増額するインセンティブを与える制度を導入している。

## (2) 5-3の自己評価

教員の平均教育担当時間は 381 時間でおおむね適切な担当時間である。しかし、学部間での担当時間に大きな違いがあり、さらに教員間でも違いがあるのも事実である。この平均担当時間には、校外実習にかかわる担当時間を含めていないため、校外実習担当教員の担当時間はもっと長時間である。特に、リハビリテーション学科における校外実習は期間が長く、遠隔地で実施される場合も少なくない。そのため、他学科のものと同等の負担時間とみなすのは不適切である。したがって、それぞれに見合った担当時間として校外実習担当時間を算定する方策を検討しなければならない。

教員の教育研究目的を達成するために、各教員の担当時間についての状況を大学の組織としてどう解決し、どのようなシステムを導入すべきか、今後の検討課題である。

教員の教育研究活動を支援する TA として活動できる院生は限られているが、少ない人数とはいえ適正に配置し、教員の教育研究活動を支援するだけでなく、院生の教育力向上にも役立っている。

教育研究費および旅費は適切に配分されており、さらに、教育研究上必要な備品は、各学科で取りまとめて順位を付けて予算請求し、予算に関するヒアリングののち、各学科に配分された予算内で適正に予算執行し購入している。この他に、教員の教育研究活動を活性化するために、健康福祉研究センターを設置し、学内で行われるプロジェクト研究に研究費の助成を行う制度を確立しており、成果を上げつつある。また、科研費等の外部資金に応募した場合には、個人研究費を増額するインセンティブを与える制度を導入することにより、外部資金獲得意欲を高める工夫をしたことにより、外部資金獲得応募件数も以前に比べて増加した。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育担当時間に関して、教員間および学部間での違いを少なくするために DP および CP に照らし合わせながら、カリキュラム全体の見直しをさらに進める。教員の教育研究活動を活性化するために立ち上げた健康福祉研究センターで募集する研究テーマについて、より地域に密着した研究を推進するための方策を検討し、教員がそれらのテーマに応募しやすい環境づくりを行う。

### 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

#### (1) 5-4の事実の説明（現状）

#### 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

##### 1) 学部におけるFD活動

本学では、平成15年に健康福祉学部にFD委員会が設置された。その後、平成19年にリハビリテーション学部が、平成21年に子ども学部が新設されたため、それらの学部を含めた3学部を統合したFD委員会に改組し、本委員会を中心としてFD活動が組織的に継続して行われてきた。現在、学部教員による授業公開、教育力向上のためのFD研修会、学生による授業評価アンケート、大学コンソーシアム佐賀のFD/SD部会との連携によるFD研修会への参加などを柱としてFD活動を行っている。

#### 平成22年度 FD講演会

- ・テーマ：大学教育の質を組織レベルで保証するには？—愛媛大学における DP、CP、AP の開発の経験から—  
日時：平成22年8月2日（西九州大学主催、大学コンソーシアム佐賀共催）  
講師：小林直人教授（愛媛大学教育・学生支援機構副機構長、教育企画室長）
- ・テーマ：山形大学と大学間連携FD  
日時：平成22年10月14日（西九州大学主催、大学コンソーシアム佐賀共催）  
講師：小田隆治（山形大学高等教育研究企画センター、企画マネジメント部門長）
- ・テーマ：授業公開とそれに基づく意見交換会について（全体研修会）  
日時：平成22年12月22日
- ・テーマ：「学生主体」を実現するファシリテーションとは  
日時：平成23年3月14日  
講師：加留部貴行准教授（九州大学大学院総合新領域学部ユーザー感性学専攻）

教員による授業公開は、平成21年度より実施されるようになった。平成21年は、初めての試みということもあり、全学より選出された4名の教員により行われた。

教育力向上のためのFD研修会は、平成18年度より毎年実施されている。

平成22年8月2日には、本学主催、大学コンソーシアム佐賀共催で、FD講演会を開催した。今日、大学に求められている教育の質向上を目的とした3つのポリシーについて先進的に取り組んでいる愛媛大学から講師を迎えての研修会であった。この研修会で得られた情報をもとに、本学の3つのポリシーの見直し、その後、行われ、新しい方針の策定が行われた。また、同年10月14日には、同じく本学主催、大学コンソーシアム佐賀共

催で、教員の教育力向上のためのFD研修会を実施した。講師は、大学関連携FDに先進的に取り組んでいる山形大学から迎えた。ここでは、主に授業公開についての紹介があり、これに基づいて、その後、本学において、専門性の近い教員で小グループになり、その中で授業公開の実施と教育方法についての意見交換会および全体研修会を実施した。さらに、平成23年3月14日には、学生主体の授業をどう展開したらよいかという方法論について、九州大学から講師を迎えて、技法としてのファシリテーションに関する講演会を開催した。

学生による授業評価アンケートは、平成16年度より毎年実施している。なお、各年度の学生の評価は各教員に手渡し、それらを参考に授業の改善を促進してきた。また、各年度の評価を学生、教員が自由に参照できるよう図書館に開架した。さらに平成19年には、教員を対象に「学生による授業評価」に関するアンケート調査を実施し、平成20年に、それに関する報告書を発行した。平成21年には、学生による授業評価アンケートの評価項目および評価方法について詳細に検討し、本学短期大学部と共通のフォーマットで「学生による授業評価」を実施することとした。

## 2) 大学院におけるFD活動

本研究科では、平成17年度にFD部会を設立し、本部会を中心としてFD活動が組織的に行われてきた。これまでに、研修会、学生との授業評価検討会、学生による授業評価等を行っている。ここでは、平成22年度のみ示す。

### 平成22年度 FD研修会

日時：平成22年6月3日（木）15：00～17：00

テーマ：学生による授業評価について

参加者数：26名

### 【学生との大学院授業評価検討会】

#### 平成22年度

日時：平成22年4月20日（火）18：00～20：00

テーマ：大学院授業評価検討会

参加者数：学生6名、修了生1名、教員4名

## 5-4-② 教員の教育活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

### 1) 学部

本学教員による授業公開は、大学コンソーシアム佐賀と連携しており、連携大学・短期大学教員も授業公開に参加している。したがって、学内のみでなく学外の教員からも授業への助言を得ることができる。

FD研修会の活動は、FD委員会活動報告書としてまとめ学内外に公表している。

学生による授業評価アンケートは、各年度の全教員の評価結果を学生、教員が自由に閲覧できるよう図書館に開架している。

本学では、上記のようにして教員個人が活動状況を定期的に点検・評価し、教育研究活動のさらなる向上をめざしている。

## 2) 大学院

「5-4-①」に記したように、平成 22 年度から学生による授業評価アンケートを実施している。その結果については、学内において公開する予定である。また、平成 23 年度からは教育情報の公開の義務化に伴い、教員の教育、研究、大学運営および社会貢献等について公開した。本研究科では、これらをもとに教員個人が活動状況を定期的に点検・評価し、教育研究活動のさらなる向上をめざしている。

### (2) 5-4の自己評価

#### 1) 学部

学生による授業評価アンケートは、平成 16 年度より毎年実施しており、各年度の学生の評価は各教員に手渡し、それらを参考に授業の改善を促進してきた。教員による授業公開は、平成 21 年度に、初めての試みとして全学より選出された 4 名の教員により実施された。授業公開を行った教員の数は少なかったが、小グループによる討論会を行い、そこでの討論結果をもとに全体研修会も実施した。これは教員の教育活動活性化に大いに貢献した。FD研修会は、平成 18 年度より毎年実施されてきた。その内容には、学生による授業評価、授業公開等も含まれており、さらに、それらに先進的に取り組んでいる大学から招聘した講師による講演会を開催することにより、学生による授業評価、授業公開が単に形式的に実施されているのではなく、教員の教育力向上に貢献するものとなっている。

#### 2) 大学院

本研究科は、学部のFD活動に遅れをとったものの、教育研究活動の向上のためにFD部会を設置し、研修会や授業評価をはじめとして、組織的に取り組んでいる。学生による授業評価については、少人数授業であること、学部のようなやり方はそぐわないこと等の問題点があげられ、導入に時間がかかったが、今年度から実施できた。

### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

#### 1) 学部

本学のFD活動は深化し発展してきたといえる。特に、学生による授業評価は定着し、そのアンケート項目についての見直しも行った。さらに、教員を対象に「学生による授業評価」に関するアンケート調査結果報告書を作成し、その点検・評価に関する検討が行われた。それをもとにした教育方法に関する研修会も実施した。しかし、実験、実習、演習科目に関して学生による授業評価は行っていないので、これらについて今後どのようにすべきか、さらに検討していく必要がある。

授業公開は、平成 21 年度が初めてということもあり、4 人の教員のみにより実施された。単に形式的に授業公開を行うのではなく、よりよい教育方法を確立するために、今後どのようにすべきか検討された。その結果に基づいて、平成 22 年度には、この問題に先進的に取り組んでいる山形大学から講師を招いて講演会を開催し、教員の意識向上を図った。

また、近年は、教育に関する3つのポリシーを明確にすることが求められている。すなわち、学士課程教育の再構築が是非必要で、単位認定における評価基準の明確化、厳格化、学習達成度を明記したシラバスの充実化、さらにその点検・評価の仕組み作り等の課題が残されている。この問題についても今後取り組んでいく。

## 2) 大学院

本研究科の教育研究活動を活性化するための取り組みは、FD部会や自己点検・評価委員会の活動を通じて適切に行われている。今後も、教育・研究の現状を把握し、今後の授業改善、研究の活性化に役立てるために、継続してこれらのFD活動を積極的に推し進める。

### 【基準5の自己評価】

本学の専任教員は、「5-1」に示した通り、専門性に関しては適切に配置されているが、職位、年齢構成、男女比において、ややバランスを欠いている部分がある。特に、兼任教員の比率が高いのは、本学で取得可能な資格が多岐にわたっているため、それら資格取得に必要な科目の担当を兼任教員に依頼しているためである。

教員採用・昇任の方針は、建学の精神（あすなろう精神）に基づいて「西九州大学教員選考規程」に明確に定められており、その運用も「5-2-2」に示したように適正に行われている。

教員の教育担当時間はおおむね適正であるが、健康福祉学部の教員の負担がやや大きい傾向がある。しかし、これは学部の特性とも関わるものであるため必ずしも負担が過重とは言えない。また、どの学部でも校外実習が必修であるが、その担当時間を適正に評価する方策を検討することは今後の課題として残されている。

教育研究費および旅費は「5-3-③」に示した通り、適正に配分されている。また、外部資金獲得のための奨励策として、研究代表者として応募した教員に対して研究費を加算するインセンティブの制度を設けている。さらに、健康福祉研究センターを設立し、研究費を助成する制度を設けた。

本学のFD活動については、「5-4-①」に示した通り、学部および大学院で積極的に行っており、特に最近2年間の活動として、教員の授業公開とそれに伴う意見交換会を行い、それに関する全体研修会も実施した。

### 【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

専任教員の配置については今後も適正に保たれるよう努力を続ける。特に専任教員の比率を高めるため、現在、おもに兼任教員に頼っている様々な資格について、見直しを行い、カリキュラムについても再検討する。さらに、大学コンソーシアム佐賀の活動の一環として締結した単位互換制度を活用した授業科目をさらに拡大する方向で検討し、専任教員比率を高める工夫をする。

新任教員の採用は、これまで適正に行われてきたが、今日、教員には高い教育力と学生一人一人を大切にしている教育態度が求められていることから、採用時の審査・選考において模擬授業の導入や、シラバスの提出など、幅広く多様な審査・選考方法を導入する。

教員の教育研究活動をさらに活性化するために、健康福祉研究センターを核とした研究活動をさらに拡大する方策を検討中である。



## 基準6 職員

### 6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

#### (1) 6-1の事実の説明(現状)

#### 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学園の管理運営組織図は図6-1の通りであり、学校法人永原学園の目的である教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことの目的を達成するために管理運営規則に基づいて、管理運営組織を明確に定め、適正な運営を行っている。

具体的には、大学・短期大学部事務局各課の事務分掌について「事務分掌規程」を設けて、各課(総務課、教務課、入試広報課、学生支援課および図書課)の分掌事務の範囲を定め、併せて他課等との連携協力条文も備えて、同規程に基づき必要な職員を確保し配置している。

職員数と職員構成(正職員・パート・派遣別、男女別、年齢別)は、データ編表6-1の通りである。

#### 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

本学園職員の採用・昇任・異動の方針は、平成19年4月にリハビリテーション学部の新設と、平成21年4月には西九州大学とは団地を異にする別団地(法人本部、短期大学部地区)に子ども学部を新設して、従来の一学部体制から三学部を擁する総合大学へと短期間のうちに拡充改変された。

また、時期を同じくして平成21年4月から「佐賀短期大学」が「西九州大学短期大学部」へと名称変更した。

これらの学園全体の組織の一連の見直しに対応できる全体的な事務組織の見直しが必要となった。見直しのポイントは、西九州大学および西九州大学短期大学部の両大学事務職員の意識の統一と事務運営の効率化、そして職員の業務意欲の向上を目指して両大学の事務局を統合し、「西九州大学・短期大学部事務局」に一本化を実現した。

6-1-①に記載の通り、上記一本化に伴う管理運営規則および事務分掌規程の見直しについては、両大学の課長連絡会議にて十分に検討審議し改正案を各大学の教授会および常任理事会に上程し、平成21年4月から施行している。

学校法人永原学園管理運営規則第6条第3項を「大学・短期大学部事務局に所属する事務職員は、大学および短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導および就職、図書館、生涯学習並びに学園広報等に関する職務に従事する。」と一部改正して施行している。

#### 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動の基準などを定めた規程は制定していないが、採用については「管理運営規則」、「就業規則」および「事務分掌規程」に定める業務を果たせる

人材であるかを判断するため、書類審査、面談試験を法人本部長、大学事務局長等で実施し、法人常任理事会の議を経て、常任理事会が決定し理事長が任命している。

昇任および人事異動については、当該職員の勤務年数や業務遂行能力、適性等を勘案して事務局長が関係部課長の意向を取り込んだ素案を作成し、学長とも協議の上原案を常任理事会に上程して常任理事会が決定し（事務局長人事は理事会審議事項）理事長が任命している。（常任理事会規則第2条3号、および管理運営規則第4条第4項）

なお、人事異動については、事務職員全員が従来より自己評価シートの項目に異動等についてを設定し異動を希望する部門、職務、並びに異動希望の理由を記載できる様に様式を定め、可能な限り本人の希望を把握することになっている。

なお、平成23年度からは上記システムを個人の目標管理シートに改訂し実施することにしたが、従来の異動等についての自己の記述欄は残し、今後も活用していきたい。

## **(2) 6-1の自己評価**

事務組織については、二つの学部新設に伴い平成21年度までの第1次中期目標・中期計画（平成16年度～平成21年度）の中で従来の短期大学地区および法人地区（神園キャンパス）と西九州大学地区（神埼キャンパス）の二つのキャンパスにおける事務組織を平成21年4月から一元化して、事務の省力化、合理化および効率化に向けた取組みを図ってきたが、平成21年度は一元化の初年度でもあり職員の意識改革と制度の教職員へのPRにとどまっている気配がある。

## **(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）**

平成22年度を初年度とする平成25年度までの「第2次中期目標・中期計画」の4年間では、一元化に伴う学生サービスの充実・向上並びに更なる業務の迅速化、合理化、効率化への見直し・検討を重ね、総合大学としての適切な管理運営を目指したい。

なお、平成23年度に試行する「教員の評価システム」と歩並みを揃えて実施する刷新した事務評価システムを軌道に乗せて職員の採用・昇任・人事異動に役立たせることにする。

## **6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。**

### **(1) 6-2の事実の説明（現状）**

#### **6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。**

本学の事務組織は、学部教授会、大学院委員会の審議事項に関しては、それに至る事項を事前に審議する各種委員会においては、企画・立案はもとより、その決定にも関与して、教育研究の円滑、かつ効果的な推進に資するとともに、大学運営の支援組織としての役割をより迅速、適切に果たし得るように、職員の質的向上策は最重点事項に位置付けている。

## (2) 6-2の自己評価

職員の資質向上のための研修（SD等）は学内での開催はもとより、学外での各種研修会へも積極的に参加している。一方、県内国立大学の中堅職員を短期間ではあるが事務局に受け入れて情報交換も行っている。6-2-①に述べた各課が担当する各種委員会の審議事項等に係る企画、立案、調整業務は、その大部分を課長が行っており、一般事務職員は補佐業務を行っている状況にあり、今後は一般事務職員の企画、立案、調整の業務能力を向上させることが必要であると考えている。

## (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

平成22年度から平成25年度までの4年間に亘って設定した第2次中期目標・中期計画においても中期目標の大項目として「SD活動の充実」を掲げ、中期計画の具体的な内容は「事務職員の職能の開発」と「企画立案能力の向上」を計画しており、精力的に取り組むことにしている。

具体的には、4年間の学園方針をマスタープランとして掲げた5つの項目の実現化に向けて事務職員の総力を結集して取り組み、結果として職員の資質向上を図りたい。因みに5本のマスタープランは、(1)学園のブランド力強化、(2)学生支援（就職活動等の支援体制、教育環境の整備等）、(3)地域連携・貢献（オリジナリティの創出、大学間連携、高大連携、地域への貢献）、(4)経営の安定化（入学定員確保、募集広報活動の強化、財務基盤強化、人事制度の刷新）、(5)組織の活性化（各部門間の連携を図るための情報交換、国際交流等）である。

## 6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること

### (1) 6-3の事実の説明（現状）

#### 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか

本学園の事務組織は管理運営書式図（図6-1）の通り定められ、大学の教育研究支援のための事務組織は、大学事務局を中心に構築しており、神埼地区および神園地区の両キャンパスには、それぞれの業務内容や目的に応じて、能力・資格・専門性を備えた職員を適切に配置している。

本学では平成19年4月に理学療法学専攻入学定員40人、作業療法学専攻入学定員40人、完成時収容定員320人のリハビリテーション学部リハビリテーション学科を設置し平成23年3月には初めての卒業生を輩出した。又平成21年4月には子ども学部子ども学科入学定員80人、3年次編入学定員10人、完成時収容定員340人の新しい学部を設置した。

このため両学部とも年次計画に添って教員数および学生数は、完成年次に向けて増加している。

これに対応する事務体制の構築と適切な事務機能の充実を図るため、神埼地区と神園地区の双方の事務局を一体化して、事務の統一化と簡素化を柱に事務局の抜本的な改革を進めて教育研究支援体制を継続しつつ、事務体制のさらなる充実のための努力を継続していく。

## (2) 6-3の自己評価

平成21年4月に子ども学部を短期大学の団地(神園キャンパス)に新設したことに伴い、佐賀短期大学事務組織の見直し、事務分掌の見直しと併せて、大学の事務分掌の整理統合を行い、教務業務、厚生補導業務、就職指導業務および図書館業務にも配慮しながら、新学部の運営にも対処している。

特に、新学部を新設した平成21年4月の同時期に佐賀短期大学の名称も西九州大学短期大学部に変更し、併せて入学定員を100名減ずる組織見直しも行ったため、神園キャンパス内での学生収容定員が新学部新設に伴って大幅に増加することにはならない。それ故、事務系職員を増加させることなく、永原学園全体の事務職員数の範囲内で対処できている。

なお、事務職員の担当者が各学部教授会、各種委員会にも出席することにより、教員と職員の意思疎通、協力体制が維持されており、教育研究の充実と円滑化に寄与している。

また、自己点検評価については、平成22年～平成25年度までの第2次中期目標・中期計画の中で各年度毎にアクションプログラムを策定し計画の実行推進に努力していくが、アクションプログラムの実施結果については、各年度末に課題、達成度等について点検・評価を行い、次年度のプログラムに反映させている。

## (3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

従来の一学部体制から三学部体制へと大幅な組織改革に伴って、学生の多様化、学生数の増加および就職先の多面化などによる教育研究の支援事務は、補助金の多様化と相まって増加の一途をたどっているが、今迄の事務の大幅な見直しと職員の資質の向上を図り、教育研究支援体制を維持するために、さらなる努力を継続する。

### 【基準6の自己評価】

事務組織については、管理運営規則に基づいて、管理運営組織を明確に定めて、適正な運営を行っている。

具体的には、事務分掌規程により事務職員の分掌事務の範囲を定めて、必要な職員を確保し配置している。

採用・昇任・人事異動についても前述の通り、適切に運営されている。

職員の資質向上については、SD等の研修の充実、学内外の研修会への参加を通じて成果を挙げているが、日常の業務の中での仕事への取り組みが重要であり、特に若年層職員の資質向上に重点を置いた取り組みは今後の課題である。

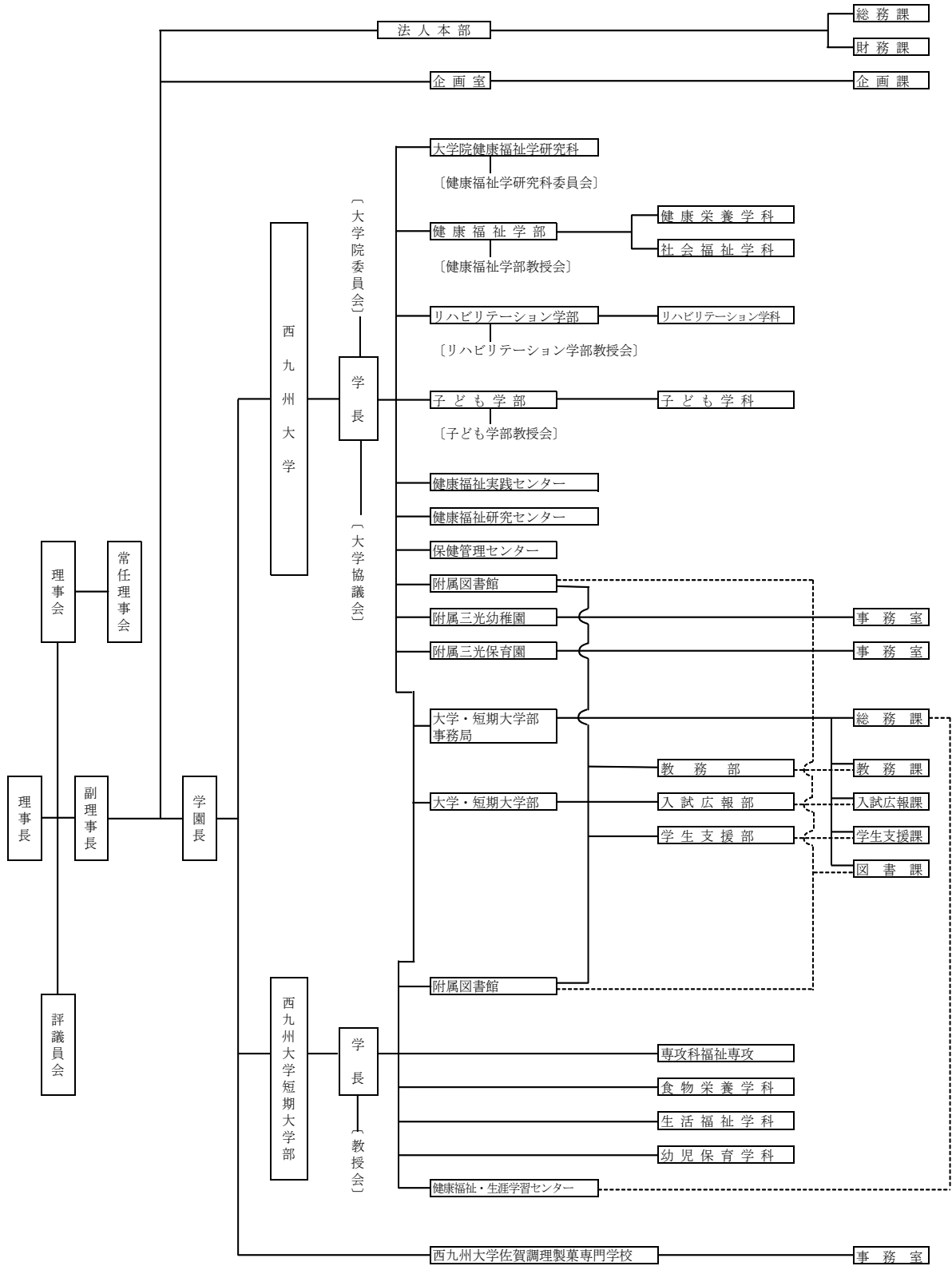
事務体制の構築については二つの新しい学部の新設に対応できる体制により、事務局を一本化する抜本的な改革を進めており、教育研究の充実、円滑化に寄与できる体制を確立しつつある。

### 【基準6の改善・向上方策(将来計画)】

将来計画については、前述の第二次中期目標、中期計画の中で事務局が設定している毎年のアクションプログラムを毎年点検、見直し評価を行い、大学全体の教育研究支援体制を維持し、向上させる努力を継続する。

図 6 - 1

学校法人永原学園 管理運営組織図



## 基準7 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### (1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

大学の目的は、本学「学則」第1条に明示しており、学部の目的は第3条の2に三つの学部それぞれの目的を明示し、学科の目的も第3条の3に条文化して明示している。

特に、学士課程教育の充実のための具体的な取組として、入学者受入の方針(A P)、教育課程編成・実施の方針(C P)、および学位授与の方針(D P)を明文化して大学の個性・特色を大学の内外に明確に示している。

これらの大学の目的・方針を達成するためには、学内の全教職員が共通の理解を持って具体的な教育実践に取り組む必要があり、そのための教職員の職能開発が不可欠である。

これらを踏まえて、法人・大学の管理運営体制は以下の通りである。

法人には、学校法人の業務を円滑に遂行するため理事会、評議員会、常任理事会が、大学の業務を遂行するために大学協議会、教授会、企画委員会および各種委員会が組織されており、管理運営体制は整備しており、適切に機能している。

#### 1) 法人組織の管理運営体制

##### ① 理事会

「寄付行為」に基づき、理事をもって組織する理事会が置かれており、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は当該年度内の5月、8月、12月および3月に開催することを定例会としており、臨時会は必要が生じたときに、原則としてあらかじめ通知された議案に限り開催することとしている。(理事会の運営に関する規則にて規定。)

理事会は、法人の運営に関する議案を速やかに審議し決定しており、適切に機能している。

なお、予算・事業計画等の議案については、理事会での審議の前に評議員会を開催して、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に理事会で審議を行っている。決算および事業報告については、理事会で決定した後に評議員会に報告し、評議員会の意見を求めている。

##### ② 評議員会

「寄付行為」に基づき、評議員をもって組織する評議員会が置かれており、理事長が招集し開催している。

評議員会への理事長からの諮問事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項として9項目「寄付行為」にて条文化している。

評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員から報告を受け、大学および法人の管理運営執行にかんする貴重な意見を提言している。

### ③ 常任理事会

「寄付行為」に基づき、評議員会に付議しなければならない事項、その他法人の業務に関する重要事項以外の決定事項であって、あらかじめ理事会から委任された事項について審議する機関として「常任理事会規則」に基づき、常任理事会を置き、理事長の職務を補佐している。

## 2) 大学組織

前述の通り平成 21 年 4 月子ども学部新設により、本学は 3 学部 4 学科、1 研究科を有することとなった。これに伴い、各教授会の上に全学的に調整を要する重要事項を審議し、各教授会間の意見を調整など、円滑な大学運営を目的として、学長を議長とする「大学協議会」を新たに大学の最高意思決定機関として設置した。

「大学協議会」は学則に基づき設置され、その組織、審議事項については別途「大学協議会規則」を制定して対処している。その構成員は、学長、副学長、各学部長および各学部から選出された教授各 2 人となっている。

なお、大学協議会の事務は事務局において処理しており、事務局各課長は本協議会に陪席しており、理事長の職務を補佐している。

## 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

### 1) 理事、監事、評議員および常任理事の選考

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程は、「学校法人永原学園寄付行為」、「理事会の運営に関する規則」、「常任理事会規則」および「管理運営規則」等に明確に示されている。

具体的には、理事は「寄付行為」により 8 人以上 10 人以内を置くと定められている。選任区分は、

- ①西九州大学学長および西九州大学短期大学部学長（第 6 条第 1 号）
- ②評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以内（第 6 条第 2 号）
- ③学識経験者（前 1 号および 2 号に該当する者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 5 人以内

となっている。

理事長および副理事長は理事のうちから、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、解任するときも同様とする旨定めている。

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理することとなっている。また、副理事長は、この法人を代表とし、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

また、理事長、副理事長以外の理事は、法人を代表しないこととしており、理事の代表権を制限している。

監事は、この法人の理事、評議員又は教職員以外の者であって（兼職禁止）理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が 2 人を選任している。

なお、理事（第 6 条第 1 号理事を除く）および監事の任期は 3 年としている。

評議員は、「寄付行為」により 17 人以上 22 人以内と定められている。選任区分は、

- ①この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 9 人以内（第 23 条第 1 号）
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5 人以内（第 23 条第 2 号）
- ③学識経験者（この法人の教職員および、この法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 8 人以内

となっている。

なお、評議員の任期は 3 年としている。

常任理事は、「常任理事会規則」により、理事のうち、理事長、副理事長および専任教職員としての常勤理事をもって組織されている。

具体的には、理事長、副理事長、西九州大学副学長 2 人、短期大学部副学長および法人本部長の 6 人である。

## 2) 学長、副学長および学部長等の選考

学長その他の教育職員の任期および任命については、「管理運営規則」において定められている。

具体的には、学長および副学長は、理事会の承認を得て理事長が任命しており、任期は学長 3 年、副学長は 2 年である。

学部長の任期および任命については、「学部長選考規程」において定められている。

具体的には、当該学部の専任教授を被選挙有資格者として、当該学部教授会の構成員を選挙資格者として選挙を行い、有効投票数の過半数を得た者をもって当選者としている。学長は、当選者を学部長候補者として理事長に上申し、常任理事会の承認を得て理事長が命じている。

任期は、2 年として、引き続き 4 年を超えて在任することはできないこととしている。

大学院研究科長は、「研究科長選考規程」において定められており選考している。

任期は、2 年として引き続き 4 年を超えて在任することはできないこととしている。

学長、学部長を補佐し、大学組織の管理運営に携わっている各学科長、図書館長、教務部長、入試広報部長、学生支援部長および各副部長、各センター長等については、「管理運営規則」により定めており選考している。選考は、教授又は准教授のうちから常任理事会の承認を得て理事長が命じている。任期は 1 年として再任することができることとしている。

## (2) 7-1 の自己評価

法人および大学の管理運営体制は、前述の通り「寄付行為」「常任理事会規則」「学園管理運営規則」等に基づく理事会・評議員会、常任理事会、および「大学学則」等に基づく大学協議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会、各種委員会がそれぞれの役割を果たし、大学の管理運営上適正に機能している。



### **(3) 7-1の改善・向上方針（将来計画）**

現在の管理運営体制を今後も維持しながら、年度ごとのアクションプログラムの達成度等について点検・評価を行い、次年度に反映するとともに、見直し・改善を行い、大学運営のさらなる向上を目指していく。

## **7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

### **(1) 7-2の事実の説明（現状）**

#### **7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか**

管理部門である法人本部と教学部門である大学協議会・教授会・各種委員会および大学事務局との連携は円滑になされている。

理事会又は評議員会に付議する必要がある事項については、あらかじめ常任理事会で審議することとしているが、専任教職員として常勤の理事をもって組織している常任理事会は、規則上は原則2ヶ月に1回開くものとするとしているが、毎月1回の頻度で開催しており、管理部門と教学部門の連携の円滑化に役立っている。

双方の事務部門の関係では、法人本部事務部門と大学事務局との連絡調整は密に行っており、スケジュール調整や、理事会、評議員会議題調整、並びに「西九州大学・同短期大学合同部局長連絡協議会」には法人本部長や法人本部各課長も同席して連絡調整に努めており両者の連携は適切になされている。

### **(2) 7-2の自己評価**

教学部門の最高責任者である学長が「寄付行為」に定める役職指定理事として法人の意思決定に参画しており、また現在は理事長が学長の役職も兼ねて理事長を中心とした管理部門と学長を中心とした教学部門の間は、適切な連携体制が確立している。

### **(3) 7-2の改善・向上方針（将来計画）**

現在の管理部門と教学部門は、制度的・実態的に適切な連携が行われているが、今後ともより連携を深めて行き、学部の学年進行の完成など大学の規模の拡大、既存建物の再開発に伴う建て替えと学生への教育環境の改善、事務の簡素合理化等、今後予想される改善方策と将来を見通した健全な財務管理などバランスが保てる将来計画に取り組む。

## **7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。**

### **(1) 7-3の事実の説明（現状）**

#### **7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。**

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、審議、検討をしてきた。実施体制の経緯は、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うための組織として「西九州大学自己点検・評価検討委員会規程」を制定したのは平成5年12月であった。

その後、平成14年9月に現行の「西九州大学点検・評価に関する規程」に改正し点検

および評価を実施するにあたっての必要な事項を定めた。この規程に基づいて、実施組織として「点検・評価運営委員会」が設置されており、点検・評価の基本方針、実施、活用、報告書の作成およびその公表に関する事項を取り扱うこととしている。

運営委員会の委員は、学長、副学長、大学院研究科長、各学部長、各学科長、附属図書館長、教務、学生支援、入試広報各部の長および事務局長の大学の管理・運営に直接責任を持つ者で構成されている。

運営委員長は学長であり、学長のリーダーシップの下に運営されている。運営委員会に専門的事項を処理するため、専門委員会を置いており、報告書作成の実務的作業はこの専門委員会が担当している。出来た報告書素案は運営委員会で検討され、教授会に諮って公表することとしている。

点検・評価の結果は、4年を超えない範囲で報告書として作成し公表することを規程に条文化しており、本学における点検・評価体制は自己点検・評価を恒常的に行うシステムとして十分に確立している。

### **7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学の運営の改善・向上につながる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。**

本学における自己点検・評価報告書は平成13年度には「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成14年度に学校教育法が改正され、平成16年4月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は第三者評価を受けることを前提として、平成16年度に平成21年度までの6年間の計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して「毎年度のアクションプログラム」を作成して、様々な改革・改善を進めてきた。

その過程で、平成17年6月には、点検・評価報告書第2報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書作成の際、事務部で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成18年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」は平成18年4月に大学基準協会に提出し、同年10月に基準協会の各専門分科会委員による実地視察を受けた。その結果、平成19年3月に「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録を承認された。(認定期間：平成19年4月～平成24年3月までの5年間)

平成19年7月には第三者評価に関連した資料「点検・評価報告書」、「大学基礎データ調書」並びに「認証評価結果」をまとめて広く世間に公表した。

以上、今日までの本学での取組み状況の概要を述べたが評価結果からは、学外との教育研究交流の低調さ、特に海外の機関との学術交流協定締結や人的学術交流がないこと、教育・研究における国際交流の早急な対応が望まれること、専任教員の国内研修や国外研修への派遣実績がない等の助言を得ており、本学では第2次中期目標・中期計画（平成22年度～25年度）の中で実現化すべく大学を挙げて取り組んでいる。

自己点検・評価の結果から、最も基本的な問題として、すべての教職員の意識の向上が重要であり、大学のあらゆる施策を計画・実行するにあたっては、常にその意義と目的

を全員に周知徹底して、教職員の明確な理解と積極的な参加の意欲が必要である。

本学は企画委員会の構成員は点検・評価運営委員会の構成員を全て含んでおり、点検・評価に関連した事項については、企画委員会は点検・評価運営委員会との合同委員会という形で運用している。また、アクションプログラムの課題、達成度等については各年度末に次年度のプログラムに反映させているが、その際の課題毎に担当セクションを各学科、各種委員会、事務局まで18のセクションに分けており、全員参加型の仕組みを構築しており、まだ改善の余地はあるが、機能している。

### 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

平成18年度に受けた第三者評価については、平成19年7月に「点検・評価報告書」、「大学基礎データ調書」、並びに「認証評価結果」は一冊にまとめて学内外に広く公表した。

現在ホームページ上では学校法人永原学園の法人の概要、当該年度の事業の概要、平成21年度末の財務の概要は広く公表している。

情報公開に関してはホームページ上に西九州大学の概要、入試情報、学部・大学院情報、学生生活情報、就職支援情報、地域貢献情報並びにトピックス一覧などは、最新の情報を公表している。

なお、平成23年4月からは専任教員の教育研究活動報告書へリンクできるようホームページを充実させた。

### (2) 7-3の自己評価

平成24年3月には、大学基準協会からの認定機関5年間の切れるので、平成24年度分より、財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に基づいた自己点検・評価を行うことにしており、今まで以上に教学部門と管理部門との連携を一層強化して、情報を共有することにより適切な連携体制を確立していく。

### (3) 7-3の改善・向上方針（将来計画）

今後とも、西九州大学企画委員会と構成員を同じくする西九州大学点検・評価運営委員会を中心として点検・評価活動を計画的、継続的に実施し、教学部門と管理部門の連携をさらに強化しながら、大学運営の改善・向上を目指していく。

### 〔基準7の自己評価〕

法人および大学の管理運営体制は、「寄附行為」、「管理運営規則」および「学則」「教授会規則」等基本的な法体制に基づき、大学の目的を達成するため適切に機能している。

管理部門と教学部門の連携については、常任理事会、部局長連絡協議会、教授会および各種委員会へも事務部門も積極的に同席して、意思の疎通が適切に行われており、部門相互間ではそれぞれの業務の責任が果たされている。

### 〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

現在の管理運営体制を原則として今後も維持しながら、企画室の充実等により、本学園に関連する諸問題や社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、今後とも積極的に取り組

み、本学の目的を達成していく。

## **基準8 財務**

### **8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。**

#### **(1) 8-1の事実の説明(現状)**

#### **8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。**

平成21(2009)年4月に設置した子ども学部子ども学科(入学定員80人、3年次編入学定員10人)が開設3年次を迎えている。大学院を含む収容定員に対する在籍者の比率(収容定員充足率)は、平成23年5月1日現在 90.3%であった。

平成22(2010)年度の消費収支差額は、法人全体では20,271万円の支出超過となった。また、帰属収支差額(帰属収入合計-消費支出の部合計)については、2,552万円の収入超過となった。

平成22(2010)年度の帰属収入の部合計は、前年度比4,607万円(1.7%)増の27億1,316万円であり消費支出の部合計は前年度比11,964万円(4.6%)増の26億8,764万円であった。翌年度繰越消費支出超過額は、前年度比20,271万円(34.5%)増の7億9,010万円となった。

平成22(2010)年度末の貸借対照表では、資産総額は前年度比6,206万円(0.5%)増の127億5,657万円であり、負債総額は、前年度比3,654万円(3.2%)増の11億4,925万円である。資産から負債を差し引いた純資産(自己資金=基本金+消費収支差額)は、前年度比2,552万円(0.2%)増の116億732万円である。

#### **8-1-② 適切に会計処理がなされているか**

会計処理は、学校法人会計基準および本学園規程(経理規程、予算執行規程等)に則り行われている。会計処理で疑義が生じた場合は、監査法人、日本私立学校振興・共済事業団、所轄税務署等に照会し回答・指導を受けた上で適切な処理を行っている。

#### **8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか**

平成22(2010)年度の監査法人による監査は、税理士法人佐賀総合会計と監査契約を締結し、年間を通じて延べ24日実施された。決算終了後に税理士法人佐賀総合会計から本学園に「独立監査人の監査報告書」が提出され、「適正に表示している」と認められた。

平成22(2010)年度の監事による監査は、私立学校法および「寄附行為」の定めに従い財務状況、法人の業務状況および理事の執行状況について2人の監事が担当し、実施した。監査は、財産目録および計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表)について検証され、適正と認められた。

#### **(2) 8-1の自己評価**

未完成学科が1学科であるため、平成22(2010)年度決算における大学の消費収支差額は1,816万円の支出超過となっている。計画では子ども学部の完成年度である平成24(2012)年度には収入超過となる見込みである。

しかし、収容定員充足率は平成23(2011)年5月1日時点において90.3%である(収容定員:平成23年度1,654人、平成24年度1,724人)。このため、学生生徒等納付金に一部不足が

生じており、収入計画を見直す必要がある。

監査法人による監査および監事による監査は、適切に行われており、監査システムは有効に機能している。

### **(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）**

財政基盤を確保することは、教育・研究の充実には不可欠の要件である。したがって、本学のADをさらに社会に浸透させ、学生確保のため引き続き努力していく。また大学院に関しては、教員による研究活動の推進を図り、その成果はホームページ等を通じて社会に発信するなど広報活動の充実を図る。

## **8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。**

### **(1) 8-2の事実の説明（現状）**

#### **8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。**

本学では、財産目録、貸借対照表、固定資産明細表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書および監事の監査報告書を法人、大学事務局および専門学校事務局に備え置き、学生、保証人、卒業生およびその他関係者からの請求に応じて閲覧に供している。

また、在学生、卒業生および教職員に発送される学園報である「広報永原学園」に資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表を掲載している。

さらに、平成22(2010)年9月には、平成21(2009)年度の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書および監事の監査報告書をホームページに掲載した。平成22(2010)年度の決算関係書類は、前年度と同様に平成23(2010)年8月に掲載する。

### **(2) 8-2の自己評価**

財務情報をホームページに掲載することにより、広く一般への情報開示が達成できている。

また、閲覧の場合には学校法人会計の財務諸表は一般には理解しにくい内容があるので、会計担当者が直接対応することとしている。

### **(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）**

財務情報の公開については、ホームページに掲載したことにより、広く一般への情報開示は達成できたが、今後は解説等さらなる掲載内容の充実を行っていく。

## **8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

### **(1) 8-3の事実の説明（現状）**

#### **8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。**

本学園の外部資金は、補助金、寄附金、資産運用収入および受託事業収入があり、

学園会計外の外部資金としては科学研究費補助金等がある。

平成22年度の主要な外部資金は私立大学等経常費補助金 13,748 万円、特別補助金 4,909万円、文部科学省からの直接補助金は 4,566万円交付されている。文部科学省からの直接補助金のうち主なものは、平成22年度大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）に本学の取り組み（真の就職率ナンバーワンプロジェクト）が採択（H22～H26の5カ年計画）された事業経費である。資産運用収入については、資産運用規程を遵守して元本償還の確実性が高いもので運用している。

文部科学省科学研究費補助金の受け入れ状況は、3 県で208万円であり、この他日本学術振興会科学研究費補助金を7 件、942 万円受け入れている。

### （2）8－3の自己評価

私立大学等経常費補助金については未完成学科（平成19年度設置のリハビリテーション学科）が完成年度（平成22年度）を迎えたため、平成23（2011）年度からは増加が見込まれる。

しかし、本学の平成22（2010）年度の教育研究を充実させるために獲得した外部資金は、2 億5,451 万円（補助金23,279 万円、資産運用収入1,022 万円、文部科学省科学研究費補助金208 万円、日本学術振興会科学研究費補助金942 万円）であり、十分確保されているとは言えない。（平成22年度西九州大学の帰属収入に占める割合は14%）

### （3）8－3の改善・向上方策（将来計画）

外部資金の導入は教育研究を充実するためには重要な要件の一つであり、外部資金の獲得に向けて、文部科学省科学研究費補助金や各種GP等への申請件数を増やすなどの努力を継続する。

### 【基準8の自己評価】

既設学科のうち1学科が学年進行中（子ども学科は平成24年度完成）であるため、平成22（2010）年度決算では大学の消費収支差額は1,816 万円の支出超過となっている。平成23（2011）年5 月1 日時点においては、学生生徒等納付金に学納金減免措置（奨学金の支出増）により一部不足が生じており、収入計画を見直す必要がある。

監査法人による監査および監事による監査は、適切に行われており、監査システムは有効に機能している。財務情報は、ホームページに掲載するなどして適切に開示している。

本学の平成22（2010）年度の教育研究を充実させるために獲得した外部資金は、2 億5,451 万円（帰属収入に占める割合：14%）であり、十分確保されているとは言えず、FD研修会等を通して外部資金獲得への要請を行い、学園全体の意識向上を図りたい。

### 【基準8の改善・向上方策（将来計画）】

財政基盤を確保することは、教育・研究の充実には不可欠の要件である。

したがって、本学のADをさらに社会に浸透させ、学生確保のため引き続き努力していく。ホームページ上に掲載した財務情報には解説等を加え、公開内容の充実を行っている。

く。外部資金の獲得については、文部科学省科学研究費補助金や各種GPへの申請件数を増やすなどの努力を継続する。



**基準9. 教育研究環境**

**9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。**

**(1) 9-1の事実の説明（現状）**

**9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。**

## 1) 施設設備の整備

① 神埼キャンパスは、校舎敷地約3万6千㎡、運動場用地約1万9千㎡の合計約5万5千㎡の校地から成っている。

現在の学部・大学院を合計した収容定員1,630人（在籍学生数1,463人）に対し、校舎面積は約2万2千㎡で、校地、校舎面積とも大学設置基準を上回っている。

神園キャンパスは、校舎敷地約1万4千㎡、運動場用地約6,600㎡の合計約2万1千㎡の校地、および校舎面積約8,500㎡を有しており、子ども学部は講義室、演習室（保育、PC）、特別教室（ML、美術工芸室）、情報処理実習室、理化学実験室、図書室、体育館、運動場、学生ホール等を、短期大学部と共用している。

なお、JR神埼駅から神埼キャンパスまでの公共交通機関がないため、駅と大学間にスクールバスを定期的に運行している（無料）。このため、大学では、駐車許可証を発行し自動車による通学を認めている。（キャンパス内に16か所の駐車場（740台収容）を確保している。）

② 44人から276人収容の講義室が26室あり、各室に映像、音響設備を完備し、プロジェクターでの投影によるパソコンや視聴覚機器を活用した授業が可能であり、全般的に高い稼働率で運用している。

ほかに、健康栄養学・リハビリテーション学系の学生実験・実習室、調理実習室、子ども学系学生演習室、語学学習施設、情報処理学習施設、レクリエーション施設、視聴覚教室施設、介護福祉学実習施設を有している。

20人程度を収容する演習室は33室用意しており、学生と教員とのコミュニケーションがとれる少人数授業を実現している。

学生自習室として専用に3室用意しているが、講義室、演習室で授業のない時間帯については、学生の自習室として開放している。

③ 専任教員には、それぞれ研究室を用意しており、オフィスアワー等にも対応できるスペースを確保している。

H22から学校行事、教職員個人のスケジュール管理をデスクネット利用による公開を開始し、かつ、電話もダイヤルイン方式に切り替えて、スピード感をもって情報を共有する教育研究・管理運営体制を構築した。

④ 図書館は、神埼キャンパス（本館）に1,061㎡（閲覧座席153席）、神園キャンパス（分館）に630㎡（閲覧座席85席）の面積（座席）を有している。

蔵書冊数100,473冊、視聴覚資料1,958点、電子ジャーナル38種類、データベースの契約数は10件であり、教育用レファレンスルーム、グループ学習室、学内LAN端末、AVコーナー、個別学習机を整備している。

開館時間は、平日 8:50~19:50、第2・第4土曜日 9:30~16:30 で実施しており、うち学外利用者は、1,133人（平成22年度）であった。

- ⑤ 体育施設として、神埼キャンパスに、体育館（1,300 m<sup>2</sup>）、第2体育館（587 m<sup>2</sup>）、トレーニングセンター（242 m<sup>2</sup>）、弓道場（89 m<sup>2</sup>）、運動場（26,165 m<sup>2</sup>）、テニスコート（2面、全天候型、夜間照明）を整備し、正課の実施および課外活動支援施設に供している。

神園キャンパスでは、体育館、運動場、テニスコート（1面）を短期大学部と共用利用している。なお、正課科目の履修および課外活動利用者を支援するため、両キャンパス間に定期的にスクールバスを運行している。

体育館は、各種行事を行う施設として、行事関連教育や地域開放による地域貢献に多大の効果を上げている。

- ⑥ 情報サービス施設として、学生ホール内にPCコンセント（34台分）を設置し、学生が自由にパソコンを持ち込み利用できるよう、解放している。

学内LAN端末やAVコーナーは、神埼・神園両キャンパスの図書館に設置し、学生利用に供している。また、授業のない時間帯には、情報処理実習室、PC演習室を自習用として開放している。（H22の授業外利用時間数4,754H）

（神埼・神園両キャンパスには、情報処理の学生自習時対応の職員を配置している。）

- ⑦ 学生の厚生施設として、6号館に保健管理センターおよびカウンセリング室を設置して学生の心身の健康管理を支援している。（健康相談、心的支援、生活相談への対応）救急設備として、神埼キャンパスに「AED」を設置（場所を学生便覧に図示）し、学生、教職員等に注意を喚起している。

（関連施設（大学院の臨床心理実習施設）として、健康福祉実践センター内に臨床心理相談室（神園キャンパスに、臨床心理相談室分室）を置き、心理教育相談を行っている。）

学生ホールは、神埼キャンパスではダイニングホール（4号館）、学生ホール（257 m<sup>2</sup>）内部にはPCコンセントを設置、売店を設置、学生ホールの南側は、平成22年度に芝生化し、教育環境を充実した。神園キャンパスでは、学生ラウンジ（3号館）と学生ラウンジの南側は平成20年度に芝生化し、教育環境を充実させた。さらに、第1学生ホール（1号館）、第2学生ホール（6号館）を、それぞれ設置し、学生の自習スペース、意見交換や交流の場、憩いの場として活用している。それらは20時まで利用可能であり、多くの学生が自習又はグループ学習を行っている。

なお、平成22年度から就業力GPを実施する「あすなろうセンター」の設置に伴い、キャンパス内に電子掲示板を設置し、従前の学生掲示板による周知方法を補完する広報体制を強化した。

また、平成22年度から図書館に隣接する竹林の景観整備を行い、散策道路“あすなろード”を設置して学生の利用に供しており、教育環境と環境保全との相乗効果をあげている。

- ⑧ 課外活動支援施設として、体育施設との併用のほかに、サークル部屋（6棟35室）を確保し、体育系サークル（26団体）、文化系サークル（21団体）の活動を奨励し支援している。

また、3号館に学友会室を準備し、学友会執行部、クラブ、同好会等に活用されている。

- ⑨ 女子学生寮として、併設校 西九州大学佐賀調理製菓専門学校の隣接地（JR佐賀駅から1km）に併設校 西九州大学短期大学部と共用の「あすなる寮」を有しており、入寮定員は計120人である。各部屋にはベット、机、クローゼット、空調設備等が、共通スペースには、冷蔵庫、洗濯機が完備されている。

学生寮は、警備を外注し、かつ、寮母が常駐しており、寮生の保護者、寮監および学生支援課との緊密な連携により、寮生の健康管理・安全管理に万全を期している。

なお、あすなる寮からJR佐賀駅経由で神埼キャンパスまでのスクールバスの運行を行っている。

- ⑩ 昭和60年12月に西九州大学創立20周年記念の一環として、西九州大学永原記念センター（4号館2,578㎡；うち体育館1,300㎡）が神埼キャンパスに竣工し、視聴覚講義室、体育館、ダイニングホール（食堂）を備え学生の授業および課外活動など多岐にわたり利用されている。

### 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

#### 1) 施設設備などの維持・運営

- ① 施設設備の維持保守に関しては、総務課が管轄し、防災設備・空調設備・電気設備・給排水設備・衛生設備・エレベータなどの保守・点検業務を専門業者とメンテナンス契約を締結し委託している。特に安全の確保のため、警備業務は夜間に巡回警備と機械警備を併用している。
- ② 廃棄物処理に関しては廃棄物の種類毎に専門業者に委託し、安全で安心な教育研究環境を提供している。
- ③ 衛生面に関しては、調理実習室をはじめとする実験・実習室、講義室、トイレや共用エリアなど全館にわたり常駐する清掃業者に委託しており、キャンパスの清潔さに学生の高い評価を得ている。このことは、吉野ヶ里遺跡をはじめ数多くの歴史文化遺産を有する佐賀県神埼市の中で、風光明媚で閑静な丘陵地に位置する西九州大学が、教育機関として最適地にある大学として、学生の高い評価から読み取れる。

このように、各施設設備とも安全かつ有効に利用できるよう、適切に維持管理を行っている。

#### 2) 教室、施設等の使用について

学生、地域社会からの要請に対し、可能な限り施設の開放を行い、地域のニーズに対応した人材輩出を行う開かれた大学、かつ、地域に密着した大学として、施設設備などの維持・運営に配慮している。

### (2) 9-1の自己評価

本学は、昭和43年神埼キャンパスに開学以来、家政学部(平成13年に健康福祉学部へ名称変更)のみの大学として、健康と福祉に特化した大学を目指してきた。その後、平

成 19 年にリハビリテーション学部を、平成 21 年に子ども学部(神園キャンパス)をそれぞれ設置し、健康、福祉、教育・保育に関する地域の「知の創造拠点」として役割を果たす大学として充実・発展してきた。

学部増設と共に、校舎建設と最新の機器設備を導入しており、建物・設備に関して適切な維持管理を行っている。機器設備に関して、メンテナンスを必要とする実験用の機器に関しては継続的に定期点検、部品交換などを行っている。使用中の破損・故障に関しては早期に修理を行っており、教育研究活動の支障を来さないことを優先して対応している。陳腐化の早い情報機器に関しては、整備された順に早いサイクルで入れ替えを行うことで適切な維持、運営を実現している。

図書館については、学術情報が電子媒体に移行してきているとはいえ、学部学科の設置に伴う専門分野の拡大や通常の図書購入により蔵書が増加しつつある。現在 10 万冊の蔵書であるが、図書館に併設している閉架書庫に未だ対応できるスペースを確保している。

講義室、実験・実習室や機器設備に関し、固定資産管理システムで適切な運用管理を行い、投下資本に対し効率良く有効に資産を活用できている。

### (3) 9-1 の改善・向上方策(将来計画)

全ての学部学科が完成年度(子ども学部は平成 24 年度完成)を迎えても、現状の校地、校舎で十分な教育研究活動を行うことは可能であるが、教育研究活動を充実させるために求められる施設や機器設備については、年次計画により必要度の高いものから順次整備していく。

将来計画において建物の増改築が必要になる場合を予定して、神埼キャンパス内に校舎建設候補地として確保している。(校舎改築費の資金調達として、平成 16 年度から 2 号基本金で積立中)

神埼キャンパス 6 号館前の芝生化(平成 22 年度実施)は、将来計画実現に向けた第 1 次実施分として、位置づけている。

## 9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

### (1) 9-2 の事実の説明(現状)

#### 9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

##### 1) 安全性

各施設設備は、利用者である学生・教職員の安全確保を最優先事項として、学科担当教員、学内の維持管理担当部署および専門業者により適切に維持管理している。

本学は脊振山系裾野の丘陵地に立地しており、校地周囲に塀を設けることは困難であることから、不審者の校地内への侵入を防止するため、各校舎の各階の開閉ドアは全て電気錠により施錠設定し、校舎毎に電気錠設定時間を設け(時間外はカードキーで解除して使用)、完全に施錠することで学生・教職員の安全確保を図っている。夜間は、キャンパス校内の巡回警備および機械警備を行うことで、施設の保全を図っている。

##### 2) 耐震性

神埼キャンパスの 1、2 号館(昭和 43 年建築 R C 3 5, 241 m<sup>2</sup>) および 3 号館(昭和 45 年建築 R 3 1, 152 m<sup>2</sup>) の校舎は、耐震検査を実施した結果、耐震基準を満たしていな

かったことから、改築を視野に入れた耐震対策を準備中である。

### 3) バリアフリー化

車椅子利用者に対しては、施設のバリアフリー化を進めており、車椅子利用者用のエレベータ、昇降機、スロープ、トイレを整備している。

実際に車椅子を使用している学生はいるが、登校、講義受講、学内の移動など日常のキャンパスライフにおいて、施設的な制約はない状況である。

## (2) 9-2の自己評価

本学は、「健康福祉ブランド大学」として教育研究体制の整備と良好なキャンパス環境の整備充実を図ってきた。

とくに、リハビリテーション学部（平成19年、神埼キャンパス）及び子ども学部（平成21年、神園キャンパス）を設置し、両キャンパスの校舎・設備等の安全確保に配慮してきた。

しかし、神埼キャンパスの1～3号館の校舎は、耐震基準に満たしていなかったため、改築を含む耐震対策への取組みが緊急の課題となっている。

## (3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

現在、計画中の神埼キャンパス新3号館建設（1～3号館を改築し、4号館に隣接する候補地に新3号館の校舎を立案中であり、校舎改築費は平成16年度から第2号基本金で積立中）の早期実現を図る。

## 9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

### (1) 9-3の事実の説明（現状）

#### 9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

##### 1) 教育研究環境の整備

① 本学は、脊振山系の風光明媚で閑静な丘陵地にあり、キャンパスからの展望は素晴らしく学生の心身を育む勉学の場所として最適地に位置している。また、大学は「健康と福祉および教育・保育の探究」をテーマに、質の高い教育研究と有為な人材の育成並びに地域社会への貢献を目的としている。

このため、資格取得を目指し入学してくる学生が多数占めており、登校率、講義出席率とも一般の大学に比べ高い水準であり、また立地が都市部でないため登校した学生の学内滞在時間が長い傾向がある。本学の学生は日中の殆どの時間をキャンパス内およびキャンパス周辺で過ごすことになるため、アメニティ環境の整備・充実には配慮している。

② 実験室等改修を年次計画で実施しており、平成22年度は121実験室改修の実現を皮切りに教育研究施設設備の計画的充実を図っている。

③ 神埼キャンパスの4号館、健康福祉実践センター、学生ホール、6号館に囲まれたガーデンプレスには、芝生化、藤棚、丸テーブル・椅子を配備（平成22年度に芝生化し、テーブルを更新した）し、学生の斬新な憩いの場として景観を高めた。

神園キャンパスでも、3号館（子ども学部）、学生ラウンジ、第2学生ホールを囲むガーデンプレスを芝生化（平成20年度）し、1～2Fのテラスにはテーブル・椅子を配備し、学生の憩いの場を確保している。

- ④ 図書館は、日の隈山（鎌倉時代に太宰府政庁への通信ノロシ台跡）の展望や大学構内の竹林に隣接し、その景観に囲まれた癒しの空間を提供している。
- ⑤ 施設設備における障害者への対応として、段差のある個所にすべてスロープを取り付けるほか、エレベータ、腰掛式電動リフト、自動ドア、身障者用トイレ等の整備を行っている。
- ⑥ 受動喫煙防止対策として、建物内を全面禁煙とし、喫煙場所は屋外に限定した措置を採っており、健康的で良好な学内環境を維持し、学生の賛同を得ている。
- ⑦ 学内で出る廃棄物に関しては、一般・ペットボトル・ビン缶類の分別回収を行い、常駐の清掃業者が毎日回収作業を行っている。また、学内トイレは清掃業者が最も力点を置いており、トイレの清潔さは学生の高い評価を得ている。
- ⑧ 神埼キャンパスの東側には日の隈公園（神園キャンパスには、神野公園、多布施川河岸公園）がり、四季の変化を楽しむことができると同時に様々な野外活動ができるパブリックスペースとなっている。

## **(2) 9-3の自己評価**

本学は、「健康福祉ブランド大学」としての教育研究体制の整備充実と快適なキャンパス環境、学生の修学環境の整備充実を実現するため、中期目標・中期計画の中で、年度毎に計画を策定し実施してきた。また、18歳人口の減少に伴う志願者減に対応するため、リハビリテーション学部（平成19年）および子ども学部（平成21年、神園キャンパス）を設置し、志願者のニーズに対応した教育研究環境の整備に配慮している。

神埼・神園キャンパスともに、近隣に歴史文化遺産を含む公園等を有し、閑静な地に位置しているため、本学のキャンパス施設だけでなく、周辺地域をも包含した良好な教育研究環境が提供できており、教職員、委託業者の努力によりアメニティ環境を維持できている。

## **(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）**

現状のアメニティ環境を維持しつつ、施設の規模や予算などの制約がある中で、運用面・人的対応などにより、更に向上した方策を検討して、より快適なキャンパスライフを提供できるよう対応していく。

### **[基準9の自己評価]**

本学の校地・校舎面積は、大学設置基準を十分満たし、かつ、資格取得に係る各施設設備は管理栄養士学校指定規則等の基準をクリアしており、本学の教育研究目的を達成するためのキャンパス整備は、地域のニーズに対応した学部学科の増設とともに十分考慮しながら拡充してきた。

限られた予算の中で多様な要望を叶えていくために、厳正な予算管理のもとで、安全性に重点を置いて優先順位をつけて教育研究環境を整備している。

**【基準9の改善・向上方策（将来計画）】**

現状では、本学の教育目的を実現できる教育研究環境を提供しているが、今後、社会情勢、学生の意識の変化、あるいは法整備の進展によってその評価は変わるため、時代の変化や社会的ニーズに対応した実践教育、研究を継続的に行い、教育研究環境の迅速な改善・向上に向けた対応を行っていく。

本学は、今後ともより一層教育の高度化を図り、地域や企業、地方公共団体等との緊密な連携を進めていく。その際には、大学の教育研究活動面から戦略的な施設整備を計画し、学内外の施設利用者に向け魅力的な大学（健康福祉ブランド大学）であることを積極的にアピールしていく。

当面は、計画中の神埼キャンパス新3号館建設（1～3号館を改築し、講義室、図書館、情報教育設備等を集約した校舎を想定→平成16年度から校舎改築費として第2号基本金で積立中）の実現を目指す。

## **基準10. 社会連携**

**10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。**

### **(1) 10-1の事実の説明（現状）**

**10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。**

#### 1) 大学の施設開放

平成22年度の施設開放件数は53件である。地域の特性を反映して「佐賀海苔有明海一番」選定食味検査員試験、サガントス・ドリームによるサッカー・スクール交流大会、車いすテニスの練習、地区の運動会、野球練習やソフトボール大会などに施設が利用された。また、大学の専門を反映した学会、各種研究会、研修会、講習会開催に利用された。

図書館の学外利用者状況であるが、平成22年度は利用者数が213人、貸出冊数が304であった。健康、福祉、栄養、食、あるいはリハビリテーションに関心がある佐賀地区住民に利用されている。

#### 2) 公開講座等

平成22年度の本学のいわゆる公開講座は見直しのため中止された。この他にバイキング講座として高校生向けの依頼に応じた複数の出張講座が用意され、9回、延べ513人が受講した。また、本学子ども学科が、スポーツ・食育・芸術・読み聞かせなどを通して地域の子どもの健全育成に寄与する目的で、地域の小学生や未入園児とその保護者を対象に、大学施設を開放して「子どもフェスタ」や「子どもミュージアム」を展開・実施し、延べ480人が参加受講した。大学コンソーシアム佐賀による公開講座も2回（計3日間）行った。

#### 3) 健康福祉実践センター

本センターは、昭和63年に開設された「社会福祉・心理療育センター」を前身とし、地域住民の生涯学習の場としてさまざまな活動を行ってきた。平成13年度には本センターに関する規程が制定され、現在では、「社会福祉・介護部門」、「臨床心理相談部門」、「健康栄養部門」、「リハビリテーション部門」、「教育・保育部門」が置かれている。

##### ＜チャレンジ幸齢セミナー＞

地域在住の高齢者を大学に招き、様々なプログラムを提供している。平成元年より「高齢者教室」の名称で社会福祉学科の授業の一環として開始し、平成16年度より健康栄養学科が加わり本名称となり、平成20年度よりリハビリテーション学科が加わり、全学的な取り組みとなっている。平成22年度の活動を表10-1に示す。

##### ＜臨床心理相談室＞

西九州大学臨床心理相談室は、平成14年4月に開設され8年目を迎えている。その中で、臨床心理士を目指す大学院生を育てる意味で、各教員の専門性を生かし指導を行いながら大学院生に臨床心理実習の場を提供している。相談室活動としては、不登校や発達障害児への心理教育相談に加え、地域性を生かした子育て支援など心理臨床に対する社会的ニーズに答えている。尚、心理教育相談の現状として表10-2に示す。平成22年度の新規相談数は11件であり、前年度よりの継続相談を加えると675件の相談となっている。



表 10-1 平成 22 年度「チャレンジ高齢セミナー」

| 実施日      | プログラム名                     | 内容                 | 担当学科            | 参加者数 |    |     |
|----------|----------------------------|--------------------|-----------------|------|----|-----|
|          |                            |                    |                 | 高齢者  | 学生 | 教員等 |
| 5/13(木)  | 『初めてのひと<br>仲良く語りましょう☆』     | インタビュー<br>レクリエーション | 社会福祉<br>学科      | 25   | 29 | 4   |
| 5/20(木)  |                            |                    |                 | 14   | 28 | 4   |
| 6/ 3(木)  | 『学生とレクリエーションを<br>楽しみましょう☆』 | バスハイク              | 社会福祉<br>学科      | 26   | 23 | 3   |
| 6/17(木)  |                            |                    |                 | 17   | 24 | 3   |
| 6/24(木)  | 『家で手軽に中華料理を<br>楽しみましょう☆』   | 料理実習               | 健康栄養<br>学科      | 23   | 34 | 2   |
| 7/15(木)  |                            |                    |                 | 19   | 34 | 2   |
| 10/28(木) | 『健康状態を<br>確認しましょう☆』        | 芝人形づくり・革細工<br>健康測定 | リハビリテーション<br>学科 | 23   | 37 | 5   |
| 11/18(木) |                            |                    |                 | 16   | 37 | 5   |

表 10-2 総来談者状況

|       | 受理面接 | 心理検査 | 心理検査(簡易) | 臨床心理面接 | 遊戯面接 | 集団面接 | 計   |
|-------|------|------|----------|--------|------|------|-----|
| 22 年度 | 11   | 7    | 0        | 347    | 191  | 119  | 675 |

#### <ニコニコふれ愛デイ>

地域の高齢者、障害のある人、高校生を対象に、講演会や学生との交流をプログラムとする催しを毎年の学祭時に平成 4 年より実施している。平成 22 年度は約 120 名の参加者があった。

#### <エンジョイ・スポーツ&レクリエーション・デイ>

地域住民や障害のある人と学生がスポーツやレクリエーションを楽しみながら交流を深めるもので、平成 14 年度より年 1 回行っている。平成 22 年度は、約 510 名の参加者があった。

#### 4) 高齢者虐待防止ネットワークさが

高齢化の進展のなかで、全国的に、また、本学の所在する佐賀県においても高齢者虐待が深刻化する傾向が認められる。高齢者虐待の問題を解決し、防止していくためには、行政、専門機関、地域の各種団体、住民などによるネットワークを形成することが大切であることから、社会福祉学科のある西九州大学の呼びかけにより、官民学連携（佐賀県、医師会、警察、老人クラブ連合会など 19 団体で構成）による「高齢者虐待防止ネットワークさが」を平成 20 年度に設立した（事務局：西九州大学社会福祉学科）。設立以降これまでに主に次のような取り組みを行ってきた。

- ① 佐賀県内における高齢者虐待実態調査の実施：在宅介護を行う家族、介護従事者などに対してアンケート調査を実施し、3,728 名（件）から回答を得た。結果については報告書（「佐賀県における高齢者虐待防止に関する調査報告書」）としてまとめて発行し、佐賀県内の行政機関や高齢者福祉関係施設・事業所などに配布して認知を図った。

②以下は取り組み名のみ掲げる。

- ② 佐賀県内における高齢者虐待実態調査の実施、③出前研修会の開催、④高齢者虐待防止啓発セミナーの開催、⑤高齢者虐待防止推進モデル地区の設定、⑥高齢者虐待防止啓発ポスターの作成などである。

## **(2) 10-1の自己評価**

本学は健康、栄養、福祉、リハビリテーション、こどもを専門とする県内唯一の4年制私立大学である。その特性を生かした活動を行っている。

社会福祉関係の地域在住の高齢者向けのコミュニティーサービスや臨床心理相談は実績を伴っており大いに評価できる。特に心理相談に関しては平成21年度から佐賀県では唯一の臨床心理第1種大学院でもあり、全国的にも心理臨床活動として評価を得ている。

「高齢者虐待防止ネットワークさが」は県域レベルで大学が中心となり、行政および地域の団体・機関からなる官民学連携によって地域ネットワークを構築し、福祉問題解決へ取り組んでいる実績は全国でも珍しい。県内の諸団体が19団体参加したなかで活動していること、3,000名以上の実態調査への回答が得られたことなどより、佐賀県内の高齢者虐待や高齢者介護に関する関心の高まりが認められる。

## **(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）**

公開講座に関しては高大連携による出前講座には力を入れているが、一般社会人を対象とするいわゆる公開講座に関して平成22年度は見直しのため中止した。平成23年度の秋にはリニューアルして再開の予定である。本学は佐賀県で唯一の専門性を持った4年生大学なのでその特色を踏まえた講座をもっと開き、利用者の拡充を図っていく。

臨床心理相談室では日本遊戯療法学会全国研修会や障害児を対象として学校訓練会、外部講師を招いてのカンファレンスの充実など行ってきた。今後、地域に開かれた相談室をめざすために、公開講座の実施、教育機関などとの連携した不登校支援、子育て支援講座など地域に密着した心理臨床の実践を行っていく。

「高齢者虐待防止ネットワークさが」は佐賀県内の多くの機関・団体の参加のもとにすすめられているが、同取り組みをいかにして継続して展開していくかが課題といえる。そのため、財源の確保などを含めて関係団体との一層の協力体制と連携の強化を図っていく。

## **10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。**

### **(1) 10-2の事実の説明（現状）**

#### **10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。**

##### 1) 産学連携活動

過去3年間の受託研究は、20年度2件（内新規1件）、21年度なし、平成22年度2件である。

共同研究は、20年度1件のみである。研究内容は、①こども用生活習慣病予防のための学習教材の開発、②高齢者の食に関する教材開発、③ノリ抽出物に含まれる抗酸化物質の体内吸収性に関する研究、などである。

## 2) 大学コンソーシアム佐賀

「大学コンソーシアム佐賀」とは、佐賀県の6大学による大学連合のことである。平成19年に国立大学法人佐賀大学を中心に設立された。地域の知の拠点として大学を含めた教育機関、行政、企業、そして地域の知を結集して、佐賀県の教育力向上に貢献することを目的としている。そのために大学間協定による共通教養教育科目の実施、リメディアル教育、公開講座、FD/SD研修会、地域貢献としての地域イベントへの参加等を実施している。

### (2) 10-2の自己評価

企業等との受託・共同研究はまだ少数であり、この獲得が今後の課題である。

「大学コンソーシアム佐賀」に関して、平成20年から文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択され、大学間教育のネットワーク推進事業に取り組むことで、同期型連携授業が可能になり連携が進んだ。また、同期型授業をスムーズに展開するために、放送大学を除く5大学の午前中の授業時間帯を同一にしたことは特筆に値する。さらに、地域イベントには、教職員のみならず多数の学生も参加していることにより大学間の連携がさらに進んだ。

### (3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

平成21年度に「西九州大学健康福祉研究センター」が設置された。これは地域住民の健康増進、生活の質の向上を図る目的で、学内の公募研究をスタートさせた。これをテコに大学の研究の活性化が図られ、ゆくゆくは受託・共同研究の活動強化に結び付けばと願っている。現在、センター運営委員会に「地域連携研究プロジェクト検討部会」を設置し、来年度スタートを目標に自治体等地域連携を軸とした研究課題を検討中である。

「大学コンソーシアム佐賀」は、現在までは大学間の連携協力の構築に大半のエネルギーを費やしたが、今後は地域との連携をいかに取組むかが問われている。また、文部科学省の支援事業終了後、現在推進している様々な取組をどのように継続し、さらに発展させていくのか、その方策を構築しなければならない。

## 10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

### (1) 10-3の事実の説明（現状）

#### 10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

##### 1) 佐賀県との連携協定による協力関係

平成17年6月の食育基本法制定や「佐賀県食育推進基本計画」が平成18年3月に策定されたことにより佐賀県内で食育に対するニーズが高まっている中、西九州大学は平成18年9月に「食育サポートセンター」を開設し、これを拠点とする食育支援活動を行っている。

平成18年10月には、県内保育所、幼稚園、学校、地域等様々な場面で食育を推進するため相互に連携協力し、学生の食育に関する教育・研究に資するとともに、県における食育の充実・強化に寄与することを目的として、佐賀県・佐賀県教育委員会と食育に関する連携協定を締結した。連携協力の内容は以下のとおりである。

- ①学生食育ボランティアの派遣に関すること
- ②食育推進リーダーの養成・派遣に関すること
- ③食育推進プログラムの開発に関すること

上記以外に特記すべき取組として、平成 19 度から県との協働で健康栄養学科の学生に対し味覚テストを実施しており、基準に達した学生は、海苔の選定員として佐賀県の特産品である海苔のブランド化に貢献している。これらの協力事業を推進するために食育サポート事業協議会を設置し、県側と連携協力事業について調整を行っている。

その他、県の食育推進母体である「食育ネットワークさが」の会長に本学学長が就任しており、県全体を網羅した密接な協力体制を構築している。なお、平成 22 年 6 月 12 日・13 日の 2 日間、佐賀県で開催された「食育推進全国大会」では、本学が企画・運営に中心的役割を担った。また、県内各市町の食育推進計画策定・推進事業に健康栄養学科の教員が支援を行っている。

## 2) 神崎市との連携協定による協力関係

地元神崎市についても県と同様、平成 20 年 5 月に食育に関する連携協定を締結し、市内の教育機関をはじめ、食に関連する企業・関係団体と連携して食育支援を行っている。

- ①保育所、教育現場への学生支援
- ②食育に関する調査・研究に関すること
- ③食育に関する普及啓発に関すること
- ④地産食材の研究・開発

中でも、地産食材を取り入れたコラボ弁当「神崎のめぐみ」は、市および教育機関、地元企業と連携して企画したもので、前述の「食育推進全国大会」において好評を博した。

## 3) 学生によるボランティア活動

本学では、主に文化系サークルの約 73%がボランティア・サークルで、現在 16 サークルがボランティア活動を行っている。地元神崎市をはじめ、佐賀県内を中心に老人施設、障害者施設、幼稚園、保育園等でレクレーション、自閉症、LD、ADHD等発達障害の子どもたちや高齢者との交流、運動会への参加、また地元の夏祭りなどの催しに参加する等、多種多様なボランティアを体験している。そして学内では学べない障害者や高齢者との関わり等について実践的に学習したり、環境問題、災害に関する問題等に目を向け、何ができるのかを学生自身が考え活動し、施設関係者や地域住民から好評を博している。また秋に開催される大学祭(ひのくま祭)では、地域の老人施設のおとしよりや幼稚園、保育園の園児を招待するなど様々な活動を行っている。また文系サークルのボランティア活動を総括する「シグマソサエティ」は平成 17 年 3 月 18 日に国際ソロプチミスト佐賀より認証され、サポートを受けている。このシグマソサエティは各サークルの代表者が役員となって運営される文化部の中核組織であり、地域で様々なボランティア活動を行っている。

## **(2) 10-3の自己評価**

西九州大学は、佐賀県内でも唯一の管理栄養士養成施設ということもあり、県や神崎市との連携協定締結により食育に視点をおいた活動を推進してきた。その結果、佐賀県の地域特性を活かした食育推進の一翼を担うことのできる大学として広く認知されるに至った。

また、本学は学生の約 65%が何らかのボランティア活動を行っており、ボランティア活動が大変盛んであり、地域から高い評価を得ている。なかには聴覚障害者が中心となり手話サークルを立ち上げ代表になり新たな活動を起こす等の動きも見られる。これは社会福祉学科が設立されているため、ボランティアに関心の高い学生が多く、他学部学科の学生にも良い影響を与えている結果である。

## **(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）**

県内一円の食育支援活動を展開しているが、地元神埼との協力事業については、必ずしも十分とは言えない。特に、神崎市からは地産食材の研究・開発が求められており、さらに市との連携を密にして取り組む必要がある。そのような中、地元産の菱を材料にした機能食品の開発が神崎市と共同でスタートしたことは明るい兆しである。

### **【基準10の自己評価】**

健康福祉学部は創立以来最も歴史が古く健康栄養学科による食育を中心とする社会貢献活動、ついで設置された社会福祉学科による健康福祉実践センターを中心とする活動が活発である。前者の活動は佐賀県並びに大学がある神崎市と協定を結び、食育に力を注いでいる。特に今年佐賀県で平成 22 年度に開催された食育推進全国大会において、「あすなる隊」を中心とする学生ボランティア団体に内閣特命担当大臣表彰が授与されたことは特筆に値する。

一方、大学の公開講座ならびに産学連携活動に関してはもっと活発化が必要である。

### **【基準10の改善・向上方策（将来計画）】**

本学は健康、福祉などの専門性を持っている大学として県内唯一であり、そのメリットを生かし、佐賀県全域を視野に入れた活動を通して健康・福祉ブランド大学として自他ともに認められるように組織的に展開していく必要がある。社会連携の改善・向上方策を確固とするために、西九州大学では第2次中期目標・中期計画（平成 22 年度～平成 25 年度）を策定し、社会連携の目標・計画を定めスタートしている。具体的な中期計画として、① 地元密着した共同研究の推進と現場への提言化、② 公開講座の実施方法の検討、③ 子供研究ネットワークの拡充、④ 食育サポートセンターと地域との連携強化、⑤ 海外姉妹校等締結検討と学生交流の促進など 10 数項目を計画している。特に①、②については平成 22 年度までの実績の反省を踏まえ推進させる。

## 基準 1.1. 社会的責務

### 1.1-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

#### (1) 1.1-1の事実の説明（現状）

##### 1.1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学では、教育職員が自らの職務が、社会をはじめ本学内外に与える影響力を十分に自覚し、教育・研究を担う大学人として、その職責を誠実に遂行し、教育職員一人一人が職務の遂行に当たり、その行為を自省し、自律的に自らの姿勢を正し、節度と社会的良識を持って行動するための規範として、「西九州大学教育職員倫理綱領（平成 21 年 10 月 15 日制定）」を定めている。その中で、次の 7 項目について、その内容を具体的に定義した。

(1) 法令・規則の遵守、(2) 社会的責任、(3) 人権と個人の尊厳の尊重、(4) 教育者・研究者としての自覚、(5) 教育者としての責務、(6) 研究者としての責務、(7) プライバシーの保護と守秘義務。

特に (1) の法令・規則の遵守に関しては、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 12 号）に基づき、学園として「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」を制定した。この規程では学校法人永原学園の業務に関し、法令および学園内諸規定に違反する行為又はその恐れがある行為が現に生じ又は生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制を整備し、本学園のコンプライアンス（法令等の遵守）の向上を図り、本学園の健全な発展に資することを目的としている。

個人情報の取り扱いについて遵守すべき事項については、「永原学園個人情報保護規程」に定め、個人情報の保護にかかわる重要事項を審議するため、「永原学園個人情報保護委員会」を置いている。

個人の人権尊重を目的として、人権侵害の防止および人権に関する教育・啓発活動を行うために「西九州大学同和・人権委員会規程」を定めている。これに関連して、ハラスメントの防止および排除のために「西九州大学ハラスメント防止規程」も制定した。

本学で行われる人間を直接対象とした医学、栄養学および社会福祉学等の研究等がヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われることを目的として、「西九州大学倫理委員会規程」を定めている。

本学で行われる動物実験を伴う実験研究については、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」および日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」に基づいて、「西九州大学動物実験委員会規程」を定めている。

##### 1.1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

公益通報に関しては、その窓口を法人本部総務課とし、学生については学生支援課を通じて対応する。当該事象が発生した場合、大学では、副学長を委員長とする調査委員会を設置し適正に対応することになっている。

個人情報を取り扱うにあたっては、上述の「永原学園個人情報保護規程」において、利用目的の明確化、利用の制限、適正な管理、その他必要な事項について定め、適正に運用している。

ハラスメントの防止を目的として設置された同和・人権委員会は、学長が委員長、副学長が副委員長を務めることになっている。当該委員会は年間に定期、不定期を合わせて複数回開催されており、適切な運営が行われている。この委員会の下部組織として、平成 22 年度にはハラスメント防止WGが設置され、このWGが中心となって、ハラスメント防

止のためのリーフレットも独自に作成し全教職員および学生に配布した。また、各学部・学科・事務局にそれぞれ2～3人程度のハラスメント相談員も学長が委嘱し、配置してハラスメント防止活動をしている。さらに、ハラスメント防止のための研修講演会も学外の学識経験者を招聘して毎年開催している。

倫理的配慮を必要とする研究を行おうとする本学の教職員および学生は、「西九州大学倫理委員会規程」に定められた「倫理委員会」に当該研究の目的、方法、研究計画、倫理的配慮等に関する事項を記載した申請書を提出し、その研究が倫理上適正な配慮の下で実施される計画であるかどうかの審査を受けなければならない。当該委員会は申請のあった研究計画について審査し、承認、条件付き承認、変更の勧告、不承認、非該当のいずれかの判定を行い、申請者に通知することになっており、毎年数件の申請があり、適正かつ厳正な審査が行われている。

本学で実施される動物実験は、「西九州大学動物実験委員会規程」に従って行われることになっているが、動物実験にかかわる施設等が現在整備過程にあるため、一部は、従前の規程に従って実施されている。

## **(2) 11-1の自己評価**

「西九州大学教育職員倫理綱領」、「学校法人永原学園公益通報等に関する規程」および「永原学園個人情報保護規程」が定められ、適正に運用されている。

ハラスメントの防止については、「西九州大学同和・人権委員会規程」を定め、そのもとで「西九州大学ハラスメント防止規程」も制定しているが、これだけで学内におけるハラスメントまたはハラスメント類似行為が完全に防止できているかという点では、まだ問題があり、ハラスメント防止のための研修会を毎年行っている。しかし、ハラスメント相談員を複数学内に配置しているにもかかわらず、相談者はほとんどいないため、実態の把握が難しいという状況もある。

倫理的配慮が必要な教育・研究活動および動物実験を伴う研究等はそれぞれの規程に従って適正に行われている。

## **(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）**

ハラスメントの防止のために、今後も地道に研修会等を積み重ねることで、構成員全員が組織倫理に関する意識を高めていく。

### **11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

#### **(1) 11-2の事実の説明（現状）**

##### **11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。**

本学は、背後を山に前面を田園地帯に囲まれた自然豊かな環境に立地している。そのため校地を取り囲むフェンス等は設置していない。そこで、セキュリティ確保のため校舎は一部22時以降に電気施錠される入り口を除いてすべて19時以降施錠している。さらに委託警備員による夜間巡回警備をしている。

火災発生時に対処するため、教職員や学生を対象に神崎市消防署の指導により防災訓練を実施している。

心停止した者が発生した場合に備えて、神埼キャンパスには6か所、神園キャンパスには1か所「AED」を設置し、社会福祉学科の授業科目「救急処置」の中でも「救急救

命処置演習」として「AED」の使用法等について指導しており、教職員対象にも講習会を開催した。

学生や教職員の健康管理のため健康管理センターを設置し、本学専任教員である医師がセンター長として就任している。また、学生の心の健康相談のためには学生相談室を設置し、臨床心理士がカウンセリングを行っている。

台風や大雪等天災による休校措置に関する基準は教務課で設け、必要に応じて学生および教職員へ連絡できる体制をとっている。また、学内外における緊急事態を迅速に連絡するための教職員緊急時連絡網も整備している。

そのほか学生の実験・実習に伴う危険防止のため、副学長を委員長とする安全衛生委員会において、様々な場面における安全確保のための「安全の手引」を作成し、全学生・教職員に配布した。この「手引」にも「AED」の配置場所およびその使用方法について記載している。

## **(2) 11-2の自己評価**

学内外の個々の危機に対応するための体制は、概ね適正に整備され、適切に機能している。しかし、それらを統一的に管理するための「危機管理規程」や「危機管理マニュアル」が未整備であるため、それらを整備する必要がある。そのため、それらの危機に対する防災訓練も実施されておらず、構成員の役割分担も明確になっていないので、それらを早急に整備する必要がある。

## **(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）**

「自己評価」で指摘したとおり、「危機管理規程」および「危機管理マニュアル」を整備し、それに基づく危機管理に対する役割分担を明確化する予定である。その後、防災訓練等をどのようにするか検討する。

### **11-3 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

#### **(1) 11-3の事実の説明（現状）**

#### **11-3-① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。**

本学教員の教育研究活動成果については、平成15年に第1回目の、平成20年には第2回目の「教育研究活動報告書」を刊行し、学内の全教職員に対して公表してきた。平成23年4月からは、「教育情報」として、全教員の教育研究活動成果をホームページ上に公開している。さらに学部ごとに、紀要を毎年発行し、それらの専門性を踏まえて、他大学などの研究機関へ、相互寄贈の形式で、平成22年度の場合、健康福祉学部の紀要は187部を、リハビリテーション学部の紀要は350部を、子ども学部の紀要は105部を発送した。

健康福祉研究センターで公募し、採択された研究成果は、毎年度末に成果発表会を全教職員に公開する形で実施している。また、大学院の修士論文発表会、各学部の卒業論文発表会も日時会場等が公表され、全教職員、学生に公開されている。



## **(2) 11-3の自己評価**

本学教員の教育研究活動成果を公正かつ適切に学内外に公表する体制は整備されている。特に、平成23年4月からはホームページ上に全教員の教育研究活動成果を公表し、これを更新する体制を整備した。

## **(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）**

全教員の教育研究活動成果を公表し、その内容を更新する体制は整備できた。そこで、今後は教員の教育研究活動を、さらに活性化する方策を検討していく。

### **【基準11の自己評価】**

社会的機関として必要な組織倫理に関して、「西九州大学教育職員倫理綱領」をはじめ必要な規程は整備し、それらは概ね適切に運用されている。ハラスメント防止に関しては規程の整備だけでは足りないため、ハラスメント防止のためのリーフレットも独自に作成し全教職員および学生に配布した。しかし、学内にハラスメント相談員を配しているにもかかわらず、相談者がほとんどいないため実態の把握は難しい状況にある。

学内外の個々の危機に対応するための体制は、整備され適切に機能している。しかし、それらを統一的に管理するための「危機管理規程」や「危機管理マニュアル」が未整備である。

本学教員の教育研究活動成果については、「教育情報」としてホームページ上に公開している。

### **【基準11の改善・向上方策（将来計画）】**

学内外の危機管理に対応するための「危機管理規程」や「危機管理マニュアル」は、現在策定中である。

教員の教育研究活動を、さらに活性化するために、健康福祉研究センターの活動をより活性化する。

### Ⅲ. 特記事項

#### 1. 食育サポートセンター

食育サポートセンターは、平成 18 年度の現代GP（現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム）に「食育コンピテンス育成プロジェクト」という題目で申請することが、特別教育計画専門委員会（GP 委員会）において詳細な検討が行われる中で、設置が決定された。この申請は採択されなかったが、大学の食育に対する取り組みが重視されていることから、平成 18 年 5 月 18 日、学内に食育推進のための企画・調整・運営を行う組織として「食育サポート運営委員会」を立ち上、同 9 月 28 日には、その実践的活動の拠点として「食育サポートセンター」を、神埼キャンパス 1 号館 1 階に設置した。

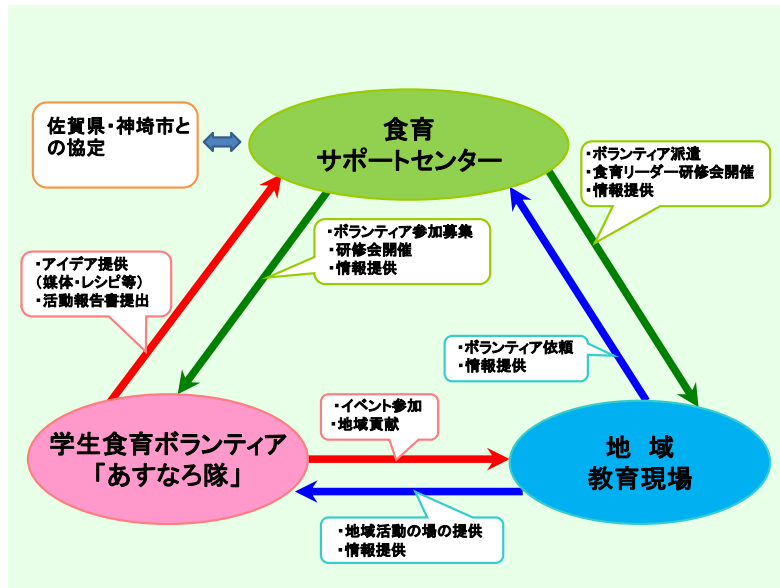
また、平成 18 年 10 月 2 日には佐賀県および県教育委員会と食育に関する連携・協力協定を締結するに到り、平成 20 年 5 月 19 日には、神崎市とも食育に関する連携・協力協定を締結した。これにより、佐賀県および神崎市と食育活動を連携・協力して立案し実施することができるようになった（図Ⅲ-2-1）。

さらに、当該センターを拠点とした活動を活発化し、学生の教育にも役立てることを目的として、学生による食育推進ボランティア「あすなろ隊」を設置し、学生の参加を呼びかけた。その結果、初年度の平成 18 年の参加学生数（あすなろ隊隊員数）は 42 名であったが、平成 22 年 8 月 1 日現在で 169 名と着実に増加している（図Ⅲ-2-2）。これに伴い、あすなろ隊の活動回数も 18 年度は 12 回であったが、平成 21 年度は 25 回と増加し、地元神崎市を中心に県内を網羅する活動数を保ってきた（図Ⅲ-2-3）。

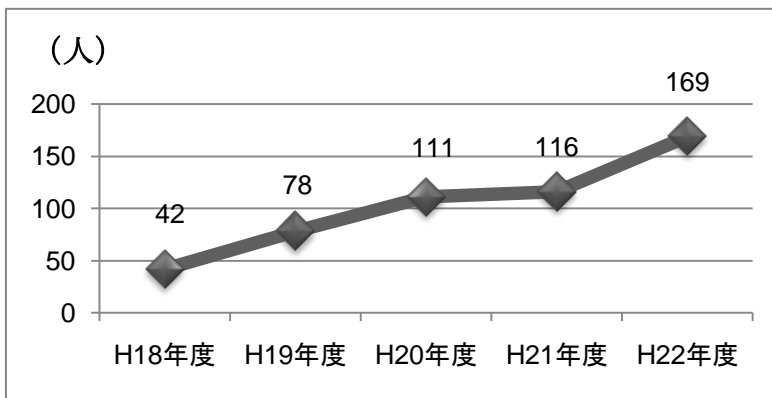
この間に、学生による様々な食育教材が提案開発された。その中の「食育カード」と「はかるくん」は実用新案として登録され、本学の知的財産となったことは特筆に値する（表Ⅲ-2-1）。また、佐賀県の委託事業である「食育推進リーダー養成講習会」も毎回 80 名程度の参加者を得て実施しており、修了者の活動が地域に定着してきている（表Ⅲ-2-2）。

これらの活動が、学生の異世代交流に役立っただけでなく、学生の協働力、コミュニケーション力、実践力、企画力、創造力の向上にも役立ったことが、参加学生に対するアンケート調査からも明らかである（図Ⅲ-2-4）。平成 22 年 6 月には、「あすなろ隊」のこれまでの活動が認められ、佐賀県で開催された食育推進全国大会においてが内閣特命担当大臣表彰である食育推進ボランティア表彰を受賞するに至った。

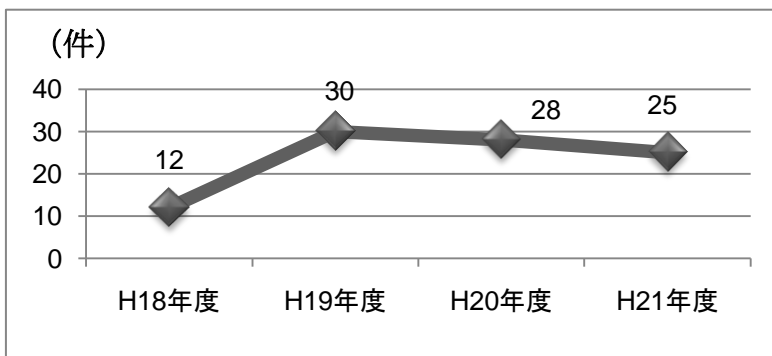
今後は、佐賀県および地元神崎市との協力事業をさらに発展させるとともに、学生に対する教育という側面をさらに強化する必要がある。そのためには、基礎教育をはじめとしたカリキュラムを抜本的に見直すと同時に、このような活動をキャリア教育とも関連付けて単位化していくことにより、学生のやる気をさらに引き出す方策の検討が必要である。



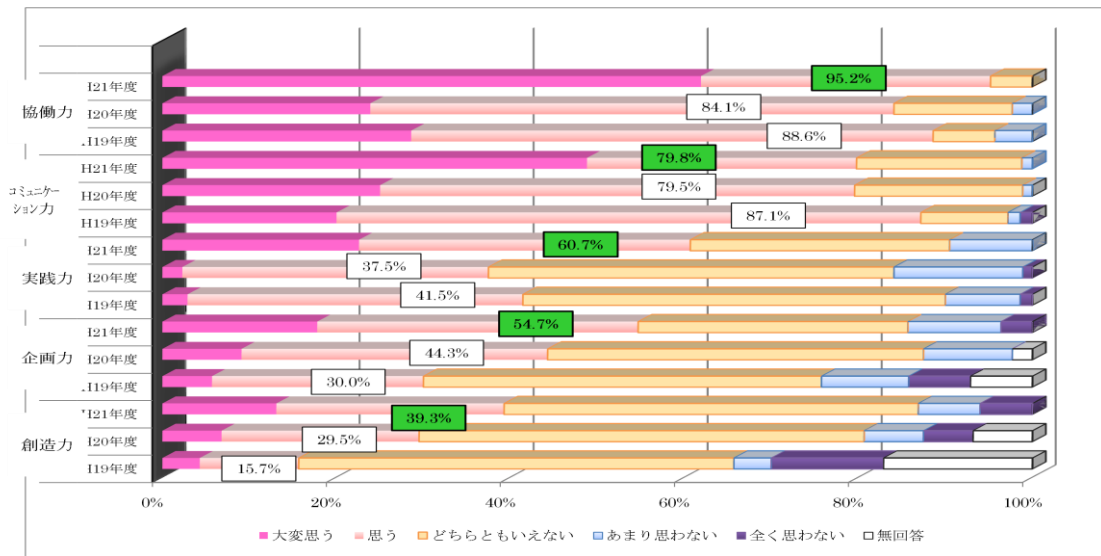
図Ⅲ－２－１. 食育サポートセンターの活動



図Ⅲ－２－２. あすなる隊員数の年次推移 (平成22年8月1日現在)



図Ⅲ－２－３. あすなる隊活動派遣回数 の年次推移



図Ⅲ-2-4. 学生食育ボランティア「あすなろ隊」活動者の自己評価結果

※自己評価の方法

対象：各年度にボランティアとして食育活動に参加した学生

方法：企画力、創造力、コミュニケーション力、協力力、実践力以上5つの項目について自記式により5段階で評価

表Ⅲ-2-1. 食育プログラム構築のための開発教材・実用新案取得状況

| 名称      | 用途                 | 実用新案登録番号    | 実用新案取得年月日  |
|---------|--------------------|-------------|------------|
| フードトランプ | 食事バランスガイドの普及教材     | 登録第136306号  | 平成19年10月3日 |
| はかるくん   | 食べ物と運動のバランスを理解する教材 | 登録第3148635号 | 平成21年2月4日  |

表Ⅲ-2-2. 食育推進リーダー養成講習会開催状況 開催場所：西九州大学第1視聴覚室

| 回 | 開催期日       | 内容   | 参加人員                               |
|---|------------|--|------------------------------------|
| 1 | 平成19年3月16日 | 講演Ⅰ：食育で何を伝える？～食事バランスガイドの活用から～<br>講演Ⅱ：機能性に学ぶ佐賀の食材<br>活動事例紹介 食育プログラムの作成 全体討議     | 行政関係者<br>教育関係者<br>ボランティア団体等<br>61名 |
| 2 | 平成19年9月7日  | 講演Ⅰ：佐賀県の目指す食育とは<br>講演Ⅱ：先進事例に学ぶ～地域を元気にする霧島の食育～<br>ディスカッション 食育プログラムの作成 全体討議      | 同上 62名                             |
| 3 | 平成20年8月22日 | 基調講演 食を伝えて～人づくり・地域づくり～<br>事例発表 計画から実施へ 佐賀県食育賞受賞者代表<br>ディスカッション 食育プログラムの作成 全体討議 | 同上 79名                             |
| 4 | 平成21年9月8日  | 食育推進全国大会に向けて 佐賀のよさ 再発見<br>講演 佐賀県の食育の動きについて<br>事例発表 佐賀県食育賞受賞者代表                 | 同上 80名                             |

|  |                     |      |  |
|--|---------------------|------|--|
|  | ディスカッション 食育プログラムの作成 | 全体討議 |  |
|--|---------------------|------|--|

## 2. 子ども研究ネットワーク

「子ども研究ネットワークは、平成 21 年 4 月の子ども学部発足を機に結成された。その目的は、西九州大学および西九州大学短期大学部における子どもと子育てに関する教育研究活動を基盤に、地域の保育所、幼稚園、小学校、子育て支援センターや NPO、行政諸機関等との連携を構築することによって、佐賀県における子ども文化の創造と子育て環境の向上を実現することにある。

これまで西九州大学では、子どもの教育を主目的とする学部学科こそなかったものの、健康福祉実践センターや食育サポートセンターを拠点に、子どもを対象とする特色ある地域開放活動を行ってきた。健康福祉実践センターでは、障害をもった子どもへの療法や援助を中心とする「障害児教室」、コミュニケーションが苦手な子どもへの余暇支援活動である「日の隈キッズ」、食育サポートセンターでは、幼稚園や小学校への「食育ボランティアあすなろ隊」の活動などである。また永原学園内には、50 年の保育者養成の実績をもつ西九州大学短期大学部幼児保育学科、西九州大学附属三光幼稚園、同三光幼稚園、両園が開催する地域子育て支援センターが併設されており、子どもと子育てに関する教育実践のノウハウが蓄積されている。子ども研究ネットワークは、これら学園内での教育研究活動の蓄積をもとに、新たに発足した子ども学部と短期大学部幼児保育学科が中心となって、子どもの心と体を育て、子どもの食生活を守り、子どもが育つ環境について考えることを目標に、地域社会を巻き込んだダイナミックな活動を展開することをめざしている。

発足年度である平成 21 年度には、以下の活動を実施した。

- (1) 子どもミュージアム・・・ 年 11 回実施
- (2) 親子いきいき教室・・・ 年 14 回実施
- (3) 子どもフェスタ・・・ 年 1 回、平成 21 年 10 月 24 日（土）開催
- (4) 子ども研究ネットワーク研究大会… 年 1 回、平成 22 年 2 月 21 日（日）開催
- (5) ニュースレターの発行・・・ 年 2 回発行（第 1 号 10 月、第 2 号 3 月）

### 1) 子どもミュージアムについて

未就園児から小学生までの子どもを対象に、本学教員と学生が提供する地域開放事業である、子ども学部の教育棟 1 階にある「子育て支援室」「保育実習室」を会場に、10 月から 3 月まで、「ミニコンサート」、「身近な植物との出会い」、「風船で遊ぼう」、「みんなで楽しくリトミック」等の講座を計 7 回実施し、のべ 200 名以上の親子の参加があった。講座終了後は上記教室を参加者に開放しており、親子での昼食、子ども同士の自由な遊び、親同士の情報交換を楽しむ姿がみうけられる。

### 2) 親子いきいき教室

未就園児をもつ親子を対象に、短期大学部が平成 16 年より実施している地域開放事業に、子ども学部も参入して展開している。参加登録制をとっており、15～20 組の親子が年

間を通して参加している。

### 3) 子どもフェスタについて

子ども学部学生が主体となって「子どもフェスタ実行委員会」を結成し、担当教員の指導のもとで企画運営を行った。当日は、「親子いきいき広場特別版」(未就園児対象)、「絵本小劇場」(幼児対象)、「遊びの広場」(小学生対象)の三つのコーナーに分かれ、地域の子ども達との交流を図った。とくに「遊びの広場」では、地元の若楠小学校から約100名の児童の参加があり、学生が準備した手作りの玩具やゲームを楽しんだ。子どもたちの大学キャンパスへの招待が実現するまでに、小学校や地元の人たちとの打ち合わせ、公民館で行われる地域子ども教室への参加などの下準備を教員と学生とで重ねた。地域との連携づくりだけでなく、学生に対する教育という点でも大きな意義のある事業であった。

### 4) 子ども研究ネットワーク研究大会について

第1部 基調講演 広田照幸日本大学文理学部教授

「子どもの育ちを考える——過去・現在・未来」

第2部 子ども研究ネットワーク活動報告 (各部門より)

第3部 本学学生・院生による研究発表

教育委員会関係者、大学教員、幼稚園教諭、保育士、中学校教員、学生、一般の方など約90名の参加があった。第1部の基調講演は地元新聞にも報道され反響が大きかった。第3部は、健康福祉学部社会福祉学科の学生および大学院生が、「子ども」をテーマとする卒業論文をもとに発表をし、子ども学部学生の勉学意欲が刺激された。

### 5) ニュースレターについて

子ども研究ネットワークの活動を逐次紹介するとともに、ネットワークの活動に参加した学生からの感想等を掲載している。配布先は、教員、学生、学外団体等である。

平成22年度も、以上5つの活動を継続して実施している。平成21年度は、最初の年度でもあり、また学生が1学年62名しかおらず「子どもフェスタ」のような行事は未経験であったため、学生主体の活動をねらいながらも、教員が手取り足取り世話をせざるをえない状況があった。しかし、平成22年度は、2年生が昨年の経験をふまえて企画段階から1年生をリードし自主的に進めている姿がみえる。平成22年度は「子どもミュージアム」にも、毎回学生を割り当てて参加させ、2年生全員が大学の主催する地域開放事業で親子と触れ合う機会を設けた。今後もさらなるバージョンアップを図りながら継続的に事業を行うとともに、ネットワークへの参加団体を学園外でも増加し、活動を地域全体に拡大することが課題である。

## 3. 「あすなろう体験」から「新あすなろう体験へ」

本学の建学の精神は、「教養と人間性を兼ね備え、その分野の指導的役割を果たすことのできる専門的職業人の養成」である。本学ではこの理念を、成長の遅い常緑樹「アスナロ」に学生を喩え、今はそうであっても「明日は檜のごとき大木」となるよう精進を重ねよう、と表

現している。建学当初より本学では、「新しい社会人としての人的資質の養成、あすなろうの精神に基づく人間教育」と「人間の健康と福祉に寄与する専門職業人の養成」の二点を人材養成の目的としてきており、それは本学の「基本構想」の中にも明記されている。大学の機能別分化の視点からいえば、本学の人材養成の目的は、「幅広い職業人養成」、「高度専門職業人養成」の2点に特化しているといえる。

本学の就職率は90%台を維持しており、社会人としての人的資質の養成、職業人養成に成功しているように見える。しかしながら、昨今の佐賀地域の経済事情、少子化、受験生の地元志向、ゆとり教育の弊害等により、進路展望を明確にできぬままとりあえずの入学をする者が目立ってきた。こうした学生たちは入学後も自らの将来像を漠然とさせたまま、専門資格取得や就職活動に励むこともなく、卒業間近になって慌ててとりあえずの就職をするため、職場での不適応や早期離職等につながっている。本学へも「職業人としての最低限度の資質能力」を備えた学生を送り出すべきだという就職先からの苦言が絶えない。本学の人材養成は、昨今の社会状況に対して、最低限度の資質能力の向上を背景とした「幅広い職業人養成」という点において不十分であったことが露呈しているといえよう。

この状況を受け、本学では今一度「あすなろうの精神」に立ち返る道を選んだ。平成21年度子ども学部の開設に合わせ、この理念を体現する授業科目「あすなろう体験」を全学共通教育科目（教養教育科目）として設定した。この科目は、教養教育課程として4年間を通じて総合的社会的知性を養成する体験型プログラムであり、その内容は専門分野にとらわれないボランティア、地域活動、インターンシップ等を通じて幅広い職業観を養うこと、グループワークによる課題解決型学習の実践などである。

平成21年度は、子ども学部にて16名の学生が履修登録し全員が単位を取得した。22年度は、子ども学科6名、社会福祉学科12名、健康栄養学科5名の計23名が履修登録し全員が単位を取得した。

本学では、この「あすなろう体験」を、平成23年度より、「新あすなろう体験」群として展開する。本取組は、現行の「あすなろう体験」を解体し、その内容を就業力育成に向けさらに強化した上で、全学部学生の職業人としての資質能力の向上を可能とする新しい教育プロセスとして再生・運用することを目的としている。この目的達成のため以下の項目を整備する。

#### <教育課程の整備>

現在選択科目である「あすなろう体験」を廃止し、必修科目「あすなろう体験Ⅰ」、選択必修科目「あすなろう体験Ⅱ、Ⅲ」の3科目を新設する。これによって、全学生に対して（体験Ⅰは1年次必修科目）職業人としての最低限度の資質能力の担保が可能となる。また、専門職を志望する学生であっても、「体験Ⅱ、Ⅲ」の履修を通じてさらなる資質能力の向上を可能とする。

#### <取組を支えるツールの整備・開発>

学生自らが修学の状況を振り返るためのツールとして、「キャリア・ポートフォリオ（CP）」を整備する。学生は、センター相談員、担当教員等との面談を通じて、修学の段階に応じて自らを振り返り、各段階での記録をCPに残すことで進路展望を明確化する。また、社会人基礎力養成等の授業に用いる教材の開発を行う。

#### <取組統括主体の整備>

プロジェクト推進センターとして「あすなろうセンター」を立ち上げる。センターは、専門教育を担う各学科、実際に就業斡旋を行う学生支援課、修学状況を把握する教務課と連携を

取りながら、「専門教育」と「教養教育としての職業人教育」を連動させるコーディネートを行う。また在学生や卒業生に対するワークライフバランス相談をはじめ、あすなろう体験授業の運営等、様々な就業力育成支援を実際に行う。

本取組によって、本学周辺地域の人材ニーズを充足することが期待できる。